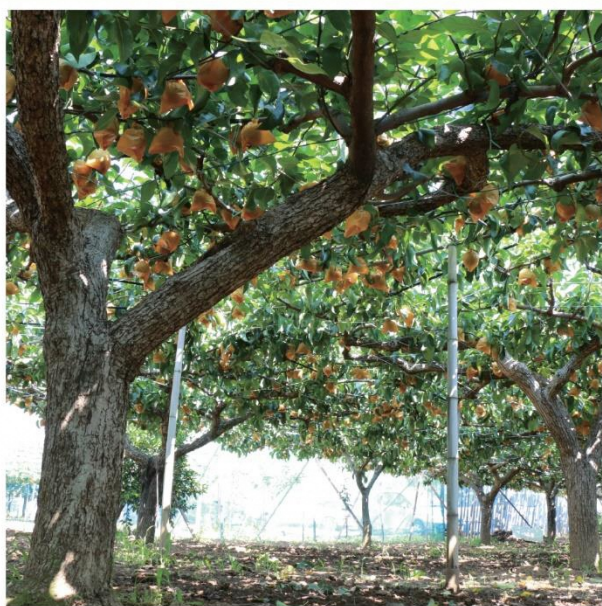
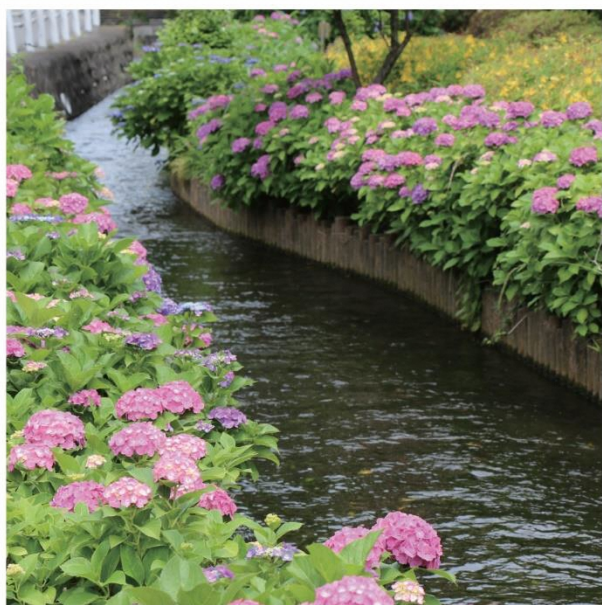


第三次稲城市環境基本計画

令和5年度～令和14年度

水と緑につつまれ 地域循環共生圏をめざすまち 稲城
～カーボンニュートラルな未来のために～



稲城市

はじめに

稲城市では、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 15（2003）年 3 月に「稲城市環境基本条例」に基づく「稲城市環境基本計画」を策定しました。平成 25（2013）年 3 月には同計画を改定し、引き続き環境施策を推進してきたところです。

近年は、地球温暖化による気候変動が一因と考えられる異常気象が世界各地で発生しており、我が国においても、激甚な豪雨、台風災害や猛暑が頻発し、全国各地で大きな影響を受けております。

平成 30（2018）年に公表された IPCC「1.5℃特別報告書」では、「世界全体の平均気温の上昇が 2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂排出量を 2050 年までに実質ゼロとすることが必要」とされており、我が国においては、令和 2（2020）年に、令和 32（2050）年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050 年カーボンニュートラル」を宣言し、本市においても、令和 5（2023）年 2 月に「稲城市カーボンニュートラル宣言」を行いました。

また、プラスチックごみによる海洋汚染や、食品ロス、生物多様性など、環境行政を取り巻く状況は多様化し、大きく変化しております。

こうした状況を踏まえ、本市では、「第三次稲城市環境基本計画」の基本理念である『水と緑につつまれ 地域循環共生圏をめざすまち 稲城 ～カーボンニュートラルな未来のために～』の実現を目指し、「美しい自然環境の保全と調和」、「カーボンニュートラルの実現」、「循環型社会の構築」、「安全・安心で快適なくらしの確保」、「環境教育・環境保全活動の推進」について、市民・事業者・学校・市の連携・協働により取り組んでまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、環境審議会でのご審議や、アンケート調査、パブリックコメントなどでご意見をいただいた皆様のご協力に、改めて感謝申し上げます。



令和 5 年 3 月

稲城市長

高橋 勝浩

目 次

第1章 計画の基本的な事項

1. 計画策定の背景と目的	2
2. 計画の位置付け	3
3. 計画の対象	4
4. 計画の期間	4
5. 計画の推進主体	5

第2章 環境に関する社会情勢

1. 国内外の動向	8
2. 東京都の動向	14
3. 稲城市の動向	16

第3章 稲城市の環境の現状と課題

1. 稲城市の概況	20
2. 自然環境	30
3. 生活環境	40
4. 地球環境	46
5. 環境教育・環境保全活動の取り組み	48
6. 意向調査の概要	51
7. 稲城市の環境課題	54

第4章 稲城市が目指す環境像と基本方針

1. 稲城市が目指す環境像	62
2. 環境像を実現するための基本方針	64
3. 本計画に内包する計画	66

第5章 施策の展開

1. 施策の体系	70
2. 施策の展開	72

第6章 市民・事業者・学校の環境配慮指針

施策の柱1（美しい自然環境の保全と調和）	94
施策の柱2（カーボンニュートラルの実現）	96
施策の柱3（循環型社会の構築）	98
施策の柱4（安全・安心で快適な暮らしの確保）	100
施策の柱5（環境教育・環境保全活動の推進）	101

第7章 計画の推進方策

1. 計画の推進体制	104
2. 進行管理の仕組み	106

資料編

資料 1. 稲城市環境基本条例	108
資料 2. 策定経緯	113
資料 3. 稲城市環境審議会名簿	113
資料 4. 諮問・答申	114
資料 5. 庁内検討委員会名簿	116
資料 6. 環境に関する市民・事業者アンケート調査結果	117
資料 7. 用語解説	136



第1章 計画の基本的な事項

第1章 計画の基本的な事項

1. 計画策定の背景と目的

本市では、平成15（2003）年3月に「稲城市環境基本条例」に基づき「稲城市環境基本計画」を策定し、市民・事業者・学校・市が、それぞれの立場から様々な環境保全の取り組みを推進してきました。その第一次計画の計画期間の終了に伴い、平成25（2013）年3月に「第二次稲城市環境基本計画」を策定し、目指す環境像の実現に向けて、さらなる環境施策を推進してきたところです。

そして第二次計画の策定からさらに10年が経過しましたが、その間には国内外においても法律の制定をはじめとする様々な社会情勢の動きがみられます。特に、近年では地球温暖化が原因と見られる気候変動の影響が顕著となり、猛暑や豪雨災害が激甚化し、気候危機というべき状況にあります。その地球環境への危機意識の高まりや、社会を取り巻く環境が大きく変化している中で、令和2（2020）年に政府による「2050年カーボンニュートラル（脱炭素化）宣言」が行われ、脱炭素社会に向けた取り組みが急速に進められています。

本市においても、地球温暖化の問題を私たち一人ひとりの問題と捉え、カーボンニュートラルの実現に向けて取り組んでいく必要があることから、令和5（2023）年に「稲城市カーボンニュートラル宣言」を行いました。

こうした背景のもと、第二次計画の計画期間の終了に伴い、「稲城市環境基本条例」に示される理念の実現に向けて、環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱や施策を改めて定めるために、「第三次稲城市環境基本計画」の策定を行うものです。



2. 計画の位置付け

本計画は、「稲城市環境基本条例」の第8条の規定に基づき、環境施策を総合的かつ計画的に推進するために策定されるものであり、「第五次稲城市長期総合計画」に掲げる本市の目指すべき将来都市像『緑につつまれ 友愛に満ちた市民のまち 稲城 ～みんなでつくる笑顔と未来～』の実現を環境面から目指すものです。

また、本計画は、本市の良好な環境づくりに向けての基本的な考え方、目標及び達成手段を明らかにするとともに、本市における各種計画や、施策の環境に関連する事業を立案・実施するにあたっての基本的な考え方を示す環境面の総合計画であり、他の関連する計画では、本計画と整合・連携・補完し施策を展開していくこととします。

なお、本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に基づく「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」、「気候変動適応法」第12条に基づく「地域気候変動適応計画」を内包します。また、「生物多様性基本法」第13条に基づく「生物多様性地域戦略」については、平成27（2015）年3月に策定した「生物多様性いなぎ戦略」を基本にしつつ、指標など一部更新が必要な部分については本計画に内包します。

さらに、「稲城市環境基本条例」の第10条の規定に基づく「稲城市環境配慮指針」についても内包し、「市民」、「事業者」、「学校」の環境配慮の指針ともなっています。

市は「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）（第三次稲城市職員エコ・アクションプラン）」とともに一体的に環境施策を取り組むことにより、包括的な地球温暖化対策の推進を図っていくこととします。

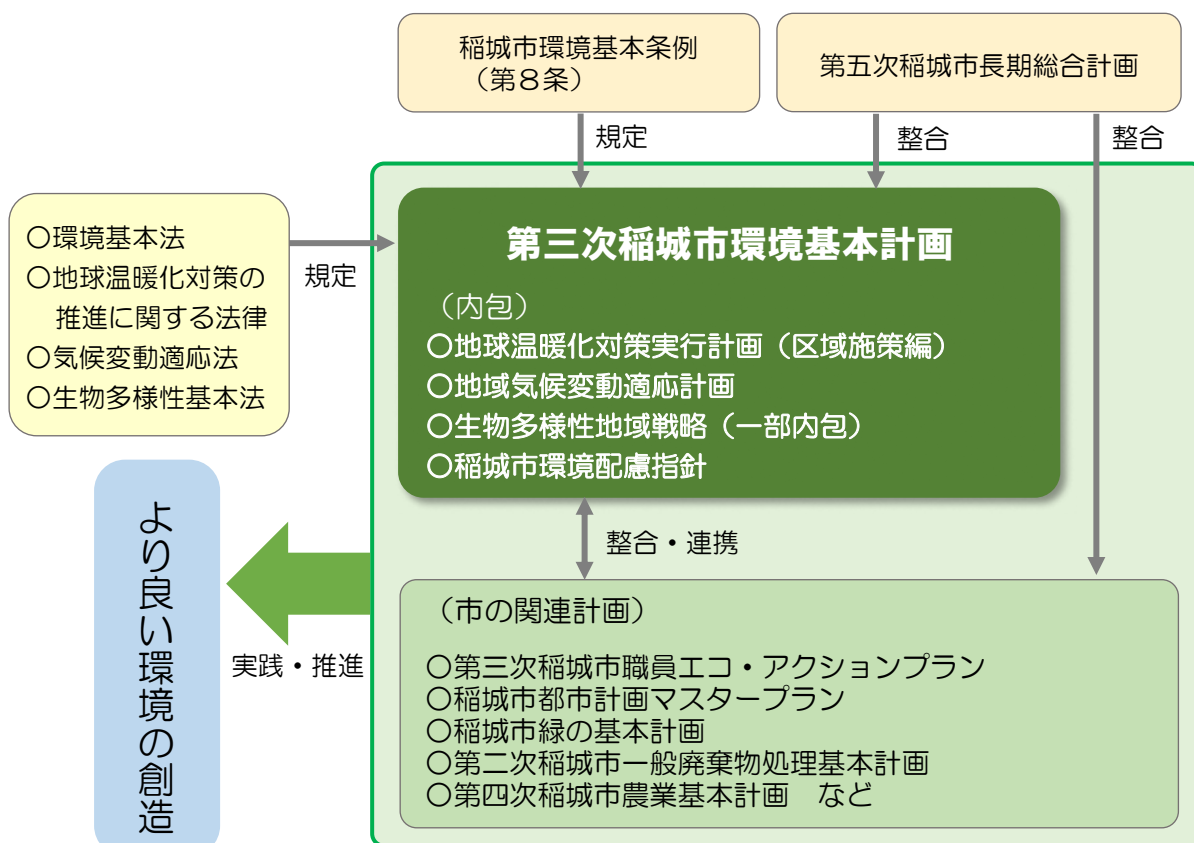


図 計画の位置付け

3. 計画の対象

私たちは、地球上に生存する生物の一員として、本市における多摩川や三沢川、大丸用水、多摩丘陵等の「水」と「緑」に代表される豊かな自然の恵みを享受する一方、大量消費、大量廃棄による様々な影響を与えながら、社会経済活動を発展させてきました。その結果、地球温暖化をはじめとする様々な問題が顕在化し、市民の生命・財産・生活に直接影響を及ぼす状況となってきました。

そのため、今日の環境問題に対して真摯に向き合いつつ、われわれ一人ひとりの行動に伴う環境への負荷を低減し、身近な環境から地球規模の環境に至るまで配慮した行動を実践し、健全で恵み豊かな環境を未来へ継承していくことが求められています。

本計画では、現在及び将来の市民が健康で快適な環境を確保していくために、「自然環境」、「生活環境」、「地球環境」、「環境教育・環境保全活動」の4つの環境の側面を対象とします。以下にそれぞれの環境要素との関わりを示しています。

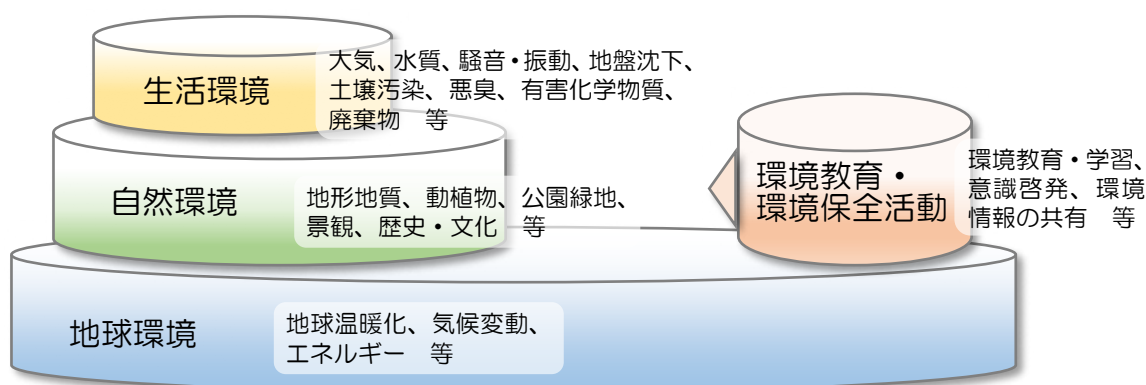


図 計画の対象とする環境要素

4. 計画の期間

本計画の対象期間は令和5（2023）年4月から令和15（2033）年3月までの10年間とします。なお、計画の進捗状況や社会情勢などを勘案し、必要に応じて見直しを行うものとします。

初年度	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目	6年度目	7年度目	8年度目	9年度目	10年度目
令和5 2023	令和6 2024	令和7 2025	令和8 2026	令和9 2027	令和10 2028	令和11 2029	令和12 2030	令和13 2031	令和14 2032

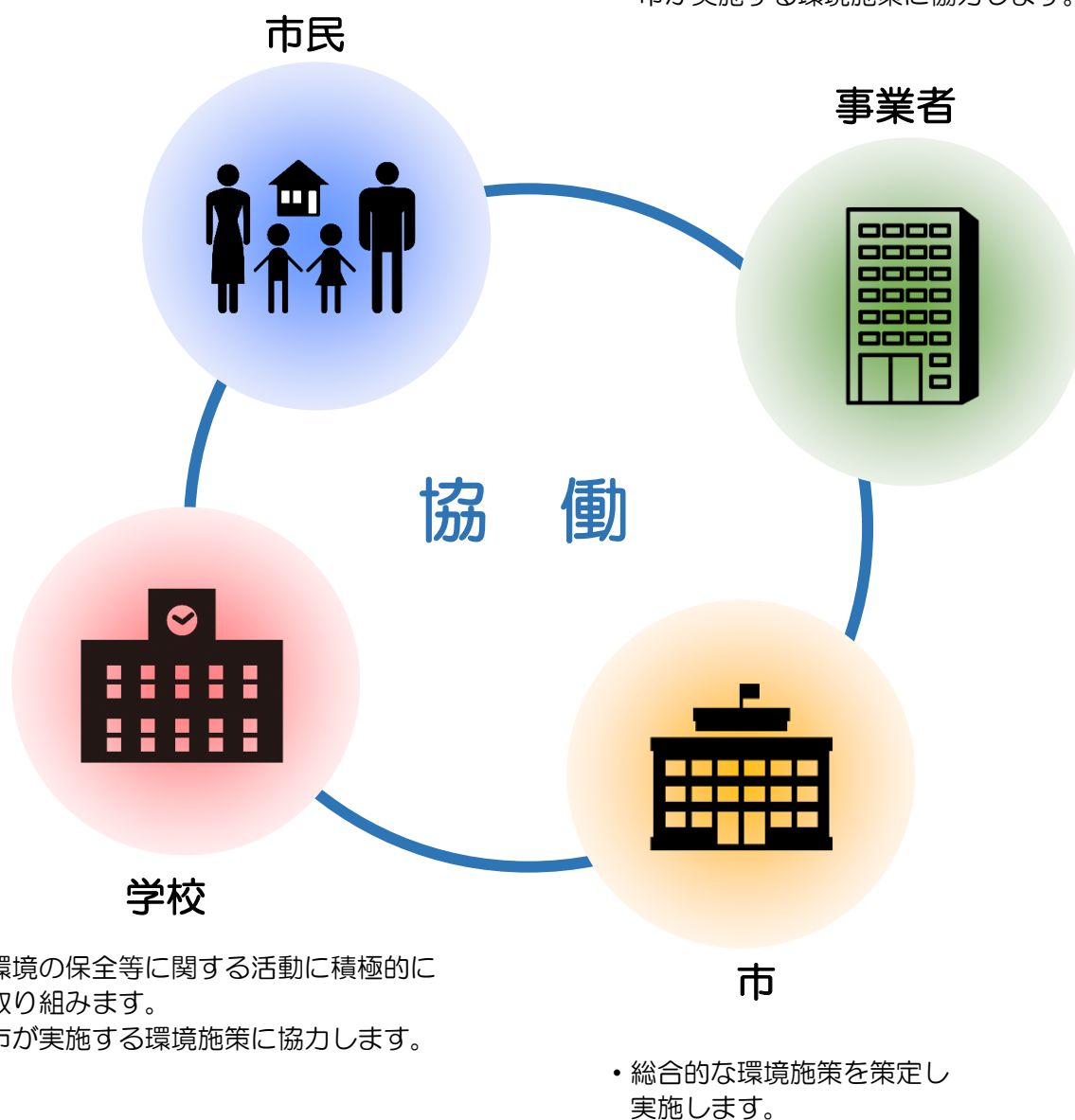
社会・経済状況や国・都の動向を踏まえ必要に応じて見直し

5. 計画の推進主体

本計画では、「市民」、「事業者」、「学校」、「市」が、それぞれの役割を果たすとともに、連携・協働してより良い環境の創造を目指します。

- 廃棄物の減量、資源及びエネルギーの適正な利用等、日常生活に伴う環境への負荷を低減します。
- 市が実施する環境施策に協力します。

- 事業活動に伴う公害を防止し、自然環境を適正に保全します。
- 事業活動による環境への負荷を低減します。
- 再生資源を利用するよう努めます。
- 廃棄物を適正に処理します。
- 市が実施する環境施策に協力します。





コラム

地球温暖化の仕組み

地球は、太陽によって温められ、余分な熱が宇宙に放出されることで、生物が生きていく上でほどよい温度である平均約 14℃に保たれています。太陽からの距離が地球とほぼ同じである月の平均気温は-20℃です。

宇宙へ放出される熱の一部は、二酸化炭素（CO₂）や水蒸気などの温室効果ガスのはたらきにより地球にとどまります。もし、大気中に温室効果ガスが全くない場合、地球の平均温度は約-19℃になると言われています。このように、温室効果ガスは、本来生物が生きるために不可欠なものです。

しかし、現在は二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスが増加したため、地球にとどまる熱が多くなり、平均気温が上昇しています。このことを「地球温暖化」と呼んでいます。

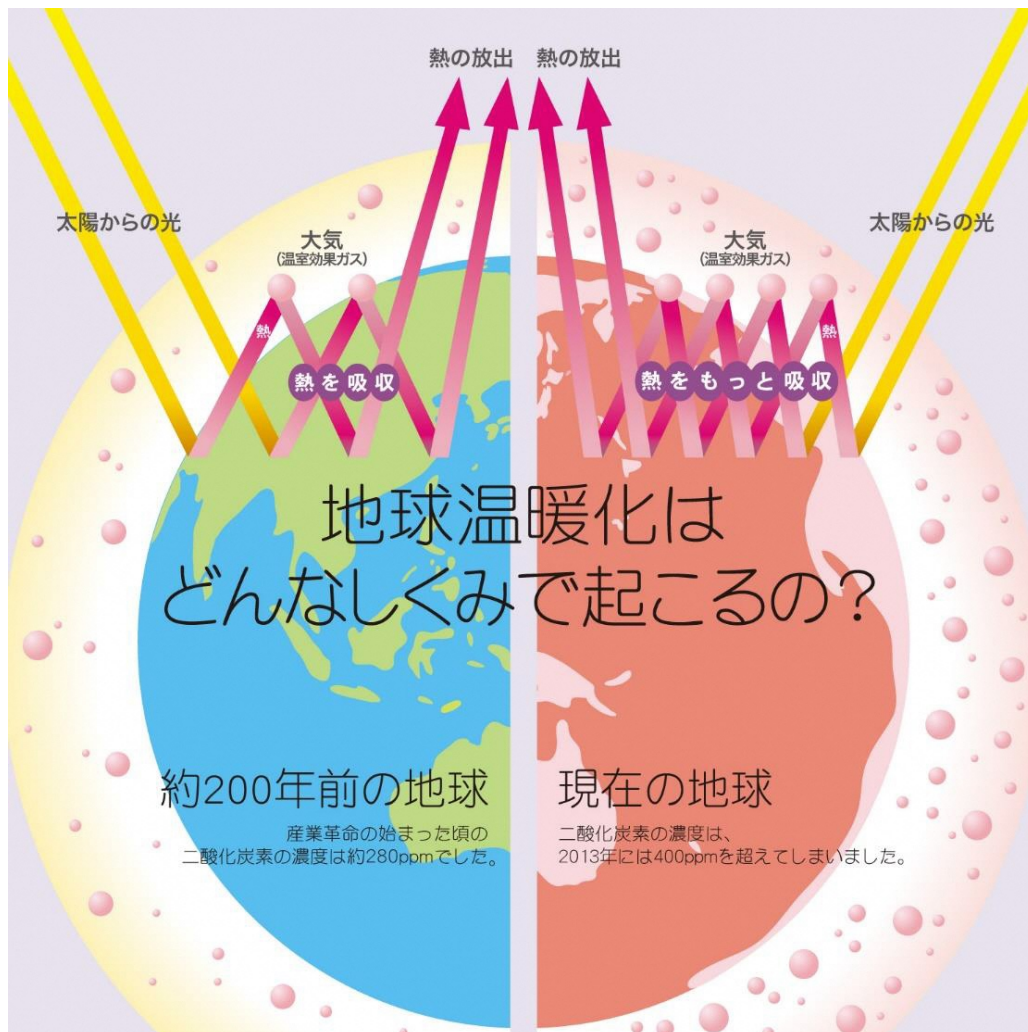


図 温室効果ガスと地球温暖化メカニズム

出典：温室効果ガスインベントリオフィス（全国地球温暖化防止活動推進センター（JGCCA）HP）



第2章 環境に関する社会情勢

第2章 環境に関する社会情勢

1. 国内外の動向

①「パリ協定」を踏まえた我が国の地球温暖化対策

平成 27（2015）年に「パリ協定」が採択され、「産業革命前からの世界の平均気温上昇を 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」が合意されました。そのことを受けて、我が国では、平成 28（2016）年に「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、温室効果ガス排出量について、中期目標として「2030 年度に 2013 年度比で 26.0%削減」、長期目標として「2050 年までに 80%削減を目指す」ことが掲げられました。

②脱炭素社会への転換

気候変動に関する政府間パネル（I P C C）が平成 30（2018）年に公表した「1.5℃特別報告書」では、令和 32（2050）年前後には世界の二酸化炭素排出量を正味ゼロにする必要があることが示され、世界中で「脱炭素社会」へ転換していくための取り組みが活発化しています。

こうした動きを踏まえ、我が国では令和 2（2020）年に「2050 年カーボンニュートラル（脱炭素化）」が宣言されました。これは、温室効果ガス排出量から、森林などによる吸収量を差し引いて、実質ゼロにすることを意図しています。

また、令和 3（2021）年 4 月にオンラインで開催された気候サミットでは、我が国は「2030 年度において温室効果ガスの 2013 年度からの 46%削減を目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続ける」という決意を表明しました。

③「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正

令和 3（2021）年 5 月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が改正され、令和 2（2020）年に宣言された「2050 年カーボンニュートラル」を基本理念として法に位置付けるとともに、その実現に向けて地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化の取り組みや、企業の排出量情報のデジタル化・オープンデータ化を推進する仕組み等を定めています。

④「地域脱炭素ロードマップ」の決定

国は、令和 3（2021）年 6 月の「国・地方脱炭素実現会議」にて、「地域脱炭素ロードマップ」を決定しました。

本ロードマップでは、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する脱炭素に国全体で取り組み、さらに世界へと広げるために、特に令和 12（2030）年までに集中して行う取り組み・施策を中心に、地域の成長戦略ともなる地域脱炭素の行程と具体策を示しています。

これにより、①令和 12（2030）年までに少なくとも脱炭素先行地域を 100 か所以上創出、

②脱炭素の基盤となる重点対策として、自家消費型太陽光や省エネ住宅などを全国で実行、を行うことで、地域の脱炭素モデルを全国に伝搬し、令和 32（2050）年を待たずに脱炭素達成を目指しています。

⑤「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」

国は、「2050 年カーボンニュートラル」への挑戦を、「経済と環境の好循環」につなげるための産業政策として、令和 3（2021）年 6 月に「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を策定しました。

当該戦略では、14 の重要分野ごとに、高い目標を掲げた上で、現状の課題と今後の取り組みを明記し、予算、税、規制改革・標準化、国際連携など、あらゆる政策を盛り込んだ実行計画としています。

電力部門については脱炭素化を大前提とし、再生可能エネルギーは最大限の導入を図り、洋上風力産業と蓄電池産業を成長戦略としていくこととされています。

⑥「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律」が令和 3（2021）年 10 月に施行され、法律の題名が「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に変わるとともに、目的について「脱炭素社会の実現に資する」旨を明示し、木材利用の促進に関する基本理念が新設されました。

また、法の対象が公共建築物から建築物一般に拡大され、より一層、木材の利用の促進と森林整備を進めることで、地域活性化への貢献や、森林の多面的機能の発揮にも資するものとしています。

⑦「脱炭素社会に向けた住宅・建築物の省エネ対策等の在り方」の検討

国土交通省、経済産業省、環境省が連携して、「脱炭素社会に向けた住宅・建築物の省エネ対策等の在り方」に関する検討が行われ、令和 3（2021）年 8 月にまとめたものが公表されました。それにより、令和 32（2050）年及び令和 12（2030）年に目指すべき住宅・建築物の姿が示されました。

■令和 32（2050）年に目指すべき住宅・建築物の姿

（省エネ）ストック平均で Z E H・Z E B 基準の水準の省エネ性能が確保される。

（再エネ）導入が合理的な住宅・建築物における太陽光発電設備等の再生可能エネルギー導入が一般的となる。

■令和 12（2030）年に目指すべき住宅・建築物の姿

（省エネ）新築される住宅・建築物については Z E H・Z E B 基準の水準の省エネ性能が確保される。

（再エネ）新築戸建住宅の 6 割において太陽光発電設備が導入される。

⑧気候変動における「緩和」と「適応」

気候変動の影響は、私たちの暮らしの様々なところに既に現れています。例えば、気温上昇による農作物への影響や、過去の観測を上回るような短時間強雨、台風の大規模化などによる自然災害、熱中症搬送者数の増加といった健康への影響などが挙げられます。

平成 30（2018）年に施行された「気候変動適応法」を契機として、これまで取り組んできた温室効果ガスの排出量を減らす「緩和策」に加えて、これからの時代は、気候変動による被害を回避・軽減する「適応策」にも、より一層取り組む必要があります。

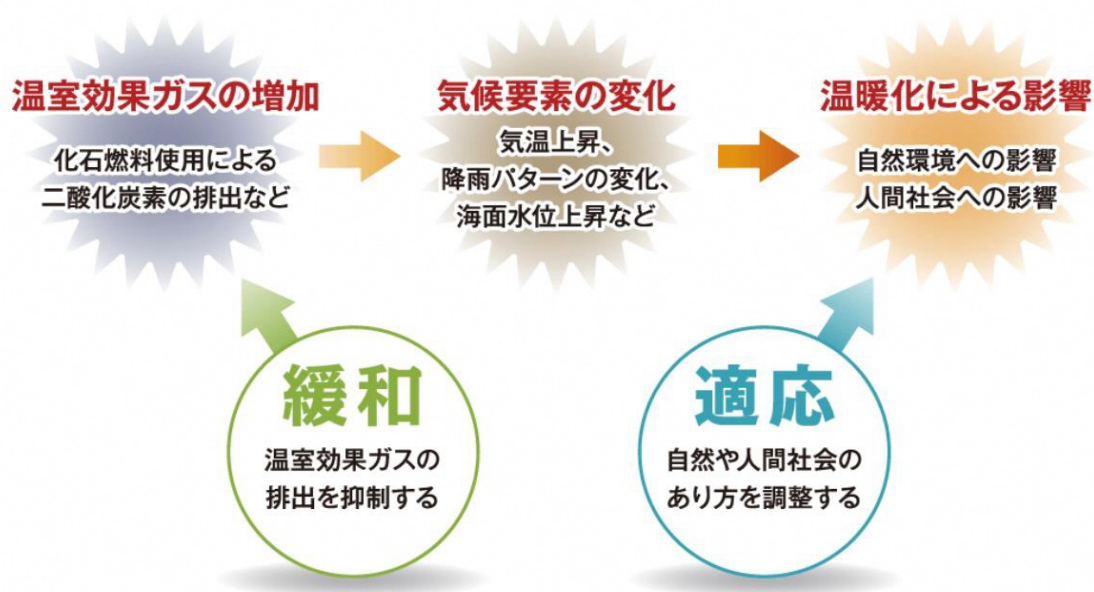


図 気候変動における「緩和」と「適応」

出典 気候変動適応情報プラットフォームホームページ

⑨「食品ロスの削減の推進に関する法律」

食品ロスとは、本来食べられるにも関わらず廃棄される食べ物のことであり、食品の生産、製造、販売、消費等の各段階において、日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しています。また、食品ロスが発生するということは、廃棄された食料の生産・ごみ処理過程で発生した温室効果ガスが、無駄に排出されたことになります。気候変動に関する政府間パネル（IPCC）「土地関係特別報告書」（令和元（2019）年）によると、食料生産・製造の前後に行われる活動に関連する温室効果ガス排出量は、人為起源の正味の温室効果ガス総排出量の 21～37%を占めると推定され、食品ロスは気候変動の要因にもなっています。

我が国においては、令和元（2019）年 10 月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定、その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めています。

⑩「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」

海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、我が国においては、令和元（2019）年5月に「プラスチック資源循環戦略」が策定され、プラスチックの資源循環を推進する施策が進められています。

さらに、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が令和4（2022）年4月に施行され、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取り組み（3R+Renewable）を促進するための措置が講じられることとなりました。



コラム

マイクロプラスチック

私たちの身の回りには、たくさんのプラスチック製品であふれています。これらのプラスチックの多くは、「使い捨て」されることも多く、利用後に、きちんと処理されずに環境中に流出してしまうこともあります。その流出したプラスチックのほとんどが最終的に行きつく場所は海です。

こうしたプラスチックごみは、海の生態系に大きな影響を与えています。例えば漁網などにかまったり、ポリ袋を餌と間違えて食べてしまったり、魚や鳥、アザラシ、ウミガメなど、多くの生き物が傷ついたり死んだりしています。

一度流出したプラスチックごみは、海岸での波や紫外線等の影響を受けるなどして、やがて小さなプラスチックの粒子となります。この5mm以下になったプラスチックを「マイクロプラスチック」と呼んでいます。これらは、細かくなっても自然分解することはない、数百年間以上もの間、自然界に残り続けると考えられています。



⑪「第4次循環型社会形成推進基本計画」

平成30(2018)年6月に、「循環型社会形成推進基本法」に基づく「第4次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定されました。同計画は、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるものであり、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上を掲げた上で、重要な方向性として、7つの柱とそれぞれの実現に向けた施策が示されています。

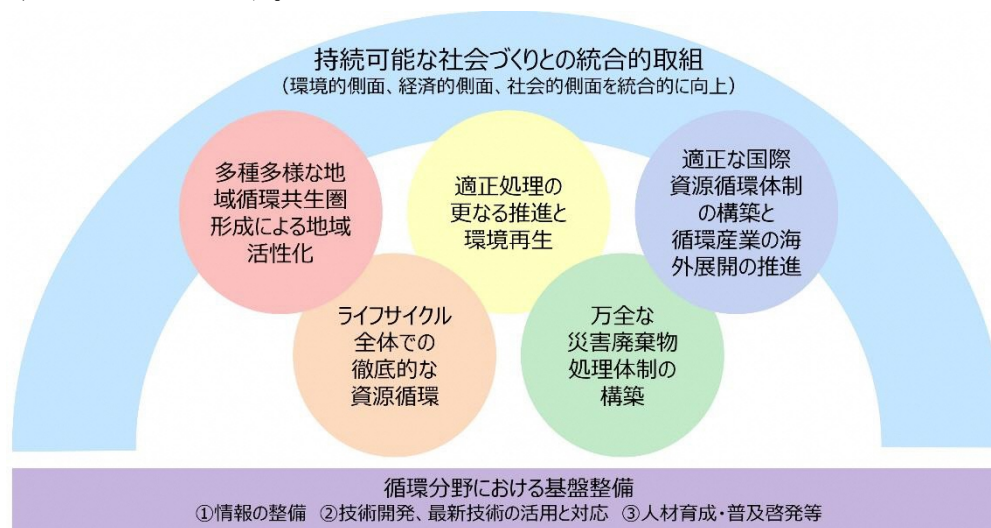


図 第4次循環型社会形成推進基本計画の7つの柱

出典：環境省 HP「第4次循環型社会形成推進基本計画（パンフレット）」

⑫持続可能な開発目標（SDGs）

SDGs（エス・ディー・ジーズ）とは、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載されている、令和12(2030)年までに、持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標です。これは、17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓い、途上国の貧困、教育、保健等の開発課題に加え、持続可能な開発の3本柱とされる経済面・社会面・環境面の課題全てに幅広く対応し、調和させるものです。特に環境面においては、エネルギーへのアクセス、持続可能な消費と生産、気候変動対策、海洋資源の保全、生物多様性等の視点が新たに盛り込まれ、今後の国の施策だけでなく、自治体の環境施策においても指針とすべきものとなっています。

本計画では、各環境施策とSDGsとの関わりを示すため、17の目標のうち関連するSDGsの目標アイコンを掲載しています。



図 SDG グローバル指標 (SDG Indicators)

出典：外務省 HP

⑬「生物多様性国家戦略 2023－2030」策定に向けた動向

「生物多様性国家戦略 2011－2020」の計画期間を終えるため、環境省を中心として、令和2（2020）年より「生物多様性国家戦略 2023－2030」の策定に向けた検討が行われ、令和4（2022）年度を目処に閣議決定の見込みとなっています。

⑭30by30ロードマップ

環境省は、令和4（2022）年4月に「30by30（※1）ロードマップ」を策定し、30by30目標の達成に向けたカギとなるOECM（※2）の設定・管理、生物多様性の重要性や保全活動の効果の「見える化」等を掲げています。

地方公共団体の役割としては、保護地域の拡張や管理の質の向上、OECMとして整理された地域の適切な管理等が求められています。また、このロードマップは「生物多様性国家戦略 2023－2030」に組み込み、より明確な国家方針とする予定とされています。

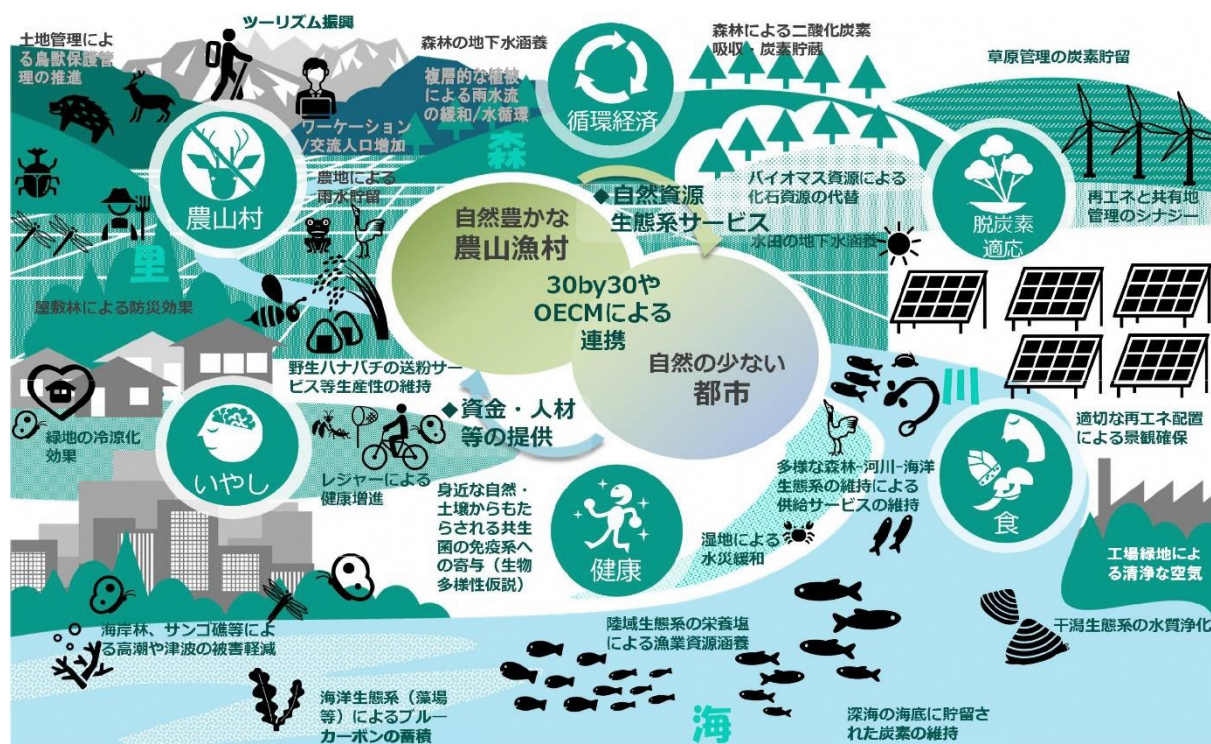


図 30by30実現後の地域イメージ ～自然を活用した課題解決～

出典：環境省 HP「30by30ロードマップ」

※1 30by30：少なくとも30%の陸域及び海域、特に生物多様性にとって特に重要な地域の保全を進めるという目標。

※2 OECM：Other Effective area based Conservation Measure（その他の効果的な地域をベースとする手段）の頭文字をとったもので、国立公園などの保護地区ではない地域のうち、生物多様性を効果的にかつ長期的に保全しうる地域のことをいう。

2. 東京都の動向

①「ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report」

東京都は、令和元（2019）年5月に開催されたU20東京メイヤーズ・サミットで、平均気温の上昇を1.5℃に抑えることを追求し、令和32（2050）年にCO₂排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」を実現することを宣言しました。

「ゼロエミッション東京」を実現するためのビジョンである「ゼロエミッション東京戦略」を令和元（2019）年12月に策定し、令和3（2021）年3月には気候危機の深刻化を受け、「ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report」を公表しました。

令和12（2030）年までにCO₂排出量半減を目指し、ビジョンとして「2030・カーボンハーフスタイル」を提起しています。

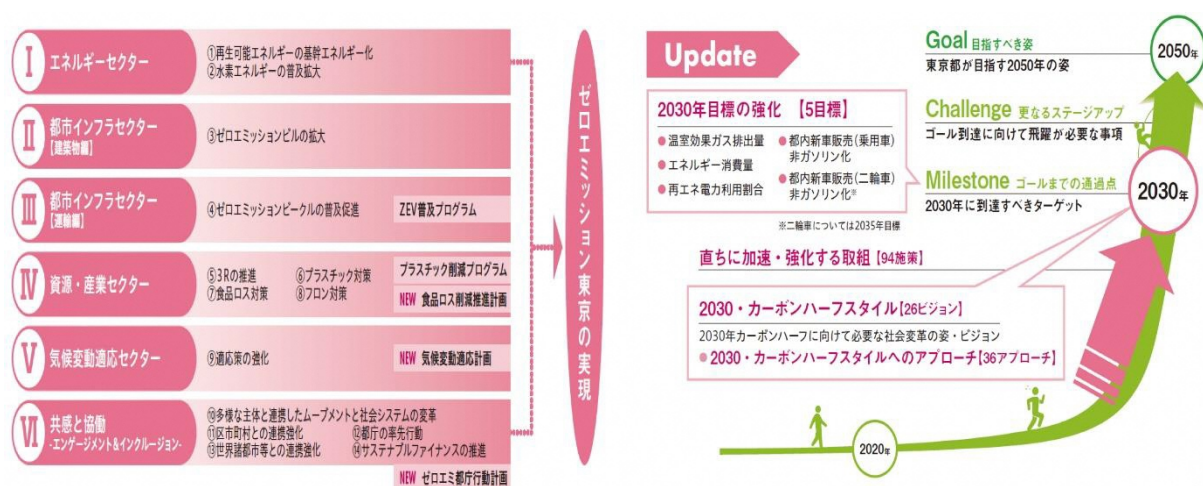


図 具体的な取り組みを進める6つの分野・14の政策とその目標

出典：ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report 概要版

②「東京都環境基本計画」の策定

東京都は、令和4（2022）年9月に「東京都環境基本計画」を策定し、コロナ禍からの「サステナブル・リカバリー（持続可能な回復）」を進め、令和32（2050）年までに世界の二酸化炭素排出量の実質ゼロに貢献するゼロエミッション東京の実現を掲げ、令和12（2030）年までに温室効果ガス排出量を50%削減するカーボンハーフを目指した取り組みを加速していくとしています。また、都市の姿として、「成長」と「成熟」が両立した、持続可能で、安全・安心、快適な、「未来を拓くグリーンでレジリエントな世界都市・東京」を目指すとしています。

そのため計画では、戦略1～3に加え、戦略0を実践しつつ、気候変動・エネルギー、自然、大気等の各分野の環境問題を包括的に解決していくと位置付けています。

戦略0：危機を契機とした脱炭素化とエネルギー安全保障の一体的実現

戦略1：エネルギーの脱炭素化と持続可能な資源利用によるゼロエミッションの実現

戦略2：生物多様性の恵みを受け続けられる、自然と共生する豊かな社会の実現

戦略3：都民の安全・健康が確保された、より良質な都市環境の実現

③「東京都食品ロス削減推進計画」の策定

東京都は、令和元（2019）年12月に、「ゼロエミッション東京戦略」において、食品ロス対策を資源循環分野の政策の柱の一つとして位置付け、「2050年までに食品ロス実質ゼロ」という目標を掲げました。さらに、令和2（2020）年11月、コロナ禍の状況変化も踏まえた各主体の取り組みの方向性として、「食品ロス削減に向けた提言」が取りまとめられ、「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づく「東京都食品ロス削減推進計画」を策定しました。

④「東京都生物多様性地域戦略」の改定

東京都は、平成24（2012）年に「緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～」を策定しました。この計画が令和2（2020）年に計画期間を終えるため、令和元（2019）年12月から改定に向けた検討を開始し、令和4（2022）年度を目処に改定の見込みとなっています。

⑤「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（東京都環境確保条例）」の改正

東京都の新築戸建て住宅などへの太陽光パネル設置を義務付ける「東京都環境確保条例の一部を改正する条例」が令和4（2022）年12月に公布され、東京都は令和7（2025）年4月からの義務化を目指すこととなりました。

東京都の方針では、一戸建て住宅を含む延べ床面積 2,000m² 未満の中小規模の新築建物については、供給延べ床面積が都内で年間 20,000m² 以上の住宅メーカーが設置義務を負うこととし、約 50 社が該当するとしています。また、設置が難しい屋根面積 20m² 未満の建物は対象外となり、ビルやマンションなど 2,000m² 以上の大規模新築建物は建築主が義務の対象となります。



図 東京都環境確保条例改正の概要

出典：カーボンハーフ実現に向けた条例制度改正について

3. 稲城市の動向

①「第五次稲城市長期総合計画」の策定

本市の最上位計画である「第五次稲城市長期総合計画」を令和3（2021）年3月に策定しました。

本計画は、基本構想、基本計画、実施計画の三層構造となっており、基本構想と基本計画は概ね10年間、実施計画は前期と後期に分けて各5年間の計画期間としています。

基本構想に定められたまちづくりの基本的な理念として、市の目指す将来都市像は、『緑につつまれ 友愛に満ちた市民のまち 稲城 ～みんなでつくる笑顔と未来～』としています。また、「環境・経済・観光」における基本目標として、『水と緑につつまれ 活力あふれる賑わいのまち 稲城』と設定しています。

②「稲城市都市計画マスタープラン」の策定

本市の都市計画に関する基本的な方針を定める計画として「都市計画マスタープラン」を令和5（2023）年3月に策定しました。

本計画は、都市計画法に基づき策定するもので、まち全体の都市将来像を見据えて、調和を保ち進展するよう、羅針盤のようにまちづくりの方向性を示すものです。

まちづくりの将来像は、『緑と水につつまれ 人とふれあうまち 稲城 ーほどよく田舎ほどよく都会なまちー』と設定しています。

③「稲城市緑の基本計画」の策定

本市の緑に関する総合的な計画として、「稲城市緑の基本計画」を令和5（2023）年3月に改定しました。

本計画は、都市緑地法に基づき策定するもので、本市の緑豊かなまちづくりを進めていくための指針を示すものです。計画の理念として、「水と緑の継承と調和」を掲げています。

④「第四次稲城市農業基本計画」の策定

本市の農業振興を図ることを目的とした「第四次稲城市農業基本計画」を令和3（2021）年3月に策定しました。

本計画では、計画期間を10年間とし、本市の農業の将来像を『次世代に繋ぐ、農とともに暮らすまち』として、将来像を実現するための基本方針や施策を取りまとめています。

⑤カーボンニュートラルに関する組織体制の設置

令和4（2022）年9月に、市長を本部長とする「稲城市カーボンニュートラル推進本部」を設置しました。推進本部の下に部会を分野別に設置し、詳細な検討を進めています。

⑥稲城市カーボンニュートラル宣言

令和5（2023）年2月の市議会において、「稲城市カーボンニュートラル宣言」を行い、令和32（2050）年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことを表明しました。



■宣言の概要

近年、気候変動が要因と考えられる異常気象が世界各地で発生しており、温室効果ガスの排出量増加に伴う地球温暖化が原因の一つと考えられていることから、温室効果ガスの排出量を抑える行動が世界的に広がっています。我が国におきましても、令和32（2050）年カーボンニュートラルを目指すことを宣言するとともに、令和12（2030）年度に温室効果ガスの排出量を平成25（2013）年度から46%削減することを目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明しております。

これらの目標を達成するためには、地方自治体の積極的な取り組みが期待されており、稲城市といたしましても、今後、公共部門、民生部門で一体となって積極的に脱炭素施策を推し進めることで、令和32（2050）年カーボンニュートラルの実現を目指すことをここに宣言します。

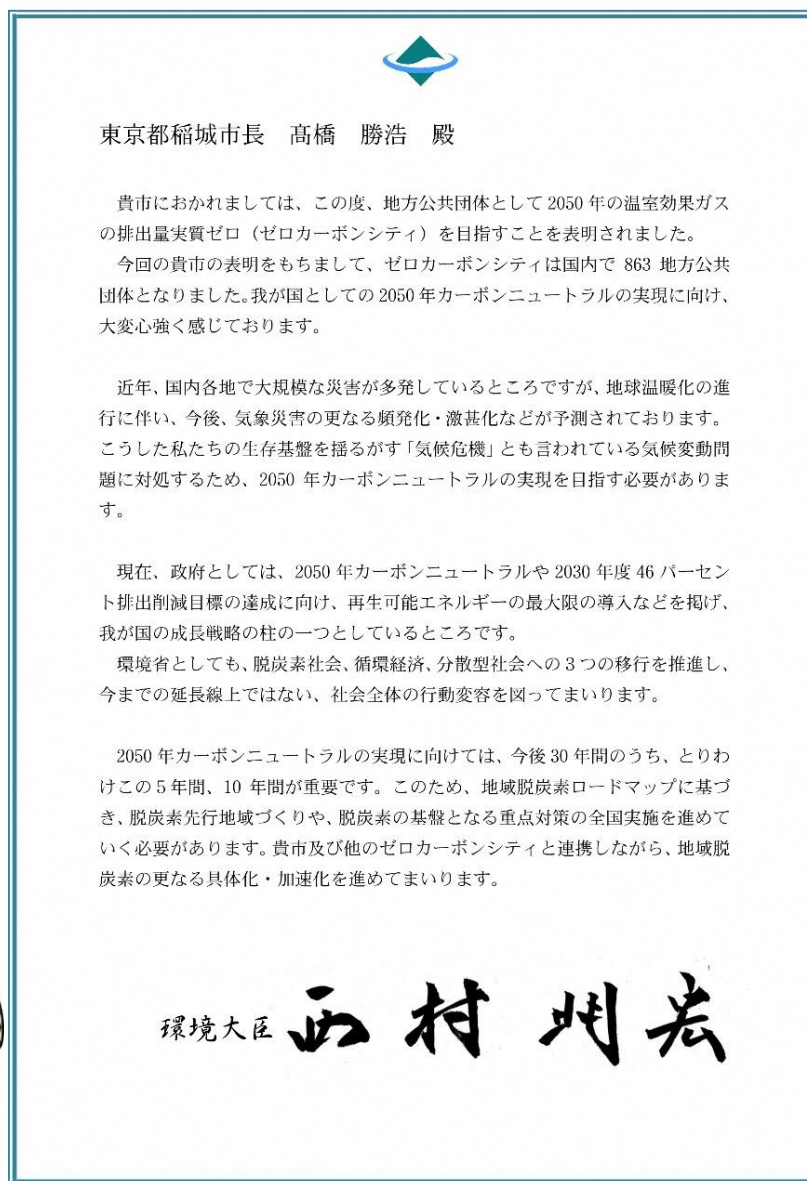


表 国内外及び稲城市における環境を取り巻く流れ

年	国内外	稲城市
平成 26 年 以前	□環境教育等促進法の改正施行(H24.10)	○稲城市環境基本条例制定(H15.3) ○稲城市環境基本計画策定(H15.3) ○稲城市職員エコ・アクションプラン策定(H15.7) ○稲城市環境基本計画改定(H21.3) ○稲城市緑の基本計画改定(H24.3) ○稲城市都市計画マスタープラン策定(H25.3) ○第二次稲城市職員エコ・アクションプラン策定(H25.3) ○第二次稲城市環境基本計画策定(H25.3)
平成 27 年	●国連サミットにて持続可能な開発のための 2030 アジェンダの採択(H27.9)⇒SDGs ●COP21(国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議)にてパリ協定策定(H27.12)	○生物多様性いなぎ戦略策定(H27.3) ○第二次稲城市職員エコ・アクションプラン改訂(H27.3)
平成 29 年	□生産緑地法の改正施行(H29.6) □都市緑地法の改正施行(H29.6) □都市公園法の改正施行(H29.6)	
平成 30 年	□都市緑地法の一部の改正施行(H30.4) □気候変動適応法施行(H30.11) □第4次循環型社会形成推進基本計画閣議決定(H30.6)	○第二次稲城市職員エコ・アクションプラン改訂(H30.3)
平成 31 年 ・令和元年	□食品ロスの削減の推進に関する法律施行(R 元.10) △ゼロエミッション東京戦略策定(R 元.12) △東京都食品ロス削減推進計画(R 元.12)	○第二次稲城市環境基本計画改訂(H31.3) ○第二次稲城市一般廃棄物処理基本計画改訂(H31.4)
令和2年	□政府による 2050 年カーボンニュートラル宣言(R2.10)	
令和3年	△ゼロエミッション東京戦略 2020 Update & Report 策定(R3.3) □気候サミットにて「2030 年度において温室効果ガスの 2013 年度からの 46%削減を目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続ける」との決意表明(R3.4) □地域脱炭素ロードマップ決定(R3.6) □2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略(R3.6) △環境先進都市・東京に向けて～CREATING A SUSTAINABLE CITY～(R3.11)	○第五次稲城市長期総合計画策定(R3.3) ○第四次稲城市農業基本計画策定(R3.3)
令和4年	□地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案施行(R4.4) □プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行(R4.4) □30by30ロードマップ策定(R4.4) △東京都環境基本計画策定(R4.9)	○稲城市カーボンニュートラル推進本部の設置(R4.9)
令和5年	□次期生物多様性国家戦略閣議決定予定(R5.3) △東京都生物多様性地域戦略改定予定(R5.3)	○「稲城市カーボンニュートラル宣言」(R5.2) ○第三次稲城市環境基本計画策定(R5.3) ○第三次稲城市職員エコ・アクションプラン策定(R5.3) ○稲城市都市計画マスタープラン策定(R5.3) ○稲城市緑の基本計画改定(R5.3)

●：世界の動き □：国内の動き △：東京都の動き



第3章 稲城市の環境の現状と課題

第3章 稲城市の環境の現状と課題

1. 稲城市の概況

(1) 位置・地形

本市は、南多摩地区の東端にあり、南東部より西部にかけて神奈川県川崎市と接し、北は、多摩川を隔て府中市、調布市に接し、西部は多摩市に接しています。

東京都心より南西に約 25km 離れて位置しており、東西、南北ともに約 5.3km、面積 17.97km² で多摩地域 26 市のうち 11 番目の広さになっています。



図 稲城市位置図

本市は、大半を占める標高 40～80m のなだらかな丘陵地形と平坦な沖積地からなり、丘陵地形は市の中央を流れる一級河川三沢川により北西部と南東部に二分されています。この丘陵地の存在によって、都心に近い地域としては豊かな自然が現存しています。

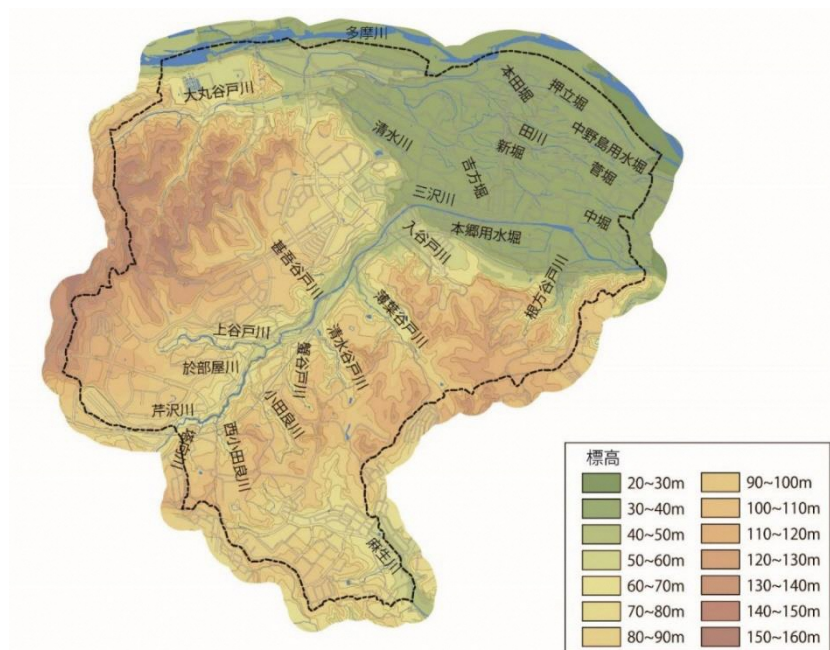


図 稲城市の地形

出典：稲城市緑の基本計画

(2) 気象

アメダス府中観測所の過去 30 年間における年間平均気温は 15.4℃、年間降水量は 1,594mm です。

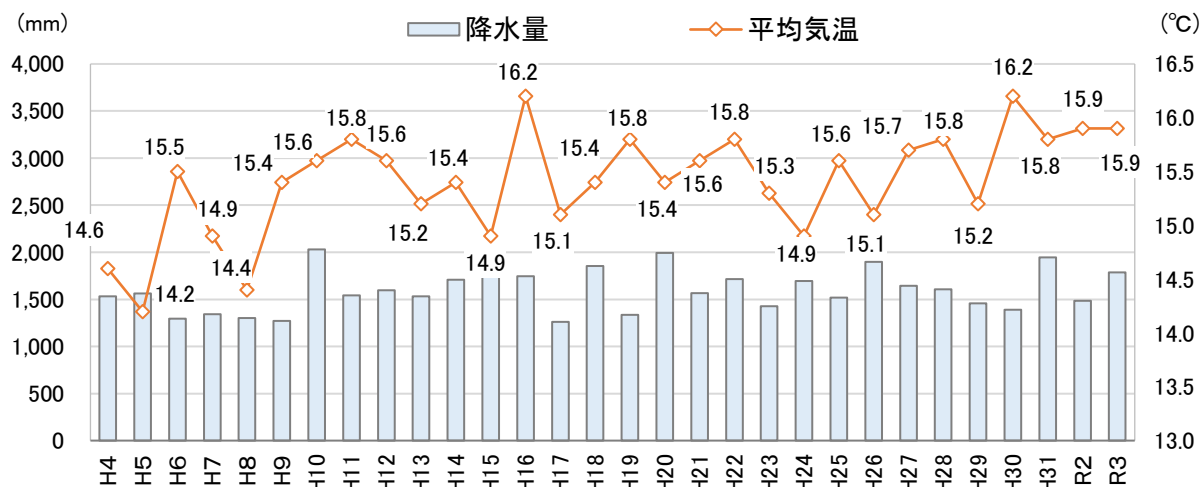


図 年間平均気温・年間降水量の推移

出典：気象庁（アメダス府中観測所）

また、「東京都気候変動適応計画参考資料（令和 3 年 3 月）」によると、多摩部における「年平均気温」、「年平均日最高気温」、「真夏日日数」には、いずれも上昇傾向がみられます。

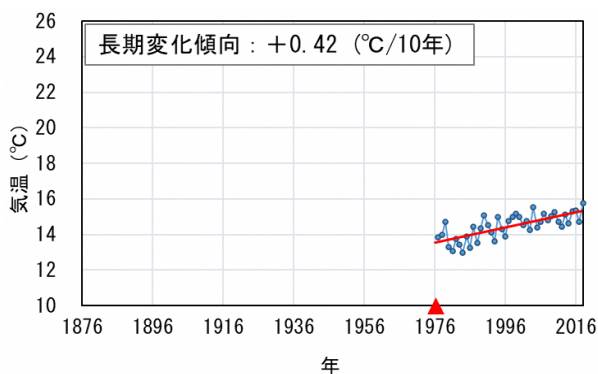


図 多摩部における年平均気温の推移 (1977～2019 年)

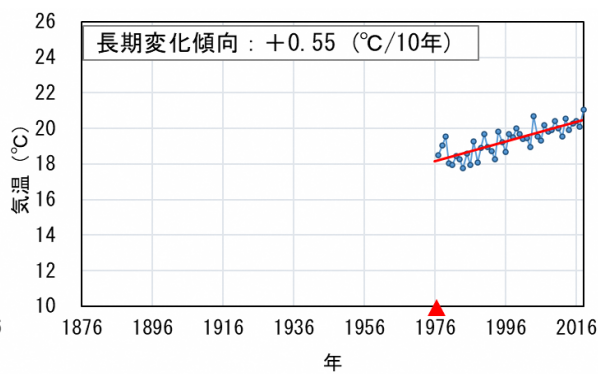


図 多摩部における年平均日最高気温の推移 (1977～2019 年)

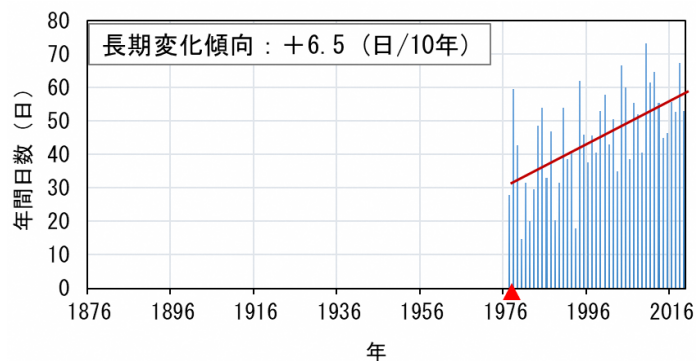


図 多摩部における真夏日日数の推移 (1977～2019 年)

グラフ出典：「東京都気候変動適応計画参考資料（令和 3 年 3 月）」及び東京都気候変動適応センターHP

さらに、「東京都気候変動適応計画参考資料（令和3年3月）」における将来の気候の変化予測によると、多摩部の「気温」、「真夏日・熱帯夜の日数」、「年降水量」は、いずれも増加すると予想されています。

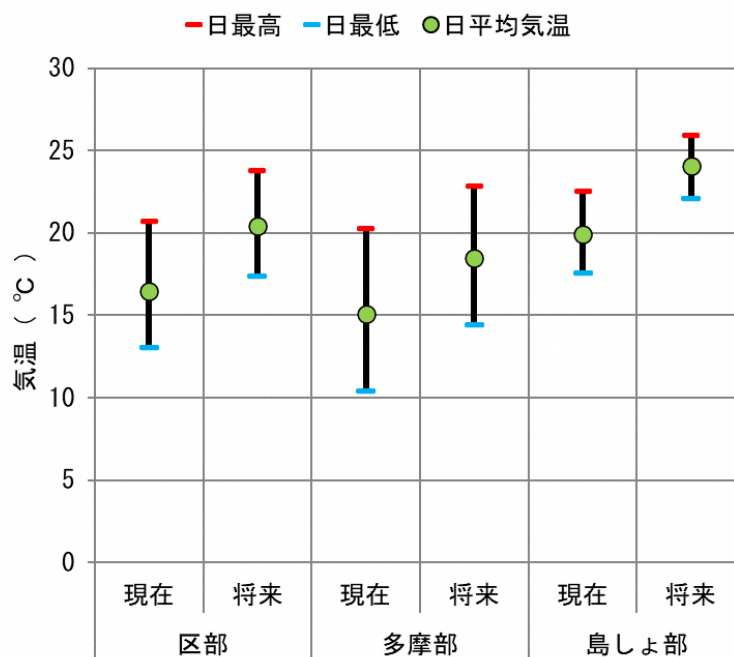


図 気温の現在と将来の比較

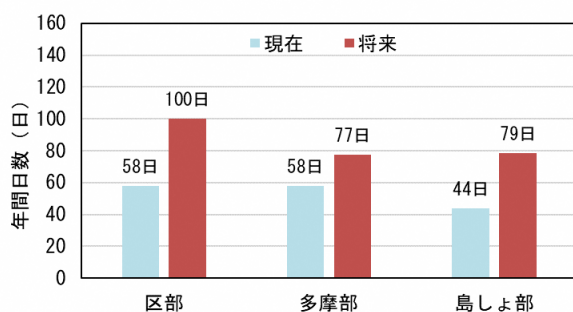


図 真夏日日数の現在と将来の比較

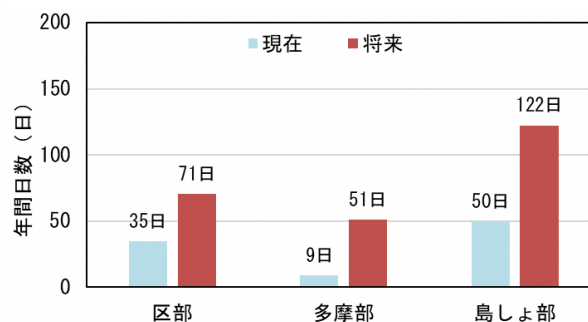


図 熱帯夜日数の現在と将来の比較

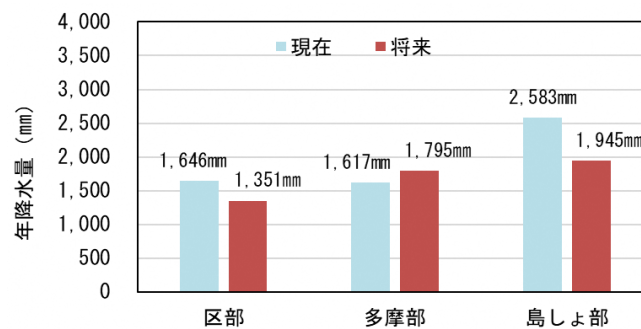


図 年降水量の現在と将来の比較

グラフ出典：「東京都気候変動適応計画参考資料（令和3年3月）」及び東京都気候変動適応センターHP

(3) 人口・世帯数

本市の令和4（2022）年の人口は93,007人、世帯数は41,932世帯であり、人口及び世帯数ともに一貫して増加傾向にあります。一方、世帯当り人員は減少傾向が続き、令和4（2022）年は2.22人です。

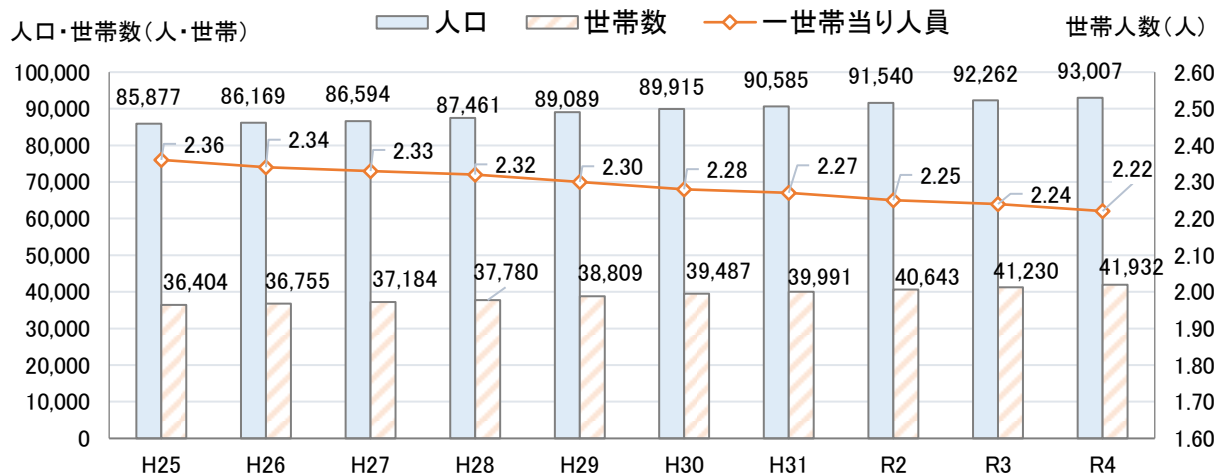


図 人口・世帯数・世帯当り人員の推移（各年1月1日現在）

出典：統計いなぎ（住民基本台帳）

(4) 産業

①産業分類別事業者数の推移

本市の産業分類別事業者数は、第3次産業が78%（平成28（2016）年度）を占めています。また、事業者数の推移としては、概ね2,000～2,300の間で増減を繰り返して推移しています。

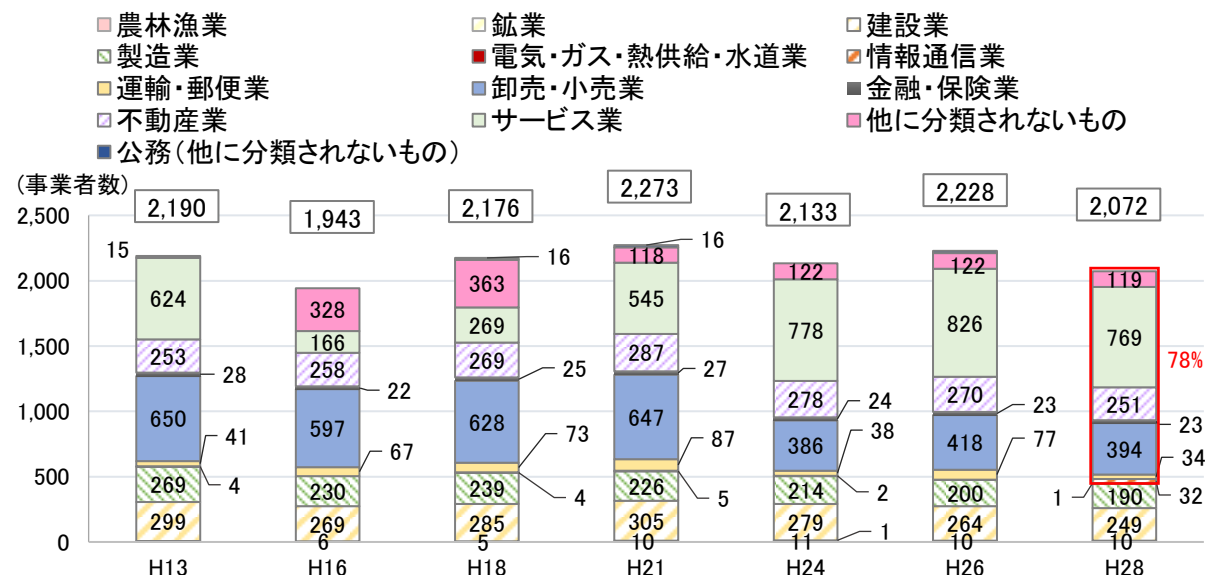


図 産業分類別事業者数の推移

※第1次産業：農林漁業

第2次産業：鉱業、建設業、製造業

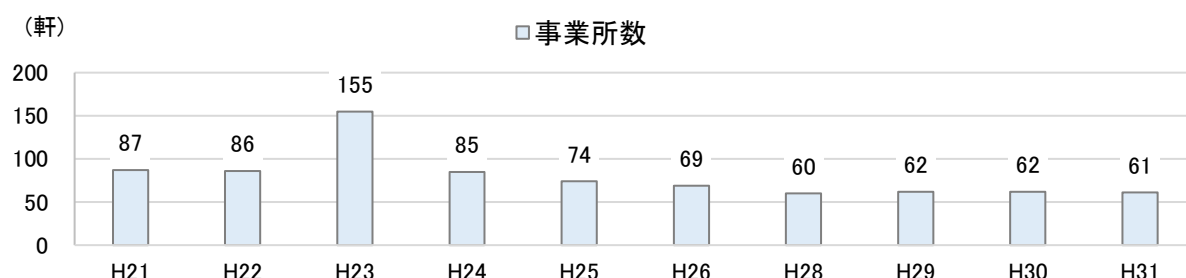
第3次産業：電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業、卸売・小売業、飲食店、金融・保険業、不動産業、サービス業、他に分類されないもの、公務（他に分類されないもの）

出典：統計いなぎ（事業所統計調査、経済センサス基礎調査、経済センサス活動調査）

②工業

本市の工業の事業所数は、年々緩やかに減少傾向にあります。また、製造品出荷額等及び従業者数は、増減を繰り返しつつも緩やかに減少傾向にあります。

平成 31（2019）年の従業員数 4 人以上の事業所数は 61 事業所、製造品出荷額等は 26,385 百万円、従業者数は 1,699 人となっています。

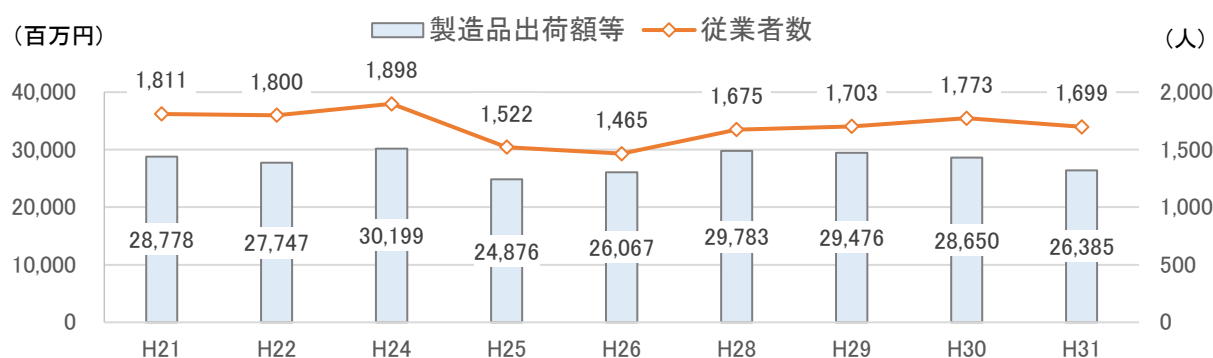


※平成 23 年は従業者規模 3 人以下の工場も調査対象としています。

※平成 27 年は調査なし

図 事業所数の推移

出典：統計いなぎ（工業統計調査）



※平成 23 年、27 年は調査なし

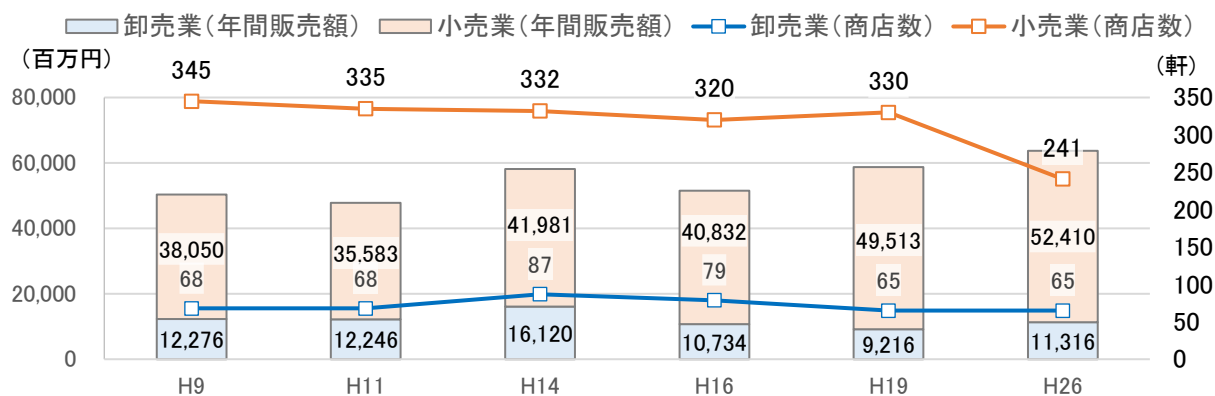
図 製造品出荷額等と従業員数の推移

出典：統計いなぎ（工業統計調査）

③商業

本市の卸売業の年間販売額及び商店数は、ともに増減しつつも横ばいもしくは減少傾向にあります。飲食店を除く小売業は、年間販売額が増加しているものの商店数は減少しています。これは、大規模店が店舗数と売上を伸ばしている一方で、小規模な店舗が店舗数と売上を落としている実態が表れています。

平成 26（2014）年の年間販売額は、卸売業で 11,316 百万円、小売業で 52,410 百万円となっており、小売業が 8 割以上を占めています。また、商店数は卸売業で 65 店舗、小売業で 241 店舗となっています。



※小売業には飲食店を含んでいません。

図 年間販売額・商店数の推移

出典：統計いなぎ（商業統計調査）

④農業

本市の農家数は、販売農家も自給的農家もともに年々減少しており、令和2（2020）年の農家数は222戸、世帯数に対する農家割合は0.5%となっています。20年前と比べて99戸の減少と約31%も減少しています。

また、経営耕地面積も減少しており、令和2（2020）年の面積は73ha、20年前と比べて57haの減少と約44%も減少しています。

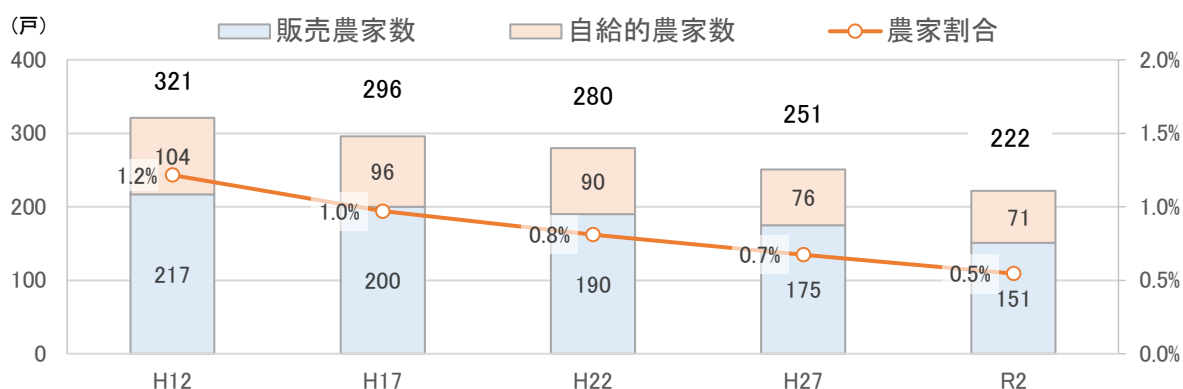


図 農家数（販売農家・自給的農家）の推移

出典：農林業センサス

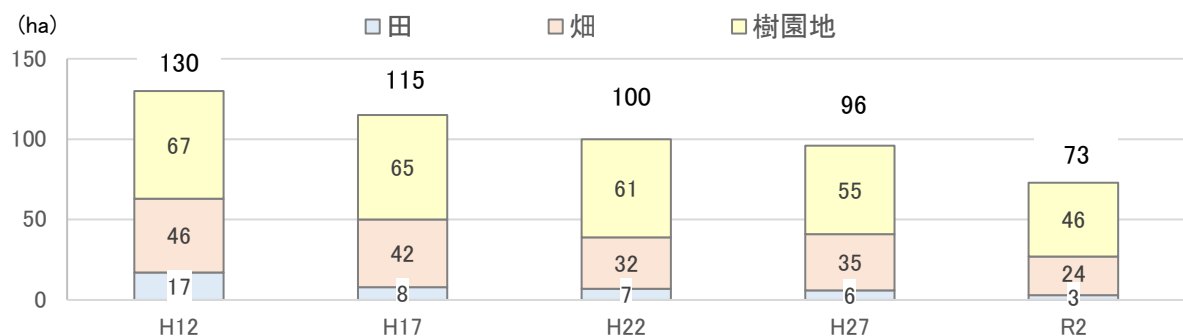


図 経営耕地面積の推移

出典：農林業センサス

稲城市における農業産出額は、令和 2（2020）年度で 1,047 百万円であり、その生産品目別でみると、日本梨が 667 百万円で 64%を占めており、都内では第 1 位の産出額です。次いで、葡萄が 105 百万円で 10%、トマトが 67 百万円で 6 %と続きます。日本梨と葡萄で 74%占め、農業産出額にすると約 7.7 億円もの金額を産出しています。全国に誇れる稲城市の基幹産業と言えます。

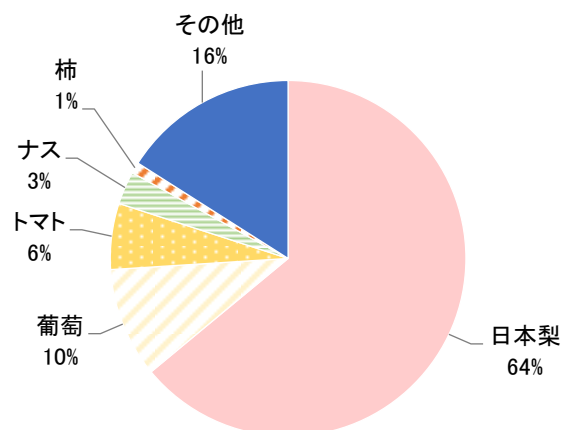


図 生産品目別農業産出額割合（令和 2 年産）
出典：東京都農作物生産状況調査結果報告書

（５）交通

鉄道は、京王相模原線、ＪＲ南武線が市域を東西に走っており、市内には６つの駅（南多摩駅・稲城長沼駅・矢野口駅・京王よみうりランド駅・稲城駅・若葉台駅）があります。

京王相模原線で新宿までの所要時間は約 30 分であり、都営新宿線との相互乗り入れにより、都心部と直結しています。

道路は、広域幹線道路として、川崎街道が市域の北側を東西方向に貫通し、鶴川街道が市域の中央を南西から北東方向に貫通しています。多摩川に架かる稲城大橋を渡ると中央自動車道に直結し、都心方向へのアクセスは容易となっています。



図 交通網図

出典：国土数値情報データ（国土交通省）

①鉄道

J R南武線の1日平均乗車数は、矢野口駅で最も多く、稲城長沼駅は平成25（2013）年度以降一貫して増加傾向を示しています。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響等により、令和2（2020）年度には3駅とも大きく減少しています。

京王相模原線については、人口の増加に伴い、平成27（2015）年度以降に稲城駅と若葉台駅で乗車数の増加傾向が見られ、特に若葉台駅での増加が顕著でした。一方で、京王よみうりランド駅の乗車数は減少しました。近年では、3駅ともおおむね横ばい傾向で推移していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響等により、令和2（2020）年度には3駅とも大きく減少しています。

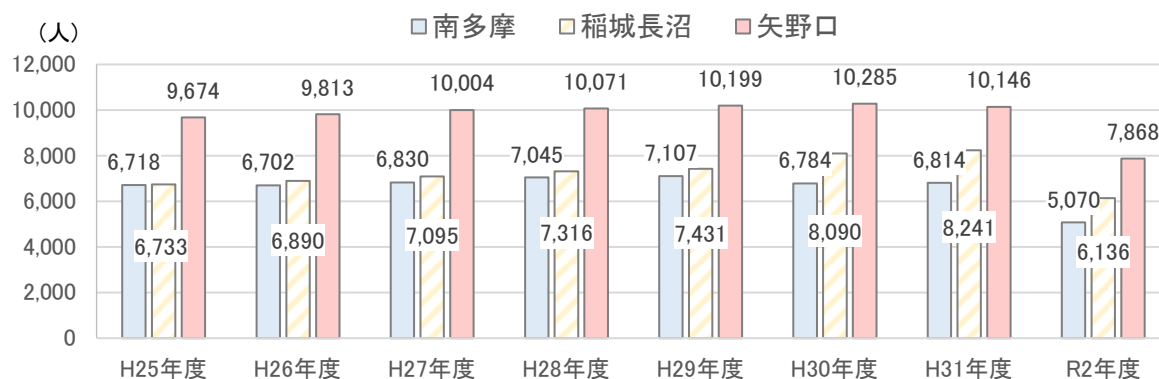


図 J R南武線駅の1日平均乗車人員の推移

出典：統計いなぎ（東日本旅客鉄道（株）八王子支社）

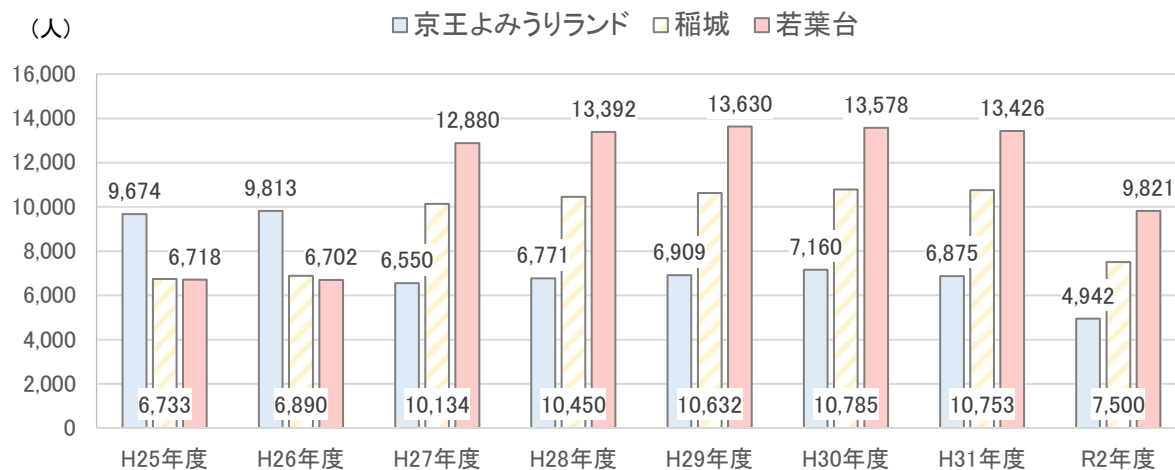


図 京王相模原線駅の1日平均乗車人員の推移

出典：統計いなぎ（京王電鉄（株））

②バス

本市には、小田急バス、京王バス、神奈川中央交通の3社による路線バスの他に、循環バス「iバス」が、駅・市役所・市立病院・総合体育館などの公共施設を結ぶ運行を行っています。

「iバス」利用者の推移は、増加傾向で推移していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響等により、令和2（2020）年度に大幅に減少しました。

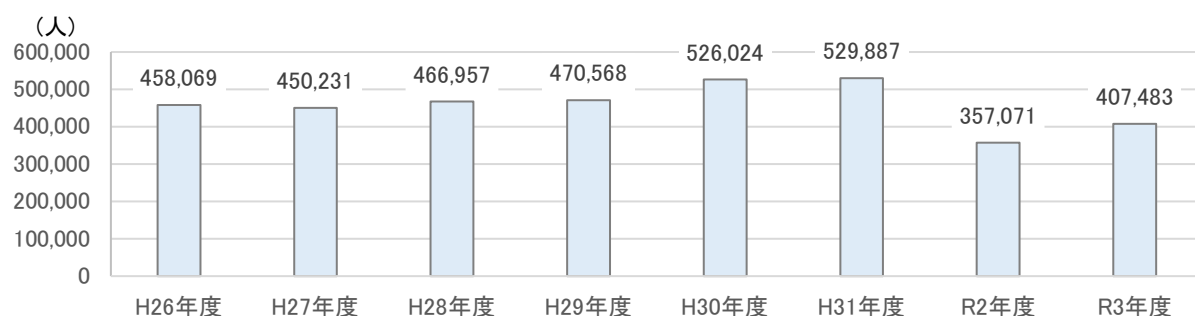


図 i バス利用人数の推移

出典：事務報告書

③自動車保有台数

本市の自動車保有台数の合計は、年々増加傾向にあります。

表 自動車保有台数の推移

(台)

年 度	乗用車	軽自動車等	貨物自動車	乗合自動車	特殊用途車	大型特殊車	合計
平成 24 年度	22,330	13,293	1,936	62	516	37	38,174
平成 25 年度	22,376	13,475	1,957	60	512	36	38,416
平成 26 年度	22,283	13,670	2,028	57	504	36	38,578
平成 27 年度	22,368	13,697	2,098	62	520	37	38,782
平成 28 年度	22,379	13,727	2,152	67	516	38	38,879
平成 29 年度	22,499	13,766	2,197	58	534	38	39,092
平成 30 年度	22,622	13,795	2,215	54	551	38	39,275
平成 31 年度	22,672	13,753	2,238	59	546	38	39,306

※「乗用車」は、普通車、小型車を含みます。「軽自動車等」は、軽自動車、原動機付自転車、小型特殊、二輪の小型自動車を含みます。「貨物自動車」は普通車、小型車、被けん引車（トレーラー）を含みます。

出典：統計いなぎ（（財）自動車検査登録協会、都建設局道路管理部管理課）

（6）土地利用

本市の地目別土地面積は、「その他」を除くと「宅地」が最も多く、令和3（2021）年では540.6haと市域の30.1%を占めています。その次に「山林」が898.5ha（13.0%）と多く、「畑」、「田」と続いています。

平成8（1996）年からの土地利用割合の推移を見ると、「宅地」が年々増加し、「田」、「畑」、「その他」が減少しています。

なお、「その他」に含まれる土地利用としては、「公園・運動場」、「道路」、「水面・河川・水路」、「未利用地」などが該当します。

表 地目別土地利用面積の推移

(ha)

年	総面積	宅地	田	畑	山林	その他
平成 8年	1,797.0	388.0	23.4	144.8	240.6	1,000.2
平成 13 年	1,797.0	428.6	21.2	146.6	240.3	960.3
平成 18 年	1,797.0	463.8	14.7	140.2	236.1	942.2
平成 23 年	1,797.0	501.3	10.7	136.1	230.5	918.4
平成 28 年	1,797.0	516.4	9.4	129.1	240.2	901.9
令和 3年	1,797.0	540.6	7.5	117.1	233.3	898.5

出典：統計いなぎ

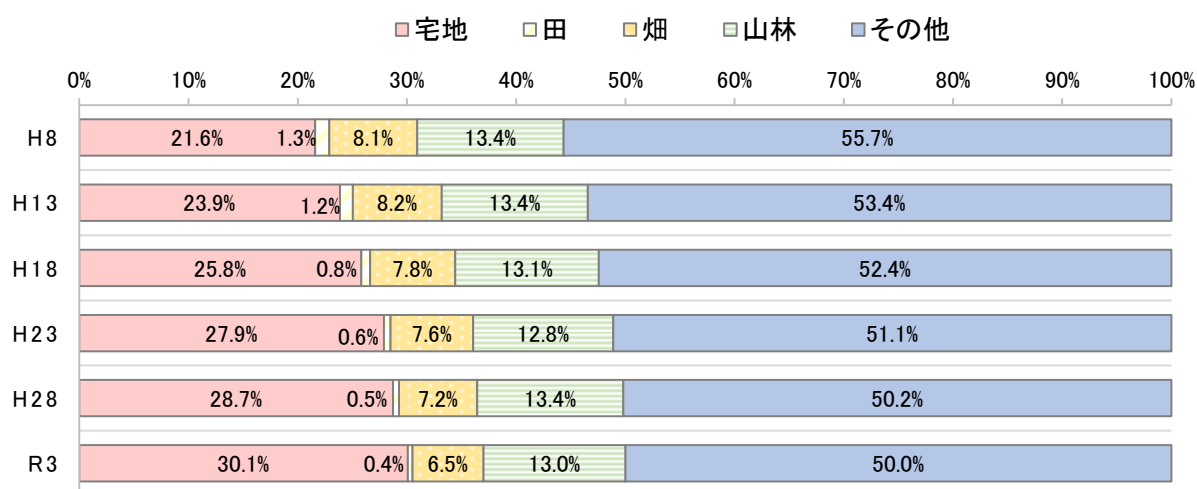


図 地目別土地利用割合の推移

出典：統計いなぎ

2. 自然環境

(1) 緑の環

本市の緑の骨格となる多摩川河川敷や多摩サービス補助施設、多摩丘陵の斜面緑地、大規模公園等は、市街地を囲うように広がる「緑の環」として位置付けられます。

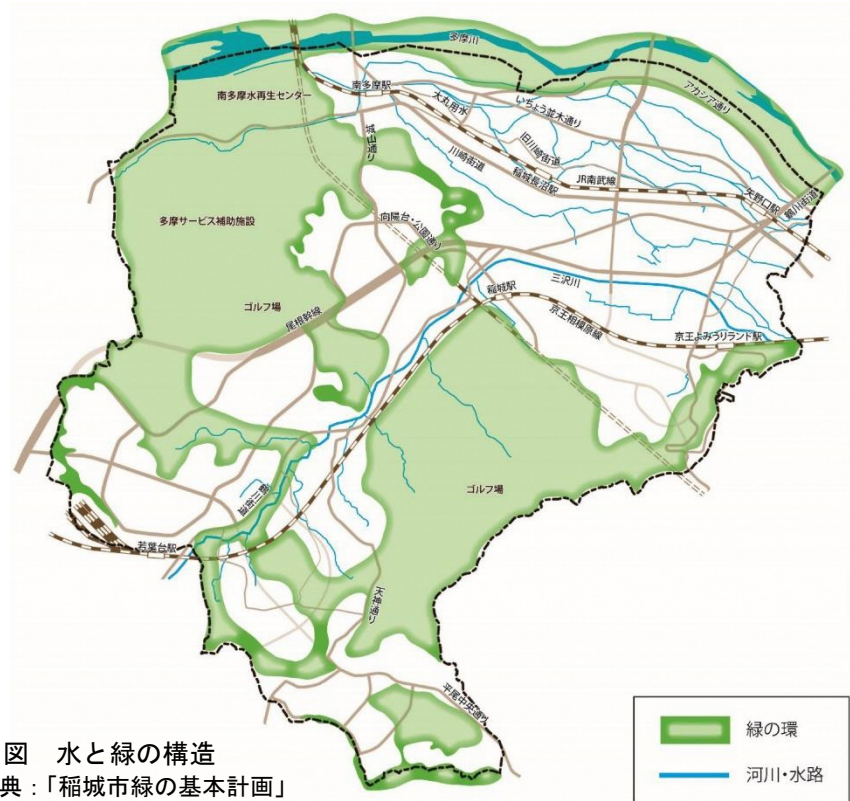


図 水と緑の構造
出典：「稲城市緑の基本計画」

(2) みどり率

令和3（2021）年度現在における本市全体のみどり面積は 984.2ha あり、みどり率（※）は 54.7%です。

表 市全域におけるみどり率の算出根拠

区 分		面積(ha)	構成比	
みどり率	公園緑地	緑被地	81.1	4.3%
		水面	0.5	0.0%
		その他	28.4	1.6%
		小計	109.9	6.1%
	公園緑地 範囲外	樹木・樹林	442.0	24.6%
		竹林	20.8	1.2%
		樹木・樹林(人工面)	0.2	0.0%
		小計	463.0	25.7%
		草地	301.1	16.7%
		草地(人工面)	0.4	0.0%
		小計	301.5	16.8%
		畑	41.1	2.3%
		果樹園・苗畑	50.3	2.8%
		田	5.1	0.3%
		小計	96.5	5.4%
		水面	13.3	0.7%
		小計	13.3	0.7%
		合計	984.2	54.7%
非みどり率		その他	814.1	45.3%
合計			1,798.3	100.0%

※小数第2位で四捨五入しているため合計が合わない場合があります。

※みどり率：緑が地表を覆う部分に公園区域・水面を加えた面積が、地域全体に占める割合のことです。

出典：「稲城市緑の基本計画」

(3) 都市公園

本市の都市公園は、令和4（2022）年現在で159箇所、102.0haが整備されています。市民一人当たりの整備面積は、11.0m²/人であり、東京都の7.4m²/人（全国は10.7m²/人）より大幅に上回っており、東京都の平均以上に都市公園が整備されています。

表 都市公園の整備量

分 類		箇所数	面積 (ha)	一人当たり面積 (m ² /人)
都市計画公園	総合公園	1	16.0	1.7
	地区公園	2	16.3	1.8
	近隣公園	4	10.6	1.1
	街区公園	22	6.6	0.7
	都市緑地	10	13.3	1.4
その他の都市公園		72	8.9	1.0
その他の都市緑地		48	30.3	3.3
合計		159	102.0	11.0

※小数第2位で四捨五入しているため合計が合わない場合があります。

※一人当たり面積は、令和4（2022）年4月1日現在の住民基本台帳人口及び外国人登録者人口の計93,033人を用いて算出しています。

出典：「稲城市緑の基本計画」

(4) 保全地域の指定状況

本市では、「稲城市における自然環境の保護と緑の回復に関する条例」に基づき、令和4（2022）年度現在で17箇所、約14.2haの地域を自然環境保全地域として指定しています。当該地域では、様々な行為の制限が設けられ、良好な自然環境が守られています。

表 自然環境保全地域の指定状況

名 称	面積(ha)	主な樹種	指定年度
穴澤天神社	0.4	スギ・ヒノキ	昭和50年度
円照寺 大麻止乃豆乃天神社	0.8	ナラ・クヌギ	昭和50年度 平成22年度
杉山神社 戦没者慰霊碑	0.3	ソロ・スギ・ケヤキ・クヌギ	昭和51年度
坂浜天満神社 一村共有地	0.4	スギ・サクラ・ソロ	昭和52年度
妙見寺	2.9	クヌギ・コナラ	昭和59年度 平成21年度
普門庵	0.6	コナラ・エゴノキ・アラカシ・シラカシ・ヤマモミジ	平成7年度
よみうりランド北側緑地	2.1	スギ・ヒノキ	平成22年度
上谷戸大橋東側緑地	0.3	ケヤキ	平成22年度

名 称	面積(ha)	主な樹種	指定年度
保健センター西側緑地	0.2	タケ・ケヤキ	平成 23 年度
平尾谷戸通り南側緑地	0.3	ミズナラ・カシ	平成 23 年度
ひらお苑北側緑地	0.3	タケ	平成 24 年度
弁天洞窟南側緑地	0.2	タケ	平成 25 年度
天神山東緑地	0.7	タケ	平成 27 年度
六間台南側緑地	0.4	タケ	平成 29 年度
妙見寺西側緑地	2.1	クヌギ・コナラ・イタヤカエデ	平成 29 年度
薄葉谷戸川清田緑地	0.4	クヌギ・コナラ・シカラシ	平成 31 年度
竈谷周辺緑地	1.7	クヌギ・コナラ・ヤマザクラ	令和2年度 令和3年度
合 計	14.2	—	—

出典：「稲城市緑の基本計画」、事務報告書

また、上記の地域以外に、特別緑地保全地区（都市緑地法に基づき市が指定）と里山保全地域（保全地域を東京都が指定）の指定を受けた緑地があります。

表 緑地の保全に関する指定状況

指 定	名称	面積(ha)	指定年度
特別緑地保全地区	稲城ふれあいの森	6.2	平成 25 年度
里山保全地域	連光寺・若葉台里山保全地域	1.7 (全体 3.3)	平成 25 年度
合 計	—	7.9	—

出典：稲城市の環境

（５）保存樹木の指定状況

本市では、「稲城市における自然環境の保護と緑の回復に関する条例」に基づき、貴重な樹木を保存樹木に指定し、緑の保全を図っています。

令和 3（2021）年度現在で 163 本の樹木が保存樹木として指定されていますが、近年では、開発や樹木の枯損等により伐採されることもあり、保存樹木の指定解除により減少しつつあります。



保存樹木の表示プレート（東長沼）

表 保存樹木の指定状況の推移

年 度	矢野口	東長沼	大丸	百村	坂浜	平尾	押立	向陽台	若葉台	合 計
平成 28 年度	26	28	20	19	68	18	17	4	15	215
平成 29 年度	22	27	20	19	68	18	16	4	15	209
平成 30 年度	21	27	19	21	57	11	15	4	14	189
平成 31 年度	16	25	19	21	57	9	14	3	14	178
令和2年度	12	25	13	21	57	9	14	2	14	167
令和3年度	10	23	13	21	57	9	14	2	14	163

出典：事務報告書

（6）生垣造成補助

本市では、まちなかの緑を増やす取り組みとして、以下の項目全てに該当する方に対して、補助を行っており、令和3（2021）年度は生垣造成に対して2件、ブロック塀撤去に対して1件の補助を行いました。

- ・新たに生垣を設置する場合（既存のブロック塀などを撤去して生垣にする場合を含む）。
- ・生垣用樹木の高さが概ね80cm以上であること。
- ・生垣の総延長が3m以上であること。
- ・道路に面し、原則として道路幅員が4m以上確保できること。

表 生垣造成補助件数

年 度	生 垣		ブロック塀撤去	
	件 数	延 長 (m)	件 数	延 長 (m)
平成28年度	2	21.5	—	—
平成29年度	4	44.5	—	—
平成30年度	3	27.5	5	94.0
平成31年度	2	32.0	5	52.4
令和2年度	2	20.0	8	116.3
令和3年度	2	21.3	1	10.0

出典：事務報告書



コラム

生垣のはたらき

生垣は、地域の緑を増やしてだけでなく、騒音を吸収したり、夏の日差しと照り返しを和らげたりする効果があります。また、地震での倒壊の恐れがありません。

生垣によく用いられる樹種

花が美しいもの ☆アセビ・ウツギ・カイドウ・ドウダンツツジ他

実が美しいもの ☆サンゴジュ・ソヨゴ・クロガネモチ他

紅葉、新芽が美しいもの ☆ドウダンツツジ・ニシキギ・カナメモチ他

日陰に強いもの ☆サカキ他

日なた、日照りに強いもの ☆ドウダンツツジ・カナメモチ・アベリア他

和風のもの ☆チャボヒバ・アラカシ・クロガネモチ他

洋風のもの ☆トキワマンサク他



【 ご協力ください 】

ビャクシン類(カイヅカイブキ、タマイブキ、一部のコニファー等)は梨の「赤星病」の伝染源となります。

特産物の梨を守るために、市内にはこれらの植物を植えないようご協力ください。

(7) 水系

本市の河川は、市域の北側を流れる多摩川、川崎市麻生区の黒川地区を源流とする三沢川、多摩サービス補助施設内に源を発する大丸谷戸川の3河川のほか、平尾地域には稲城市と川崎市麻生区の境界を流れ、唯一鶴見川水系に属し稲城市を水源として主に川崎市側を流れる麻生川があります。

三沢川には、谷戸に源を発し名称を有する小河川が13河川あります。本流の三沢川沿いは、桜並木の遊歩道などとして整備され、多くの市民の憩いの場となっています。

既成市街地内を流れる大丸用水は、大丸の取水口から多摩川の水を引き入れ、川崎市登戸まで流れる用水路です。市内には用水系が9系統あり、菅堀系、清水川（大堀）系、新堀系の3つが主要な用水系です。このうち菅堀系の起点付近から1,120mが親水公園として整備されています。



図 稲城市の主な河川

出典：国土数値情報データ（国土交通省）

（8）湧水

本市には、「東京の名湧水 57 選」にも選定されている穴澤天神社及び妙見寺の湧水をはじめとして、複数の湧水が存在します。

湧水は豊かな自然を育む水路や池、河川などの水源であり、市民に潤いとやすらぎを提供するとともに、災害時の水供給源にもなる貴重な存在です。



穴澤天神社の湧水（矢野口）



コラム

湧水の役割

自然の水循環としての湧水

地表に降った雨水は、地下に浸透して地下水となったり地表を流れたりして、最終的には海に注いでいます。そして水は蒸発し再び雨となって地表に降ります。湧水はこのような水循環の中で次のような役割を果たしています。

- ・ 都内の中小河川の水源となる
- ・ 蒸発散作用により周辺環境の気温を下げ、ヒートアイランド現象を緩和する
- ・ 湧水の水量や水質を通じ、地下水位の変化や土壌・地下水の汚染状況などの指標となる

地域の自然の象徴としての湧水

湧水は、豊かな自然をはぐくみ、人々にうるおいとやすらぎを与えるなど、地域の自然のシンボルとしての意味を持っています。

- ・ 周辺の水路や池、河川などとともに豊かな自然環境を創出する
- ・ 地域の歴史や文化を継承し、また、観光資源や災害時の水源、親水空間を提供する
- ・ 身近な動植物の貴重な生息環境となる

（９）特徴的な動植物の生育・生息環境

平成 25（2013）年度から平成 26（2014）年度にかけて実施した稲城市の生物多様性基礎調査では、現地調査によって植物 117 科 470 種、哺乳類・爬虫類・両生類 11 科 14 種、鳥類 22 科 36 種、昆虫類 91 科 242 種、水生生物 17 科 43 種が確認されました。また、文献調査により植物 161 科 1,229 種、哺乳類・爬虫類・両生類 28 科 49 種、鳥類 51 科 164 種、昆虫類 247 科 1,785 種、水生生物 30 科 59 種が確認されています。

これらの調査で確認された動植物から見た本市の特徴は以下のとおりです。

■猛禽類やキツネ等の生息が確認されていることから、まとまりやつながりのある自然環境が残されています。

生きものの豊かさの指標となる生態系ピラミッドの頂点に立つ生きものとして、猛禽類（オオタカ、チョウゲンボウ、ツミなど）やキツネなどの生息が確認されています。また、国や東京都のレッドリスト（絶滅のおそれのある野生生物・保護上重要な野生生物の種のリスト）に選定されている動植物も多く確認されています。猛禽類やキツネは、まとまりやつながりのある生息環境を必要とする種であることから、市内には良好な自然環境が残されていると言えます。



出典：生物多様性いなぎ戦略
（公財）日本生態系協会

■残された里山・雑木林の豊かな樹林環境に多くの動植物が生育・生息しています。

本市では、古くから稲作や養蚕が盛んで、人の暮らしとともにある里山が広がっていました。今では里山林としての利用はありませんが、一部の管理を市民団体が担っている樹林や、雑木林としての環境づくりを行っている公園、粗放的な管理を行っている多摩サービス補助施設などの緑地では、雑木林の林床に生育する典型種であるキンラン、ギンランや、ヤマトタマムシ、カミキリムシの仲間などが確認されています。また、昔ながらの谷戸田が残り、カエル類やホタルなどの生息も確認されています。



稲城中央公園の林床
出典：生物多様性いなぎ戦略

■丘陵地から湧き出した水が沢となって流れる「清水谷戸川」では、水辺の生きものが生息する良好な自然環境が残っています。

本市は、多摩・三浦丘陵の北端に位置し、崖線や河川沿いの土壁から湧水がしみ出しているのを市内各所で見る事ができます。丘陵地から湧き出した水は「谷戸川」となって流れだし、三沢川を通じて多摩川へと流れています。市内には「谷戸川」とつく多くの川がありますが、沢としての流れを残しているのは清水谷戸川など一部になっています。特に清水谷戸川は、斜面林に囲まれた溪流としての面影を残し、湧水のある沢を好むサワガニなどの水辺の生きものの生息が確認されているほか、沢沿いに昔ながらの田んぼや、かつて田んぼだったと思われる湿地、雑木林などが残されています。



清水谷戸川
出典：生物多様性いなぎ戦略

(10) 生物の生育・生息空間の5つのタイプ

①樹林地

コナラが多く生育する雑木林が、稲城中央公園や城山公園で見られます。稲城中央公園の雑木林は林床が管理されており、草の種類も多く、良好な環境となっています。その他の妙見寺、穴澤天神社などの樹林地では、コナラ林にシラカシ、アラカシといった常緑広葉樹や、スギ・ヒノキ植林、モウソウチク林が混在する薄暗い森となっています。

放置された樹林は林床植物の種類が少なく、生物多様性の乏しい環境となっていますが、管理されている竹林ではエビネや多くのスミレ類など多様な草花が見られます。



稲城ふれあいの森

出典：生物多様性いなぎ戦略

②水域・水辺

【河川】

市域北端を東西に流れる多摩川は、砂礫河原やヨシ原の発達した水辺環境となっています。多摩市境の右岸は、国土交通省によって「生態系保持空間」に指定されている良好な河川の自然環境が残されています。

三沢川では、河川や水路における生態系の上位種であるナマズが生息し、餌となる水生動物の豊かさを象徴しています。また生きものの生息にとって良好な河床が形成され、一部素掘りによる陸域との連続性が確保されています。

清水谷戸川には、環境の悪化によって全国的に生息地が減少しているホトケドジョウやサワガニが生息するなど、市内では特に貴重となった湿地環境が残されています。

穴澤天神社・威光寺のほか、三沢川の護岸や清水谷戸川、西小田良川沿いでは湧水が確認されています。湧水は年間を通じてあまり水温が変わらず水質も良いため、湧水のある水辺はサワガニやホトケドジョウなど、水生生物にとって重要な環境となっています。



多摩川「生態系保持空間」

出典：生物多様性いなぎ戦略

【農業用水路】

平地部を縦横に流れる大丸用水は、砂礫河床の流水域で、護岸の一部は土の斜面のまま残され、両生類などの生きものが移動可能な状態で保たれているほか、水際には魚類の生育場や隠れ場となる植生が見られるなど、比較的環境の良い水域が残されています。



大丸用水

出典：生物多様性いなぎ戦略

【池沼・湿地】

稲城中央公園にある池は、護岸は整備されているものの、一部陸域と斜面によってつながる場所があり、陸域、水域を利用するトウキョウダルマガエルなどの生きものが確認されています。

妙見寺や稲城中央公園、城山公園にある人工の池では、いずれも他の水域とはつながりのない独立した水域であるため、生息する生きものの種類は少なく、魚類については移植された種が多いと推測されますが、一方でカエル類やトンボ類の産卵場所として貴重な水辺空間となっています。



城山公園の池

出典：生物多様性いなぎ戦略

③農地（水田・畑地）

大丸用水や三沢川やその支流沿いに水田が分布しています。面積は減少傾向にありますが、多くの生きものを支える貴重な湿地環境となっています。

畑は、平地部に名産である梨園が多くあり、その周辺は小規模な公園、住宅地などからなっています。植物は主にイネ科の植物や外来種などの道ばたの野草と、生垣にはヘクソカズラやヤブガラシなどのつる植物が見られます。



水田

出典：生物多様性いなぎ戦略

④草地

自然の草地としては、清水谷戸川の下流部では自然に成立したと思われるオギ群落が見られますが、かつて市内各地に存在していたと思われるススキ草原のような環境は現在市内にほとんど見られなくなっています。

市内で見られる草地環境の多くは、河川の堤防法面や公園の広場など、人工的な環境となっていますが、市面積の約 11 パーセントを占めるゴルフ場は、草地と周辺の樹林が一体的な空間となっていること、人の出入りも限られていることから、人工的な環境ではあるものの野生の動物にとって重要な生息空間となっています。



公園の広場

出典：生物多様性いなぎ戦略

⑤まちなか

街路樹、植栽帯、個人の庭、生垣、石垣なども生きものの貴重な生育・生息空間となっています。ソメイヨシノやハナミズキなどの花木も多く、植栽帯にはコハコベ、ミチタネツバナ、オランダミミナグサ、アメリカフウロなど外来種の草花も多く生育していますが、在来種を植える取り組みも進められています。



住宅地の緑

出典：生物多様性いなぎ戦略

(11) 景観

本市は、自然的景観、都市的景観、歴史的景観、そして祭りや季節行事などの心象的景観など、市民共有の財産とも言うべき、美しい景観を有しています。



ファインタワーから見るまちなみ（向陽台）



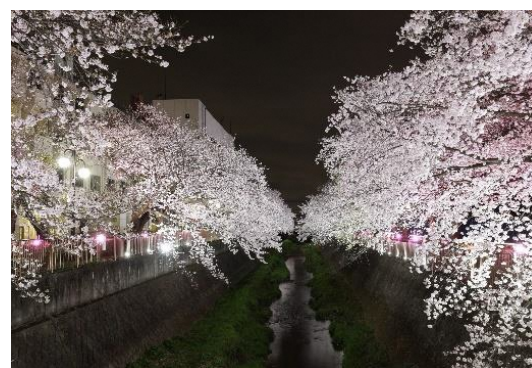
上谷戸親水公園の水車（若葉台）



大丸用水の散策路（大丸）



稲城大橋からの遠景（押立）



三沢川の桜並木（東長沼）



向陽台・公園通りの紅葉（向陽台）

3. 生活環境

(1) 大気

本市内における大気の状態を調査するため、年1回、市役所と大丸公園の2地点で、二酸化窒素（ NO_2 ）、一酸化炭素（ CO ）、浮遊粒子状物質（SPM）の3項目について大気の測定をしており（時間単位で48時間の平均値）、いずれの項目も環境基準を満たしています。

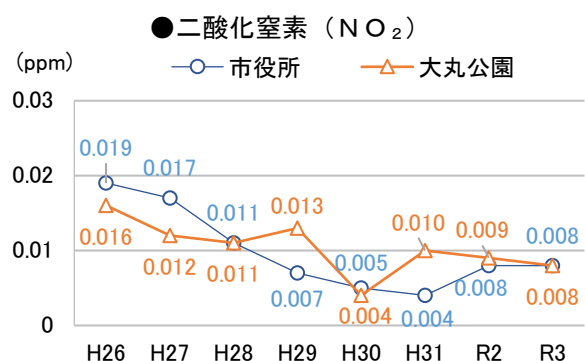


図 市内の二酸化窒素（ NO_2 ）における平均値の推移

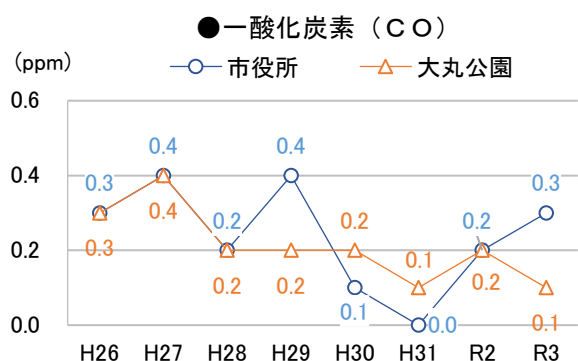


図 市内の一酸化炭素（ CO ）における平均値の推移

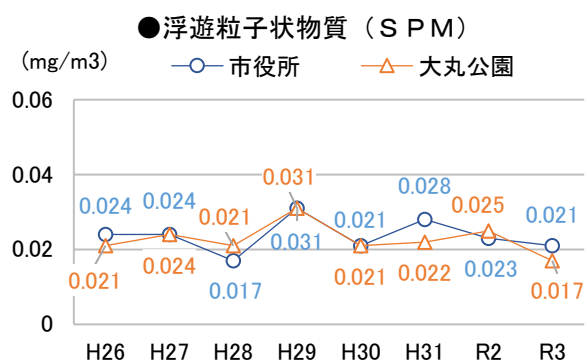


図 市内の浮遊粒子状物質（SPM）における平均値の推移

環境基準	
二酸化窒素（ NO_2 ）	1時間値の1日平均値が0.04ppm～0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること
一酸化炭素（ CO ）	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること
浮遊粒子状物質（SPM）	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること

出典：事務報告書

また、東京都環境局では、多摩南部地域に基準測定点5箇所を設置し、光化学スモッグに関する注意報、学校情報を発令しています。

本市において、10年以上前には注意報の発令が10回を超える年もありましたが、近年では減少し、年0～3回の間で推移しています。

表 光化学スモッグ注意報発令回数と発令日

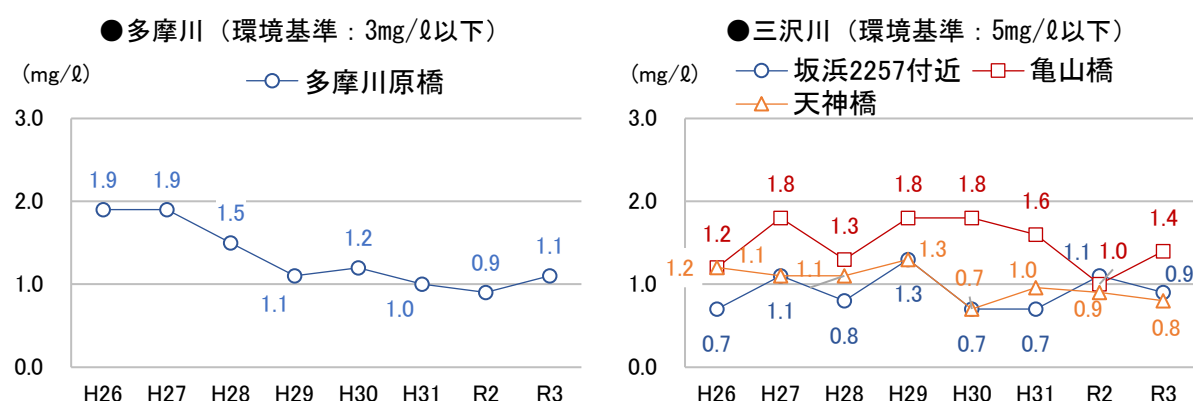
年度	光化学スモッグ注意報発令回数	光化学スモッグ注意報発令日
平成29年度	計0日	—
平成30年度	計2日	7月24日、8月3日
平成31年度	計1日	6月6日
令和2年度	計1日	7月20日
令和3年度	計3日	6月8日、8月5日、8月27日

出典：事務報告書・東京都環境局「令和3（2021）年の光化学スモッグの発生状況」

(2) 水質

令和3（2021）年度までの水質調査における生物化学的酸素要求量（BOD）の測定値をみると、類型指定のある多摩川（B類型）は0.9～1.9 mg/ℓ、三沢川（C類型）は0.7～1.8 mg/ℓであり、ともに環境基準を満たしています。近隣市町村も含めた下水道の接続率の向上等により、河川の水質は年々改善されている傾向にあります。

また、類型指定がなく、環境基準がない河川・用水路においても、全体的には良好な水質が維持されていると言えます。一部にはC類型に当てはめると、BODの数値が環境基準を超過している地点もありますが、規模が小さい河川は、流量や周辺環境の影響による数値的な変動が大きくなり、個々の地点のみで評価することは難しく、上流から下流まで体系的に捉えて経過を見る必要があるため、現時点で問題となる水質結果はありません。



出典：事務報告書

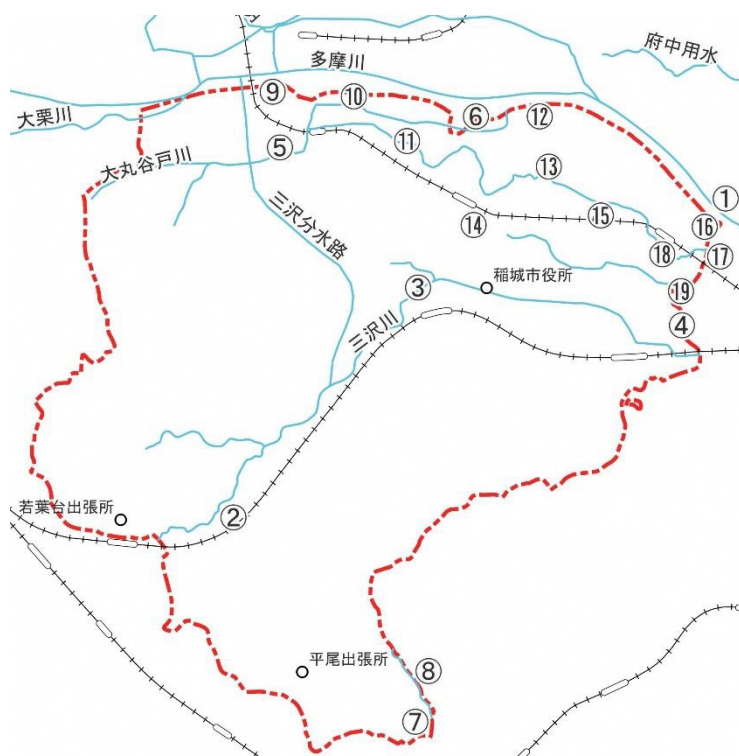


図 水質調査地点位置図

番号	河川名	位置
1	多摩川	多摩川原橋
2		坂浜 2257 付近
3	三沢川	亀山橋
4		天神橋
5	谷戸川	市立病院前
6		多摩川合流前
7	麻生川	平尾 2-20 付近
8		平尾 1-60 付近
9	大丸用水	武蔵野線鉄橋下
10		分量橋
11		大丸地区会館横
12		押立 349 付近
13		葎草橋
14		東長沼 1997 付近
15		中藤公園前
16		多摩川放流口
17		田川
18		菅堀
19		清水川

表 類型指定のない市内の河川・用水路の水質調査の測定値（BOD）

河川名	位 置		BOD(mg/ℓ)				
			平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和2年	令和3年
谷戸川	5	市立病院前	23.5	1.0	17.2	4.5	34.2
	6	多摩川合流前	2.8	2.8	3.6	2.3	1.3
麻生川	7	平尾 2-20 付近	2.2	0.9	1.3	2.6	1.0
	8	平尾 1-60 付近	1.8	1.5	1.6	5.4	1.6
大丸用水	9	武蔵野線鉄橋下	1.4	0.8	0.5	1.0	0.9
	10	分量橋	1.1	1.2	0.5	1.2	0.8
	11	大丸地区会館横	0.9	0.9	0.7	1.2	0.8
	12	押立 349 付近	0.6	0.5	0.5	1.4	0.7
	13	葎草橋	3.9	1.0	0.8	1.1	0.8
	14	東長沼 1997 付近	0.8	0.7	0.5	0.6	0.9
	15	中藤公園前	0.9	1.0	0.7	1.1	0.6
	16	多摩川放流口	1.2	0.8	1.4	2.5	1.1
	17	田川	1.2	2.5	9.4	2.8	1.3
	18	菅堀	0.9	0.6	0.9	1.1	0.8
	19	清水川	1.0	0.8	0.7	1.1	1.5

出典：事務報告書

（３）騒音・振動

騒音では、令和 2（2020）年度は全ての地点で環境基準を満たしていましたが、令和 3（2021）年度は 1 地点で環境基準の超過が見られました。

振動においては、全ての地点において要請限度(※)を達成しています。

表 市内の騒音測定結果

(単位：dB)

地点名		昼夜 の別	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2年	令和 3年	基準	
								要請限度	環境基準
矢野口交差点		昼間	71	71	71	70	70	75 以下	70 以下
新大丸交差点		昼間	71	71	71	69	71	75 以下	70 以下
坂浜交差点		昼間	69	68	70	68	68	75 以下	70 以下
稲城大橋入口交差点		昼間	69	70	69	69	68	75 以下	70 以下
稲城五中入口交差点		昼間	65	65	65	64	65	75 以下	70 以下
若葉台公園西交差点		昼間	66	67	69	67	68	75 以下	70 以下
若葉台入口交差点		昼間	63	65	63	65	66	75 以下	70 以下
川崎 街道	東長沼陸橋 西側	昼間	68	67	68	68	68	75 以下	70 以下
		夜間	63	63	63	63	63	70 以下	65 以下
	大丸公園前	昼間	68	68	70	66	70	75 以下	70 以下
		夜間	63	63	64	59	65	70 以下	65 以下

※要請限度：騒音規制法、振動規制法に基づき、市町村長が都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置を要請することができる騒音及び振動レベルのことです。

出典：稲城市の環境・事務報告書他

（４）公害苦情

市役所に寄せられる公害苦情の件数は、130～180 件の間で推移していましたが、令和 3（2021）年度の発生件数は 216 件とやや多くなっています。

苦情の内訳を見ると、「その他」が最も多く 135 件、次いで「ばい煙・粉じん」が 28 件、「騒音」が 25 件、「悪臭」が 21 件と続いています。

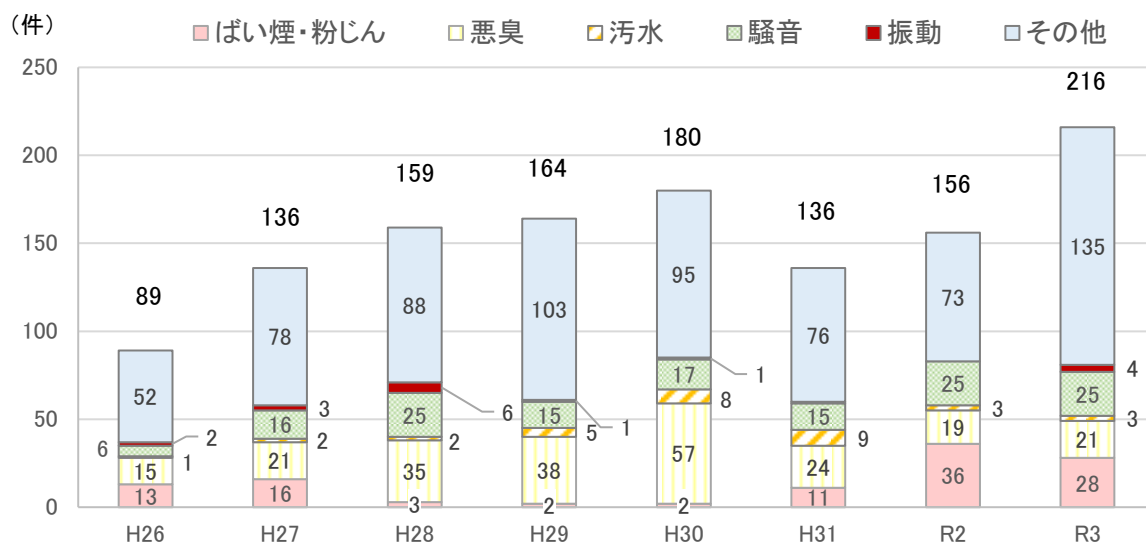


図 公害苦情の件数の推移

出典：統計いなぎ（資料：都市環境整備部生活環境課）

（５）ごみの排出量

市が収集した可燃ごみ量は、近年、増減しながらも横ばいに推移していましたが、令和 2（2020）年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大を受け、市民の在宅時間が増えたことなどの影響により一旦増加し、令和 3（2021）年度にまた減少に転じました。また、1 人 1 日当たり可燃ごみ量も同様な推移を示しており、令和 3（2021）年度の値は 401g/人・日です。

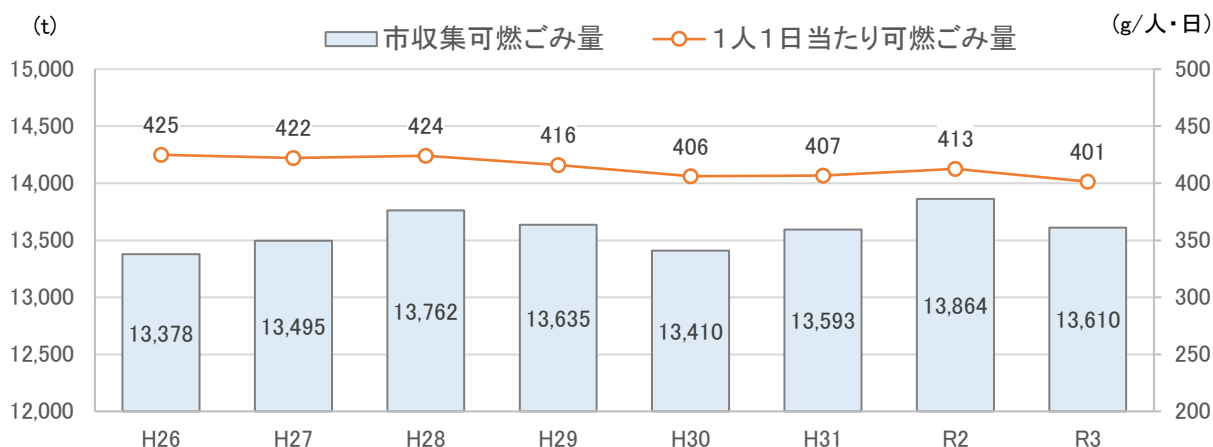


図 市収集可燃ごみ量と 1 人 1 日当たりの可燃ごみ量の推移

出典：稲城市の環境・事務報告書

市が収集した不燃ごみ量は、近年、減少傾向で推移していましたが、令和2（2020）年度においては、市民の在宅時間が増えたことなどの影響により一旦増加し、令和3（2021）年度にまた減少に転じました。また、1人1日当たり不燃ごみ量も同様な推移を示しており、令和3（2021）年度の値は33.5g/人・日です。

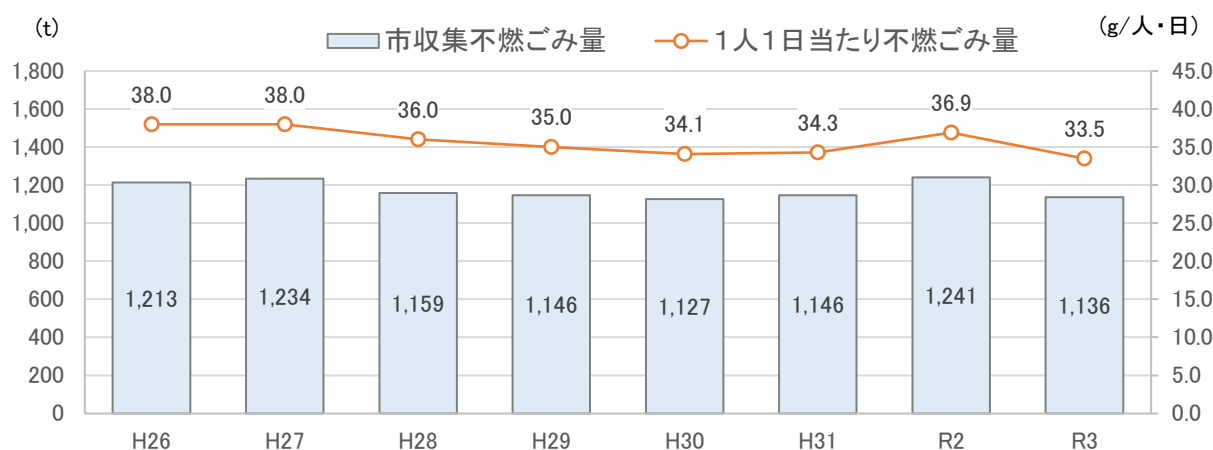


図 市収集不燃ごみ量と1人1日当たりの不燃ごみ量の推移

出典：稲城市の環境・事務報告書

（6）資源物回収

市が収集した資源物量は、緩やかに減少傾向の後、横ばい傾向で推移していましたが、令和2（2020）年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大を受け、市民の在宅時間が増え、家の片付けなどを行った影響等により、資源物量が増加しました。また、令和3（2021）年度においても、増加傾向が続いています。

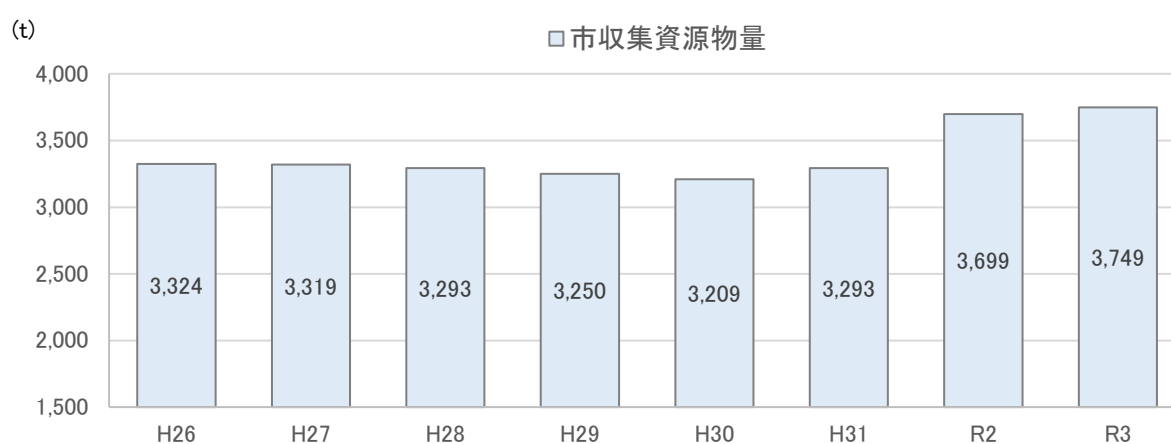


図 市収集資源物量の推移

出典：事務報告書

（７）リサイクル

本市では、熱エネルギー回収の考え方から「サーマルリカバリー」を行っており、廃プラスチックをごみと一緒に焼却し、焼却熱を発電や冷暖房等のエネルギー資源として活用しています。

本市のリサイクル率は、横ばい傾向で推移していますが、サーマルリカバリーを含むリサイクル率で見ると、微増傾向にあります。

多摩川衛生組合にてサーマルリカバリーを行った廃プラスチックをごみ組成分析の結果から含有率を算出し資源物としてカウントに加え、算出した市独自のリサイクル率は、令和3（2021）年度で48.8%となります。

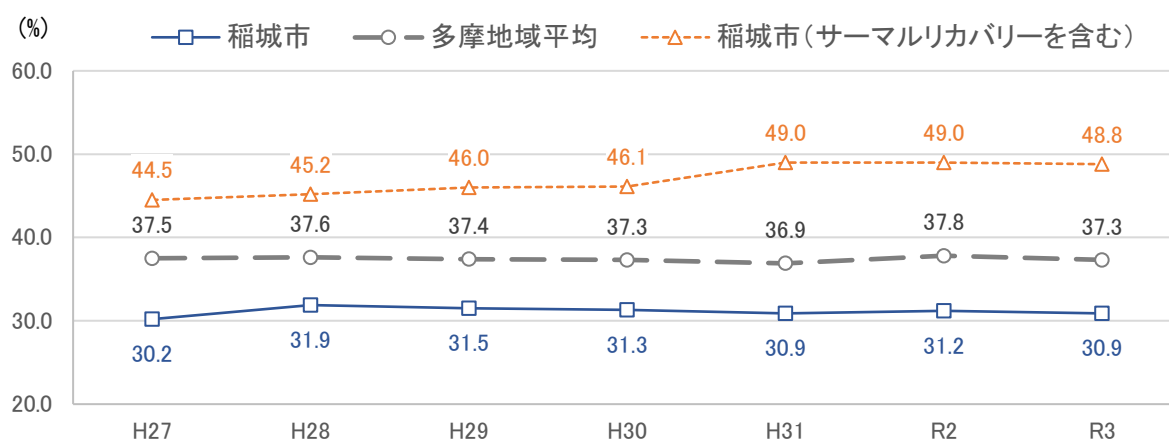


図 リサイクル率の推移

出典：稲城市の環境、（公財）東京市町村自治調査会「多摩地域ごみ実態調査」

（８）生ごみ処理容器購入補助

本市では、従来の生ごみを堆肥化するコンポスターに加え、生ごみ削減型の「くうたくん」や「電動生ごみ処理機」についても購入補助の対象としており、令和3（2021）年度は電動生ごみ処理機の補助基数が最も多く37基でした。

表 生ごみ処理容器購入補助数の推移

種 類	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和2年度	令和3年度
コンポスター	15 基	9 基	17 基	8 基	17 基	17 基
くうたくん	7 基	14 基	7 基	19 基	6 基	5 基
電動生ごみ処理機	12 基	14 基	15 基	20 基	44 基	37 基

出典：事務報告書

4. 地球環境

（１）温室効果ガス排出量の推計

平成 31（2019）年度の市域における温室効果ガス排出量の推計は 296 千 t-CO₂ であり、国の基準年である平成 25（2013）年度の 328 千 t-CO₂ から約 9.7% 減少しています。

排出量の推計の推移を見ると、平成 2（1990）年度以降、増減しながら推移し、平成 25（2013）年度に 328 千 t-CO₂ と最も多くなりました。その後の排出量は減少傾向で推移し、平成 29（2017）年に一旦増加に転じましたが、それ以降、また減少しています。平成 29（2017）年に一旦増加した主な要因は、厳冬による暖房需要の増加等が考えられます。

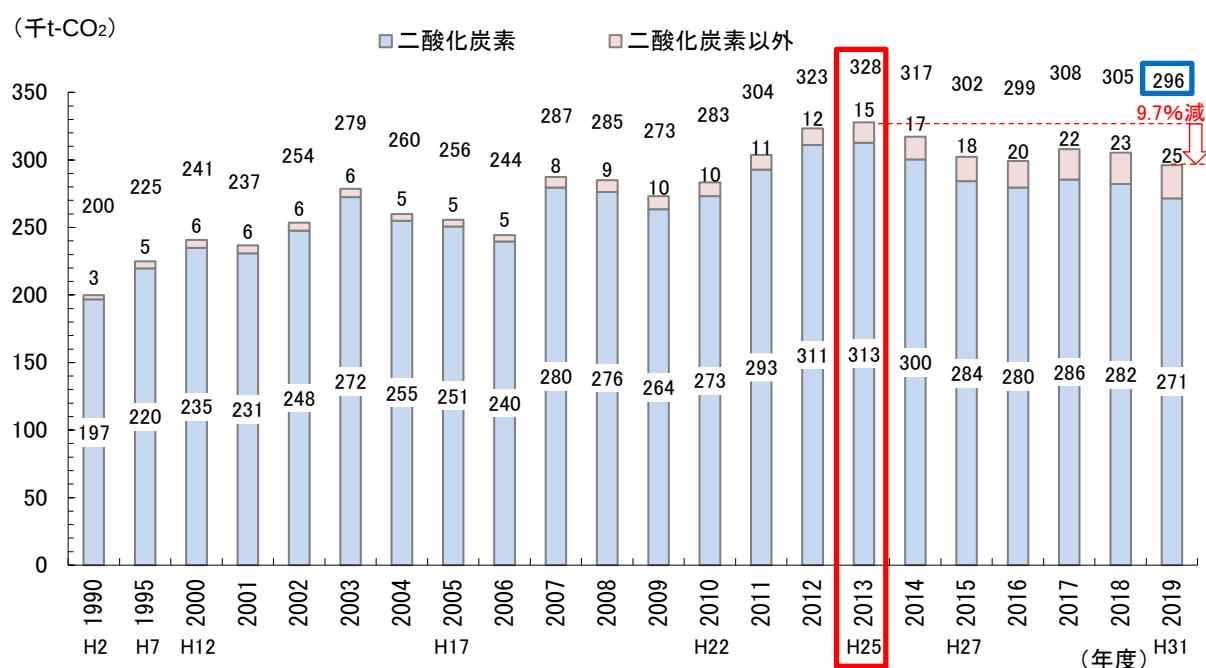


図 市域における温室効果ガス排出量（推計）の推移

出典：「オール東京 62 市区町村共同事業」提供データより作成

平成 31（2019）年度における二酸化炭素排出量の部門別の内訳は、家庭部門からの排出が 37% と一番多く、次いで業務部門が 29%、運輸部門が 19% と続きます。

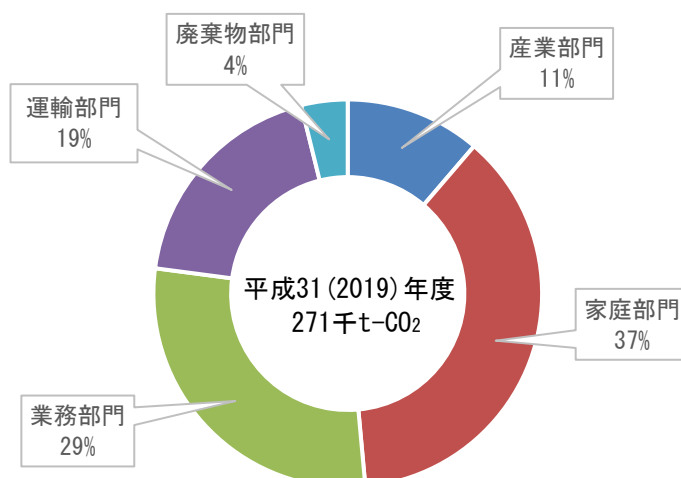


図 市域における二酸化炭素排出量（推計）の内訳

出典：「オール東京 62 市区町村共同事業」提供データより作成

（２）カーボンニュートラル推進住宅設備等導入費補助金制度

以下の項目全てに該当する対象者に対して、市では補助を行っており、令和３（2021）年度は合計 166 件の補助を実施しました。

- ・市内の住宅に補助対象機器を設置した、又は設置した新築住宅を購入した個人
- ・共用部分で使用するため、補助対象機器を市内の既築集合住宅に設置した管理組合

表 カーボンニュートラル推進住宅設備等導入費補助件数の推移 (件)

種 類	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和2年度	令和3年度
太陽光発電システム	24	40	28	21	23
太陽熱利用システム	1	1	0	0	—
エネファーム	60	121	114	52	93
蓄電池	10	23	22	18	27
HEMS	8	13	7	9	13
木質ペレットストーブ	2	0	0	1	0
燃料電池自動車	—	0	0	0	0
ビークル・トゥ・ホームシステム	—	—	1	2	0
既設窓の断熱改修	—	—	—	—	10
合計	105	198	172	103	166

出典：稲城市の環境・事務報告書

（３）低排出ガス認定車、電気自動車の導入

本市では、公用車の購入の際には、率先して低排出ガス認定車・電気自動車を導入しており、公用車（特殊車両を含む）の内訳は、74 台中、低排出ガス認定車が 50 台（うちハイブリッド車 6 台）、電気自動車が 8 台となっています。

（４）太陽光発電設備の設置

公共施設に設置している太陽光発電設備の出力は 135.33kW です。

表 太陽光発電設備の設置

施 設 名	定格出力など	設置年度	使 途
稲城市役所玄関屋上	6枚/330W	平成 15 年度	ロビーの TV
上谷戸体験学習館	8枚/再利用品	平成 18 年度	換気扇など
稲城第七小学校屋上	10kW	平成 24 年度	施設電力
オーエンス健康プラザ及び検診・外来棟	20kW	平成 24 年度	施設電力
ふれんど平尾屋上	10kW	平成 24 年度	施設電力
第二文化センター屋上	10kW	平成 25 年度	施設電力
稲城第一小学校屋上	10kW	平成 26 年度	施設電力
南山小学校屋上	10kW	平成 26 年度	施設電力
稲城長峰ヴェルデフィールド管理棟屋上	10kW	平成 27 年度	施設電力
稲城第一中学校屋上	10kW	平成 27 年度	施設電力
稲城消防団第二分団	5kW	平成 27 年度	施設電力
稲城第二小学校屋上	10kW	平成 28 年度	施設電力
上平尾消防出張所	10kW	平成 28 年度	施設電力
稲城第三中学校屋上	10kW	平成 30 年度	施設電力
学校給食共同調理場第一調理場	10kW	令和2年度	施設電力

出典：稲城市の環境

5. 環境教育・環境保全活動の取り組み

(1) 公共施設アダプト制度

本市ではアダプト制度を活用し、市民と協働で公共施設を管理しています。アダプト制度とは、市民が道路・水路・公園・緑地等の公共施設を、義務的活動ではなく自らの活動と責任において、市と協働で管理していく制度であり、主な活動内容は以下のとおりです。

- ・公共施設の緑化・美化・清掃など
- ・公共施設の破損等の通報、改善提案および実施など
- ・その他公共施設の管理に関すること

登録者数は、平成 27（2015）年度に減少しましたが、その後、緩やかに増加傾向にあります。令和 3（2021）年度は 80 団体、670 人が登録しています。

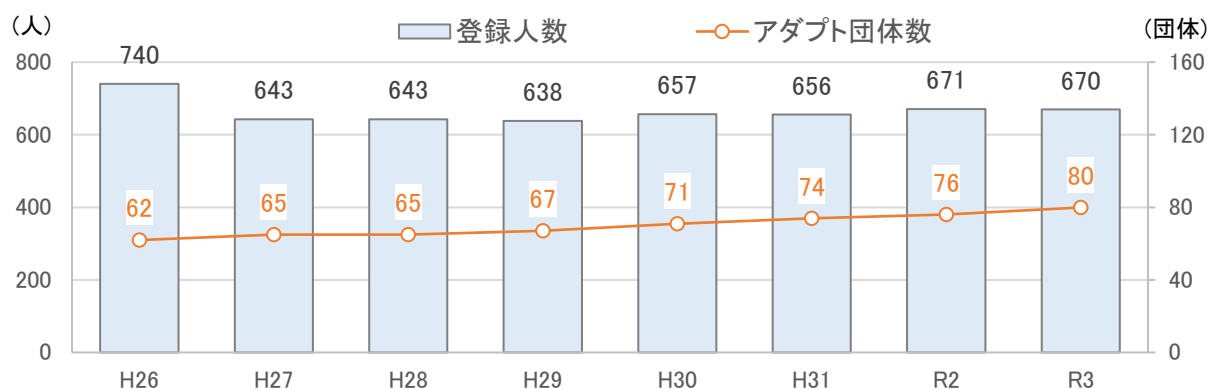


図 アダプト登録人数・団体数の推移

出典：事務報告書



団体による花壇の植え替え



活動によって整備された公園内の花壇

（２）環境ポスター

本市では、毎年環境ポスターを募集しており、応募作品の中で最優秀作品をごみ・リサイクルカレンダーへ掲載し、優秀作品などは、公共施設や稲城市まちをきれいにする市民条例による実践活動の会場などにおける展示を行っているほか、ラミネート加工を施して啓発看板として活用を行っています。

令和２（2020）年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、募集を中止しましたが、令和３（2021）年度は、325 件の応募がありました。

応募対象	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和2年度	令和3年度
幼稚園	10	7	3	7	応募中止	0
小学生	481	380	430	229		323
中学生	66	51	1	9		2
一 般	0	0	1	0		0
合計	557	438	435	245	0	325

出典：事務報告書

（３）環境美化活動

多摩川や三沢川の清掃をはじめ、市内の環境美化活動等を市民の多数の参加・協力のもとで実施しています。

令和２（2020）年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、全ての活動を中止しました。令和３（2021）年度は、一部活動を中止しましたが、多摩川・三沢川・稲城市まちをきれいにする市民条例による実践活動の清掃活動は実施しました。

活動内容	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和2年度	令和3年度
多摩川清掃	1,400	1,180	1,100	活動中止	1,100
環境美化市民運動	9,461	7,381	4,184		新型コロナ中止
三沢川清掃	651	天候不良中止	新型コロナ中止		440
稲城市まちをきれいにする市民条例による実践活動	天候不良中止	73	91		51
合計	11,512	8,634	5,375	0	1,591

出典：事務報告書

また、小・中学校では、稲城市教育週間（毎年 11 月 1 日～7 日）を中心に、「地域美化活動」を実施しています。学校行事として、または登校時や下校時を活用して道路や植え込みに捨てられているごみ等を、安全に配慮しながら拾い集めています。実施にあたっては、異校種の学校や保護者、地域等と連携し、学校から地域へと地域美化を啓発するようにしています。

（４）グリーンカーテンプロジェクト

夏場の節電意識啓発活動の一つとして、全ての市立小・中学校で平成 23（2011）年度からグリーンカーテンプロジェクトに取り組んでいます。

毎年 5 月にはゴーヤの種を全校に配布し、各校において趣向を凝らしたグリーンカーテン作りに取り組んでいます。

また、中学校の生徒会を中心にゴーヤなどの種を稲城駅、若葉台駅で配布し、グリーンカーテンによる温暖化防止に向けた啓発活動を行っております。



グリーンカーテンプロジェクト

出典：稲城市の環境

（５）持続可能な社会づくりの担い手を育む教育（E S D）

本市の全ての小・中学校では、「持続可能な社会づくりの担い手を育む教育（E S D）」を推進しています。

E S Dでは、小・中学校学習指導要領に示されている「総合的な学習の時間」を中心に、各教科等において教科横断的な学習などで環境学習等を行っています。そして、稲城の豊かな自然といのちのつながりを感じたり、今ある稲城の環境を将来に向けて守ろうとする活動を行ったりと、将来の稲城、ひいては日本を担う人材の育成を行っています。



多摩川を題材にした学習（小学校）

出典：稲城市の環境

（６）ユネスコスクール

ユネスコスクールは、ユネスコ憲章に示されたユネスコの理念である国際平和と人類共通の福祉の実現を目指すため、平和や国際的な連携を実現する学校です。文部科学省及び日本ユネスコ国内委員会では、ユネスコスクールをE S Dの推進拠点として位置付けています。現在世界 180 か国以上の国・地域で 10,000 校以上のユネスコスクールがあります。本市内の加盟校数は、令和 3（2021）年度時点で、小学校 11 校、中学校 5 校となっており、未加盟の学校につきましても、現在申請中です（全 18 校中 16 校登録済）。

6. 意向調査の概要

本計画の策定にあたり、令和4（2022）年7月、市内に在住する市民2,000人（回答数：804通・回収率：40.2%）を対象として、市内の環境の現状や環境配慮として日ごろ行っている取り組み内容、省エネルギー設備の導入状況、環境行政に望む取り組み等に関して、アンケート調査を実施しました。

また、市内の事業者200社（回答数：86通・回収率：43.0%）に対しても、環境配慮として事業者が行っている取り組みの内容等、市民アンケートと同様、実態の把握に努め、本計画の施策の方向を位置付ける基礎資料としました。

※ここでは結果を抜粋して掲載していますが、巻末の資料編にも掲載しています。

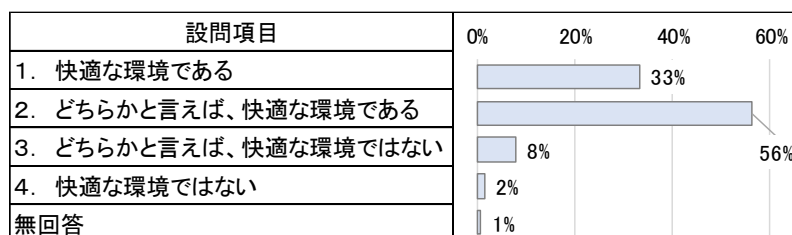
（1）市民アンケート結果の概要

■身近な環境について

問）あなたは現在の身近な環境をどのように感じておられますか。

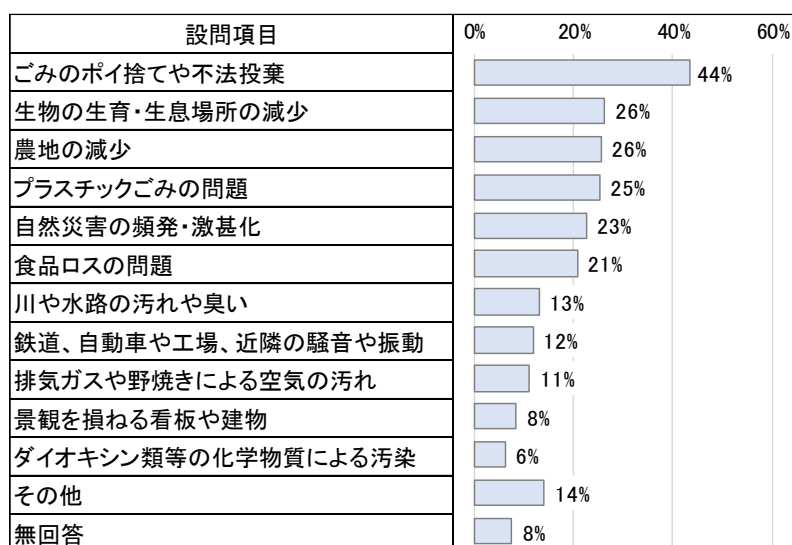
○「快適な環境」と感じている市民の割合は、「どちらかと言えば」も含めると約90%と非常に高い割合となっています。

○「快適な環境」と感じている理由は、「自然に恵まれている」が約46%と最も割合が高く、次いで「交通の便がよい」が約31%と高い割合となっています。



問）あなたの身近な環境において、気にかかる問題がありますか。

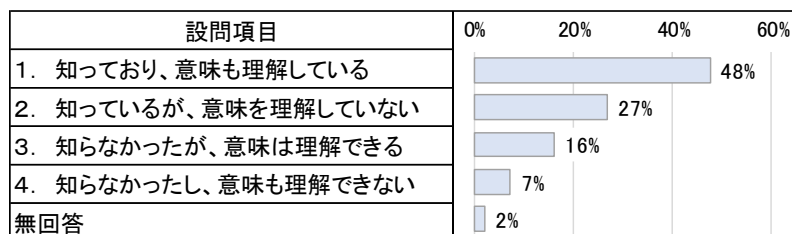
○「ごみのポイ捨てや不法投棄」が約44%と最も割合が高く、次いで「生物の生育・生息場所の減少」が約26%、「農地の減少」が約26%、「プラスチックごみの問題」が約25%と続きます。



■地球温暖化の問題について

問)「政府は 2050 年までに温室効果ガス排出量を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。」このことについてご存知ですか。

- 「知っており、意味も理解している」の回答は約 48%、「知っているが、意味を理解していない」は約 27%であり、2つ併せて約 75%が「知っている」と回答しており、認知度はかなり高いです。



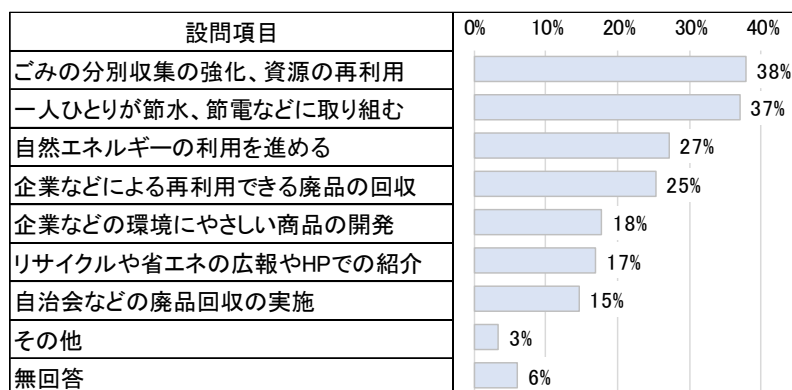
- 特に中高年世代の方が「知っており、意味も理解している」と回答する割合が高いです。

問) 地球温暖化を防止することにつながる環境に配慮した行動として、次の取り組みを行っていますか、または行う予定がありますか。

- 「実施している」の回答割合が高い順に「決められたごみの分別・ごみ出し」、「マイバッグの利用」、「照明のこまめな消灯」、「冷暖房の適切な温度設定」と続き、一般的な省エネ活動は多くの市民により実践されており、かなり浸透しています。その中で「今後実施したい」に着目すると「環境にやさしい商品の購入」の次に「ハイブリッド車、電気自動車などの導入」が約 34%と 2 番目に割合が高い結果となっています。

問)「リサイクル」や「省エネ」を進める上で、地域や市全体においてどのような取り組みを重点的に行なうべきだと思いますか。

- 「ごみの分別収集の強化、資源の再利用」が約 38%と最も割合が高く、次いで「一人ひとりが節水・節電などに取り組む」が約 37%、「自然エネルギーの利用」が約 27%と続きます。



■環境活動への参加について

問) 環境活動へ参加してみたいと思いますか。

- 「ぜひ参加してみたい」の割合が約 3%、「時間や都合があれば」、「活動内容によっては」と、条件次第で約 67%の方が「参加してみたい」と回答しており、約 7 割の方が、条件次第で参加に前向きな気持ちがうかがえます。

■今後の稲城市の環境行政のあり方について

問) 稲城市が行なう様々な環境行政施策の中で、特に優先して取り組むべき施策は、何だとお考えですか。

- 「緑や生き物の保護を進める」の割合が約 29%と最も高く、次いで「温室効果ガスを出さない取り組みの普及啓発」が約 27%、「自然エネルギーを活用した設備の普及」が約 24%、「開発事業の規制、乱開発防止」が約 24%、「自然とふれあえる公園やまちの緑化」が約 23%と続いています。

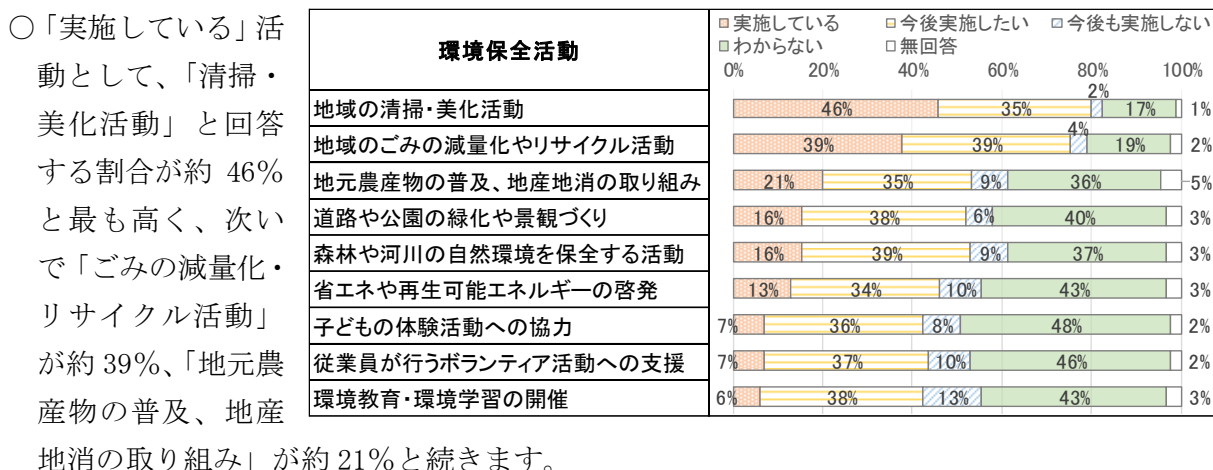
(2) 事業者アンケート結果

■環境に配慮した取り組みについて

問) 貴事業所内での環境に配慮した行動として、取り組みを行っていますか、または行う予定がありますか。

- 「実施している」の回答割合が高い順に「廃棄物の適正処理」、「事業活動における省エネの実践」と続き、事業者の9割は既に「実施している」と回答しています。
- 「環境保全活動に参加・協力」を実施しているのは約 23%ですが、「今後実施したい」では約 51%もの事業者が参加に前向きな回答をしているのが注目されます。

問) 住民または行政等と協働した地域での環境保全活動として、取り組みを行っていますか、または行う予定がありますか。



- 「今後実施したい」活動として、全ての項目において、3～4割を占めており、活動に対する前向きな姿勢がうかがえます。

■省エネ・再生エネの導入について

問) 省エネ・再生可能エネルギーに関する導入等を行っていますか。

- 「LED照明の導入」は「実施している」と回答する割合が約 71%と最も高く、導入が進んでいます。次いで「高効率空調機の導入」が約 28%、「窓の断熱の導入」が約 27%と続きます。

7. 稲城市の環境課題

ここまで整理した本市の環境の現状を踏まえ、自然環境、生活環境、地球環境、環境保全・環境教育の4つの分野ごとに、環境課題を整理します。

①自然環境

社会情勢

■環境省は、令和4(2022)年4月に「30by30ロードマップ」を策定し、30by30目標の達成に向け、カギとなる OECM の設定・管理、生物多様性の重要性や保全活動の効果の「見える化」等を掲げています。

緑を取り巻く現状

1) 緑の骨格

◆本市の緑の骨格となる多摩川河川敷や多摩サービス補助施設、多摩丘陵の斜面緑地、大規模公園、既存のゴルフ場等は、市街地を囲うように広がる「緑の環」として位置付けられます。

2) みどり率

◆令和3(2021)年度現在における本市全体のみどり面積は 984.2ha あり、みどり率は 54.7%です。

3) 都市公園

◆令和4(2022)年現在で 159 箇所、102.0ha が整備されており、市民一人当たりの整備面積は、11.0m²/人となっており、東京都の平均以上に都市公園が整備されています。

4) 保全緑地の指定

◆令和4(2022)年度現在で 17 箇所、約 14.2ha の緑地が自然環境保全地域として指定されており、良好な自然環境が守られています。

◆上記以外に2箇所、7.9ha の緑地が、特別緑地保全地区と里山保全地域の指定を受けて守られています。

5) 保全樹木の指定

◆令和3(2021)年度現在で 163 本の樹木が保存樹木として指定されていますが、近年では、開発や樹木の枯損等により指定解除され減少しつつあります。



6) 生垣造成補助

◆まちなかの緑を増やす取り組みとして、生垣造成の補助を行っています。

7) 農地

◆令和2(2020)年度現在の経営耕地面積は 73ha であり、経営耕地面積は年々減少しています。

水を取り巻く現状

1) 河川と用水路

◆多摩川や三沢川、大丸用水等の大小様々な河川、用水路が流れており、水質はおおむね良好で市街地に潤いをもたらしています。

2) 湧水

◆市内に東京の名湧水 57 選にも選定されている穴澤天神社及び妙見寺の湧水などが存在します。



生き物を取り巻く現状

1) 市内の動植物調査結果

◆平成 25(2013)～26(2014)年度にかけて実施した生物多様性基礎調査では、植物 117 科 470 種、哺乳類・爬虫類・両生類 11 科 14 種、鳥類 22 科 36 種、昆虫類 91 科 242 種、水生生物 17 科 43 種が確認されました。

2) 特徴的な動植物の生育・生息環境

◆猛禽類やキツネ等の生息が確認されていることから、まとまりやつながりのある自然環境が残されています。

◆里山・雑木林の豊かな樹林環境には多くの動植物が生育・生息しています。

◆丘陵地から湧き出した水が沢となって流れる清水谷戸川では、水辺の生きものが生息する良好な自然環境が残っています。

3) 生物の生育・生息空間の5つのタイプ

◆樹林地：林床が管理された雑木林は、植物の種類も多く、生物にとって良好な環境となっています。

◆水域・水辺：多摩川の砂礫河原やヨシ原の発達した水辺環境をはじめ、三沢川の陸域との連続性が確保されている区間、湧水が流入する清水谷戸川など、水生生物等の貴重な生息環境となっています。

◆農地：水田は多くの生き物を育む貴重な湿地環境を有し、果樹園はミツバチなども飛来し、土の中にはミミズも多く生息しています。

◆草地：河川の堤防法面や公園広場、ゴルフ場などは、人工的な環境ではあるものの、野生の動物にとって重要な生息空間となっています。

◆まちなか：街路樹、植栽帯、個人の庭、生垣、石垣なども、生きものの貴重な生育・生息空間となっています。

景観を取り巻く現状

1) 景観

◆美しい自然的・都市的・歴史的・心象的景観が存在します。



アンケート結果

■身近な環境を「快適な環境」と感じている市民の割合は非常に高く、その理由としては、「自然に恵まれている」と回答する割合が最も高い。また、年代別では、若い世代の方が「快適な環境である」と回答する割合が高い結果となっています。

■身近な環境で気にかかる問題としては、「ごみのポイ捨て」の次に「生物の生育・生息場所の減少」の割合が高く、次いで「農地の減少」と続きます。

■「優先すべき環境行政の取り組み」として、「緑や生き物の保護」が最も多かったです。

■自由記入の内容としては、本市の自然環境が損なわれないようにと願う意見や要望等が多くみられ、自然環境に関するものが多くみられました。

自然環境の課題

緑

①本市の緑の骨格であり、稲城らしさの象徴である「緑の環」を、将来にわたり維持していく必要があります。

②身近な公園の適切な配置と、維持管理による質の維持に向けた取り組みを進めていく必要があります。

緑	③多摩丘陵をはじめとした自然豊かな緑地を、保全地域として指定するなど、維持・保全していく必要があります。 ④減少傾向にある保存樹木をはじめ、身近にある巨木やまちなかの緑についても、市民と協力しながら管理・保全していくことが必要です。 ⑤農地が保全・活用される取り組み等が必要です。
水	①市内の貴重な湧水や、市内を流れる河川、用水路等の水資源を保全しつつ、水辺で水に親しむ空間としての活用等を図っていく必要があります。
生き物	①市内の特徴的な動植物の生育・生息環境を保全し、多様な動植物の生育・生息空間を維持していく必要があります。 ②生物の生育・生息空間の5つのタイプにおいて、それぞれに生育・生息する生物にとって好ましい環境を維持していく必要があります。
景観	①市内の美しい景観を損ねることのないよう、自然と調和した建築物や街並みの色彩等の配慮が必要です。

②生活環境

社会情勢	■令和元(2019)年に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、食品ロスの削減に関する国、地方公共団体等の責務や施策の基本となる事項を定めています。 ■「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が令和4(2022)年に施行され、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取り組み(3R+Renewable)を促進するための措置が講じられることとなりました。
大気・水質を取り巻く現状	1)大気の測定結果 ◆市内の2地点で年1回実施している大気の調査では、いずれの項目も環境基準を満たしています。 2)河川と用水路の水質測定結果 ◆類型指定のある多摩川及び三沢川の水質は、ともに環境基準を満たしています。その他の河川、用水路についても、環境基準を当てはめた場合に超過する場合がありますが、上流から下流まで体系的に捉えてみた場合は、特に問題がある水質結果はありません。
騒音・振動・苦情を取り巻く現状	1)騒音・振動測定結果 ◆騒音では、令和2(2020)年度は全ての地点で環境基準を満たしていましたが、令和3(2021)年度は1地点で環境基準の超過が見られました。 ◆振動においては、全ての地点において要請限度の値を達成しています。 2)苦情件数 ◆公害苦情の内訳を見ると、「その他」が最も多く、次いで「ばい煙・粉じん」、「騒音」、「悪臭」と続いています。

ごみ・資源物等を
取り巻く現状

- 1) 可燃・不燃ごみの排出量
 - ◆可燃・不燃ごみの排出量は、ともに新型コロナウイルス感染症拡大を受け、令和2(2020)年度の排出量は増加しましたが、令和3(2021)年度は再び減少に転じました。
 - ◆可燃ごみの1人1日当たり排出量は401g/人・日です。
- 2) 資源物の回収量
 - ◆資源物の回収量は、近年、横ばい傾向で推移していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大を受け、令和2(2020)年度に増加し、令和3(2021)年度においても、増加傾向が続いています。
- 3) リサイクル
 - ◆リサイクル率は、多摩地域平均を下回っていますが、サーマルリカバリーを含む値でみると、多摩地域平均を上回っています。
- 4) 生ごみ処理容器購入補助
 - ◆ごみ減量化の取り組みとして、生ごみ処理容器購入の補助を行っています。

アンケート結果

- 身近な環境を「快適ではない」と回答した方の理由としては、「交通の便が悪い」、「道路・歩道が狭くて整備されていない」、「騒音・振動が気になる」の順に回答割合が高いです。
- 身近な環境で「気にかかる問題」としては、「ごみのポイ捨てや不法投棄」の回答割合が圧倒的に高いです。
- 稲城市の環境を守るために進めるべき取り組みとしては、「ごみのポイ捨てや不法投棄の防止活動」の回答割合が最も高いです。
- 環境に配慮した行動として「実施している」ことは、「決められたごみの分別・ごみ出し」が96%、「食品ロスを出さないようにする」が72%、「4Rを心がけ、ごみ減量に努める」が63%となっています。一方で、「生ごみ処理機」は6.2%にとどまっており、「今後も実施しない」は40%にのぼります。
- 自由記入の内容としては、生活環境の中で「ごみ」、「道路・交通」、「防犯」の順に意見が多くみられ、「自然環境」に次いで「生活環境」に関する内容が多かったです。

生活環境の課題

大気・
水質

- ①大気や水質の環境測定を毎年実施し、本市の良好な生活環境が悪化しないよう、監視を行っていく必要があります。

騒音・
振動

- ①騒音・振動の環境測定を毎年実施し、本市の良好な生活環境が悪化しないよう、監視を行っていくとともに、必要に応じて関係機関と調整して対策を講じていく必要があります。

ごみ・
資源物

- ①市民アンケートで関心が高い「ポイ捨てや不法投棄の防止」に向けた取り組みを進めていく必要があります。
- ②新型コロナウイルス感染症拡大を受けた生活様式の変更等によるごみ排出量増加に対し、4Rの推進等によるごみの削減や資源物の回収等について、より一層の市民への理解・協力を促していく必要があります。
- ③法律の施行を受けて、食品ロスの削減に向けた取り組みを進めていく必要があります。
- ④法律の施行を受けて、プラスチックごみの削減に向けた取り組みを進めていく必要があります。

③地球環境

社会情勢	■令和3(2021)年の気候サミットにおいて、国は「2030 年度において温室効果ガスの2013 年度からの 46%削減を目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続ける」という決意を表明しました。 ■令和3(2021)年に改正された「地球温暖化対策の推進に関する法律」においては、「2050 年カーボンニュートラル」を基本理念として法に位置付けられました。 ■平成 30(2018)年に施行された「気候変動適応法」を受けて、温室効果ガスの排出量を減らす「緩和策」に加えて、気候変動による被害を回避・軽減する「適応策」にも、より一層取り組む必要があります。
気候変動の現状	■東京都気候変動適応センターがまとめた気候変動情報によると、多摩部における「年平均気温」、「年平均日最高気温」、「真夏日日数」には、いずれも上昇傾向がみられます ■東京都気候変動適応センターが整理している将来の気候の変化予測によると、多摩部における「気温」、「真夏日・熱帯夜の日数」、「年降水量」は、いずれも増加すると予想されています。
温室効果ガス排出量の現状	1)温室効果ガス排出量 ◆平成 31(2019)年度の市域の温室効果ガス排出量は 296 千 t-CO₂ です。 ◆国の基準年である平成 25(2013)年度の 328 千 t-CO₂ から約 9.7%減少しています。 2)二酸化炭素排出量の部門別内訳 ◆家庭部門からの排出が 37%と一番多く、次いで業務部門が 29%、運輸部門が 19%と続きます。
脱炭素を目指す市の取り組み	1)カーボンニュートラル推進住宅設備等導入費補助金制度 ◆「太陽光発電システム」、「エネファーム」、「蓄電池」、「燃料電池自動車」、「ビークル・トゥ・ホームシステム」、「既設窓の断熱改修」などの補助を実施しており、令和3(2021)年度は合計 166 件の補助を行いました。 2)低排出ガス認定車、電気自動車の導入 ◆公用車の購入の際には、率先して低排出ガス認定車・電気自動車を導入しており、その内訳(特殊車両を含む)は、74 台中、低排出ガス認定車が 50 台(うちハイブリッド車6台)、電気自動車が8台となっています。 3)太陽光発電設備の設置 ◆公共施設に設置している太陽光発電設備の出力は、135.33kW です。
アンケート結果	■政府による「2050 年カーボンニュートラル宣言」について、市民の約半数が「知っており、意味も理解している」と回答し、「知っている」だけでも約7割となり、「カーボンニュートラル」自体はかなり浸透していると思われます。特に若い世代より中高年世代が、認知度は高い傾向となりました。 ■「地球温暖化による影響」については、「台風や大雨が増えることによる洪水・土砂災害の被害」が最も回答の割合が高く、次いで「農作物の収穫減」、「熱中症による患者増加」と続き、命・食・健康等に関することが上位にきています。 ■市民は環境に配慮した行動として、自らできる行動は既に実施しています。しかし、「太陽光パネル」をはじめ、「生ごみ処理機」、「蓄電システム」、「雨水タンク」などの取り組みに関しては、まだまだ普及啓発の余地があります。 ■「環境問題で興味がある分野」としては、「地球温暖化」の割合が最も高かったです。

■事業者アンケートでは、「LED照明の導入」は7割の導入が進んでいるものの、「高効率空調機の導入」をはじめ、各施設整備の導入に2～3割程度の事業者が「今後導入したい」と回答しています。特に「プラグインハイブリッド、電気自動車等の導入」は「今後導入したい」と回答する割合が最も高いです。

地球環境の課題

気候変動 への適応

- ①気候変動による影響が大きくなることを想定し、洪水や土砂災害等の発生リスク上昇に備えるために、住民等の自助・共助の重要性に対する意識啓発を進めていく必要があります。
- ②熱中症のリスク増大に備え、注意喚起やまちなかの緑陰の創出なども進めていく必要があります。

温室効果ガス 排出量の削減

- ①二酸化炭素排出量の部門別内訳は、「家庭」からの排出が 37%と一番大きいため、市民へのより一層のエネルギー使用量の削減に向けた周知啓発を進めていく必要があります。
- ②「2050 年カーボンニュートラル」に向けて、市民や事業者、学校等における省エネ及び再生可能エネルギーの取り組みへの理解を求めていく必要があります。

市の 取り組み

- ①カーボンニュートラル推進住宅設備等導入費補助金制度を継続させていくとともに、より多くの市民へ周知啓発を行っていく必要があります。
- ②公用車の購入時には、積極的に低排出ガス認定車や電気自動車などの導入を検討していく必要があります。
- ③公共施設には、太陽光発電設備などの機器の設置を積極的に進めていく必要があります。



④環境保全・環境教育の取り組み

環境教育の現状

- 1) 持続可能な社会づくりの担い手を育む教育(ESD)
 - ◆全ての小・中学校では、ESDを推進し、各教科等において教科横断的な学習などで環境学習等を行っています。
- 2) ユネスコスクール
 - ◆ユネスコスクールは国際平和と人類共通の福祉の実現を目指すため、平和や国際的な連携を実現する学校のことで、本市内の加盟校数は、令和3(2021)年度時点で、全 18 校中 16 校登録済となっています。

環境保全活動の 現状

- 1) 公共施設アダプト制度
 - ◆市民が自らの活動と責任において、市と協働で管理していくアダプト制度を活用し、市民とともに公共施設を管理しています。
 - ・公共施設の緑化・美化・清掃など
 - ・公共施設の破損等の通報、改善提案および実施など
 - ・その他公共施設の管理に関すること
 - ◆登録者数は、令和3(2021)年度は 80 団体、670 人が登録しています。

2) 環境ポスター

◆応募作品の中で最優秀作品をごみ・リサイクルカレンダーへ掲載し、優秀作品などは、公共施設や稲城市まちをきれいにする市民条例による実践活動の会場などにおける展示を行っているほか、啓発看板として活用しています。

3) 環境美化活動

◆市内の環境美化活動等を市民の多数の参加・協力のもとで実施しています。

◆小・中学校では、学校行事として、または登校時や下校時を活用して道路や植え込みに捨てられているごみ等を拾い集めています。学校から地域へと地域美化を啓発するようにしています。

4) グリーンカーテンプロジェクト

◆夏場の節電意識啓発活動の一つとして、全ての市立小・中学校でグリーンカーテンプロジェクトに取り組んでいます。

■「環境活動への参加」として、「ぜひ参加してみたい」は 2.5%にとどまるものの、7割近い方が、時間や都合、内容等の条件によっては「参加してみたい」と回答しています。

■年代別では、若い世代の方が「ぜひ参加してみたい」または「時間や都合があれば参加してみたい」と回答する割合が高いです。一方で 50 歳代や 60 歳代は、「活動内容によっては参加してみたい」と回答する割合が高いです。

■参加してみたい活動として、「美しい街並みづくり」の割合が最も高く、次いで「農地の保全・活用」、「森林・里山の保全」、「公園などの清掃」と続きます。

年代別では、10 歳代は「公園などの清掃」、「美しい街並みづくり」の割合が比較的高く、20 歳代は「美しい街並みづくり」、30・40 歳代は「農地の保全・活用」、50・60 歳代は「美しい街並みづくり」、70 歳以上は「公園などの清掃」が比較的高いです。

環境教育・環境保全活動の課題

①新たな生活様式に対応した手法を取り入れながら、実施事業を検討していく必要があります。

①アダプト制度により実施されている取り組みを継続させていくために、今後、新たな登録者や活動団体等を増やしていく必要があります。

②学校と協力して実施する環境美化活動やグリーンカーテンプロジェクトなどで、より一般の方への啓発にもつながるような仕組みの検討も必要です。

③活動内容によっては、環境保全活動への参加を前向きに考える方は多いと思われるため、内容や募集の仕方等の工夫が必要となります。



第4章 稲城市が目指す環境像と基本方針

第4章 稲城市が目指す環境像と基本方針

1. 稲城市が目指す環境像

本市を取り巻く環境の現状と課題を踏まえ、稲城市が目指す環境像を『水と緑につつまれ 地域循環共生圏をめざすまち 稲城 ～カーボンニュートラルな未来のために～』と定め、市民・事業者・学校・市のパートナーシップにより、目指す環境像の実現に向けた取り組みを実施していくものとします。

■稲城市が目指す環境像

水と緑につつまれ 地域循環共生圏をめざすまち 稲城
～カーボンニュートラルな未来のために～

地域循環共生圏

- 各地域がその特性を生かした強みを発揮
 - 地域資源を活かし、**自立・分散型の社会**を形成
 - 地域の特性に応じて補完し、**支え合う**



出典：環境省 HP「第五次環境基本計画の概要と地域循環共生圏の概要」

※地域循環共生圏：各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方です。
また、我が国の地域の活力を最大限に発揮する構想であり、その創造によりSDGsやSociety5.0の実現にもつながるものです。



コラム

カーボンニュートラル

「カーボンニュートラル」とは、温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることを意味します。

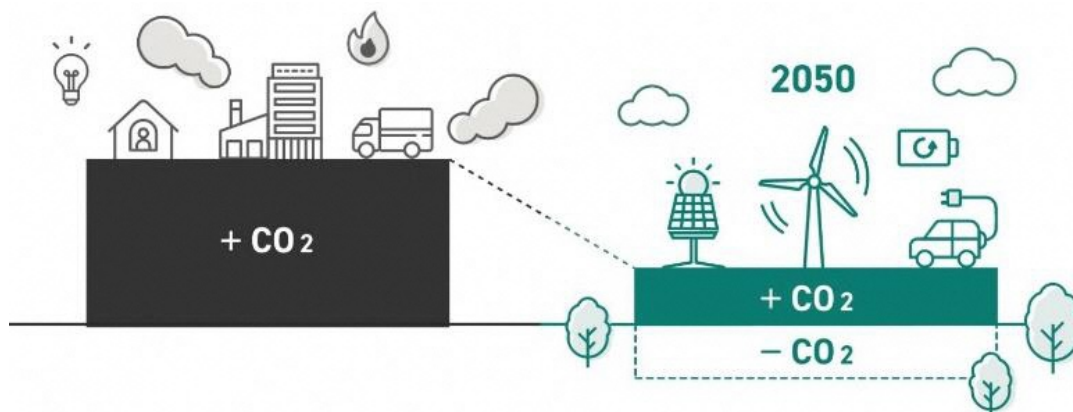
令和 2（2020）年 10 月、政府は令和 32（2050）年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、「カーボンニュートラル」を目指すことを宣言しました。

「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、植林、森林管理などによる吸収量を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。

「カーボンニュートラル」の達成のためには、温室効果ガスの排出量の削減、並びに吸収作用の保全及び強化を行う必要があります。

地球規模の課題である気候変動問題の解決に向けて、平成 27（2015）年にパリ協定が採択され、世界共通の長期目標として、世界的な平均気温上昇を工業化以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること（2℃目標）。今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡を達成すること等を合意しました。

この実現に向けて、世界が取り組みを進めており、120 以上の国と地域が「2050 年カーボンニュートラル」という目標を掲げているところです。



出典：環境省 HP

2. 環境像を実現するための基本方針

稲城市が目指す環境像の実現に向けて、前章で挙げた課題を考慮し、これからの基本方針を設定し、施策に繋げていきます。

環境分野	分類	課題	基本方針
自然環境	緑	◇本市の緑の骨格であり、象徴である「緑の環」を維持 ◇身近な公園の適切な配置と維持管理による質の維持 ◇自然豊かな緑地の維持・保全 ◇保存樹木やまちなかの緑の管理・保全 ◇農地の保全・活用	【自然環境の保全と調和】 美しい水辺や緑、多様な生物が生育・生息する自然空間を保全し、未来へ継承していくまちを目指します。
	水	◇湧水や河川、用水路等の保全と水に親しむ空間活用	
	生き物	◇動植物の生育・生息環境の保全 ◇生物の生育・生息空間の5つのタイプの維持	
	景観	◇美しい景観への配慮	
生活環境	大気・水質	◇大気や水質の環境測定実施による監視	【安全安心な暮らしの確保】 市民が安全安心に快適に暮らせるまちを目指します。
	騒音・振動	◇騒音・振動の環境測定実施による監視	
	ごみ・資源物	◇ポイ捨てや不法投棄の防止に向けた意識啓発 ◇ごみ排出量増加に対する4R+1の推進や資源物の回収 ◇食品ロスの削減 ◇プラスチックごみの削減	【循環型社会の構築】 環境にやさしい循環型社会を構築していくまちを目指します。
地球環境	気候変動への適応	◇洪水や土砂災害等の発生リスクの備えに対する意識啓発 ◇熱中症のリスク増大に対する備え	【カーボンニュートラルの実現】 2050年のカーボンニュートラルを目指し、「二酸化炭素の排出量実質ゼロ」を着実に進めていくまちを目指します。
	温室効果ガス排出量の削減	◇エネルギー使用量の削減に向けた市民への周知啓発 ◇市民・事業者・学校等における省エネ及び再生可能エネルギーの取り組み理解への醸成	
	市の取り組み	◇カーボンニュートラル推進住宅設備等導入費補助金制度の継続と市民への周知啓発 ◇公用車における次世代自動車の導入 ◇公共施設における太陽光発電設備など再生可能エネルギー機器の設置	

環境分野	分類	課題	基本方針
環境教育・環境保全活動	環境教育	◇コロナ禍にも対応した取り組みの実施	【環境教育・環境保全】 次世代を担う子どもたちとともに、市民一人ひとりが、環境への負荷を少なくする行動を実践していくまちを目指します。
	環境保全活動	◇アダプト制度の新たな登録者や活動団体等の掘り起こし ◇環境美化活動やグリーンカーテンプロジェクトにおける市民への啓発 ◇環境保全活動の内容や募集方法の工夫	

環境像の実現を目指す

■稲城市が目指す環境像

水と緑につつまれ 地域循環共生圏をめざすまち 稲城
～カーボンニュートラルな未来のために～



© K.Okawara・Jet Inoue

稲城市



3. 本計画に内包する計画

(1) 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

①温室効果ガス排出量の削減目標

平成 31（2019）年度の市域における温室効果ガス排出量の推計は 296 千 t-CO₂ であり、国の基準年である平成 25（2013）年度の 328 千 t-CO₂ から約 9.7%減少しています。

国では、「2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」という方針を掲げ、令和 12（2030）年度の目標として「温室効果ガスの 46%削減（2013 年度比）を目指す。さらに、50%の高みに向け挑戦を続ける」としています。

本市においては、国の方針を踏まえ、「2050 年カーボンニュートラル」の実現に対して積極的に取り組む決意を込め、市域の温室効果ガス排出量削減の目標を「2013 年度比で 46%削減」と設定します。また、目標年度は、国の目標年との整合に配慮し、令和 12（2030）年度とします。

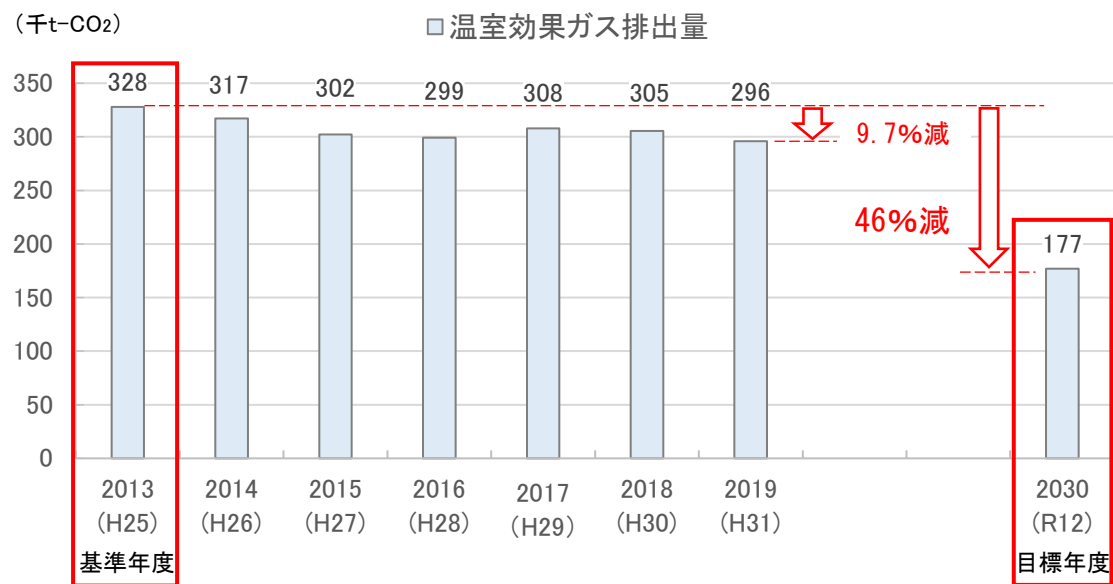


図 温室効果ガス排出量（推計）の目標
出典：「オール東京 62 市区町村共同事業」提供データより作成

表 温室効果ガス排出量（推計）の削減目標

項 目	内 容
目標年度	令和 12（2030）年度（国の目標年度と整合を図り設定）
目標	市域の温室効果ガス排出量（推計）を平成 25（2013）年度比で 46%削減（177 千 t-CO ₂ ）を目指します。
計画の期間	令和 5（2023）年度～令和 14（2032）年度

（２）地域気候変動適応計画

国や東京都気候変動適応センター等による気候変動影響に関する情報の収集に努め、市民の健康被害対策や自然災害対策を推進していきます。

表 地域気候変動適応計画の概略

項 目	内 容
計画の期間	令和 5（2023）年度～令和 14（2032）年度
指標	①熱中症で搬送された患者数を最小限に抑えます。 ②最新の「いなぎ防災マップ」を市民に配付します。

（３）生物多様性地域戦略（一部内包）

本市の「生物多様性地域戦略」については、平成 27（2015）年 3 月に策定した「生物多様性いなぎ戦略」を基本としており、基本的な考え方（基本理念）や戦略の目標等については踏襲していくものとし、指標など一部更新が必要な部分については本計画に内包することとします。

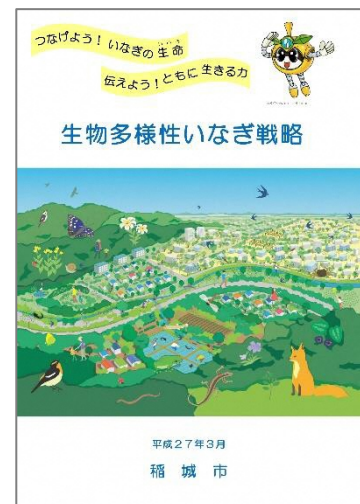
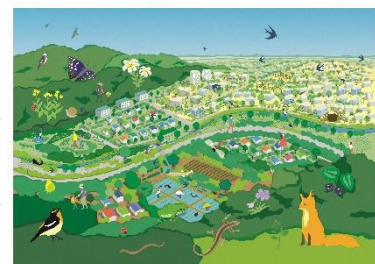


表 生物多様性いなぎ戦略の概略

項 目	内 容
計画の期間	令和 5（2023）年度～令和 14（2032）年度
戦略の基本的な考え方（基本理念）	つなげよう！いなぎの生命 伝えよう！ともに生きる力
将来の最終目標 ※目標年は設定しない	①自然環境の保全・再生のイメージ 豊かな自然地が保全され、水と緑と生きもののネットワークにより、まちなかにも緑や生命があふれています。 周辺自治体や多摩川、多摩・三浦丘陵などの自然ともつながっていることで、市内でも里山やきれいな水辺にキツネやオオムラサキ、カエル類をはじめとする多様な生きものが身近に生息しています。 市民は朝、にぎやかな鳥の声で目が覚め、休日には市内の自然豊かな公園や自然環境保全地域、自然散策路などでは、太陽や風を感じながら運動したり、のんびり過ごしたりできます。



出典：生物多様性いなぎ戦略

項 目	内 容
将来の最終目標 ※目標年は設定しない	②自然を活かした学習・教育のイメージ 豊かな自然環境を活かし、学校などでは「生きる力」を育むための充実した環境教育・体験学習プログラムが実施され、各公共施設では市全域をフィールドとした体験・研修プログラムが展開されています。 先進的・総合的な環境教育のモデル都市として全国的に知られ、子どもの教育のために稲城市を選択した住民も多くいます。 ③自然と経済活動をむすびつけるイメージ 豊かな自然環境を活かし守るための経済活動（エコツーリズム、環境保全型農業、街路樹や里山管理の枝・落ち葉などの堆肥化や製品の開発、地産地消など）が盛んに展開され、二次的な自然環境が地域住民の手で持続的に保全・維持されています。 地元や多摩地域の農産物などを使い、豊かな自然や季節毎の味を楽しむことができる飲食店なども多く、市外からも多くの人が訪れています。 “都心から近いのに自然豊か”であることが魅力の、住み続けたいまちとして選ばれています。 ④自然と暮らしが調和するイメージ 豊かな自然と人の暮らしが調和した、自然と共存する持続可能な社会が実現し、市民は自らの暮らしに自然がもたらす恩恵を理解し、日常的に自然とのかかわりを感じ、水や緑豊かな暮らしを楽しんでいます。 暮らしや経済のあらゆる側面に、生きものへのちょっとした“思いやり”があります。
将来のまちの姿を着実に実現するための達成目標 (令和 14 (2032) 年度)	①自然の量の目標： 「みどり率：同水準を維持」 ②自然の質の目標（その１）：指標種 「キツネ、オオムラサキ、カエル類の継続的な生息」 ③自然の質の目標（その２）：多様なビオトープの保全など 「稲城の特徴を反映した５タイプのビオトープの保全」



出典：生物多様性いなぎ戦略



出典：生物多様性いなぎ戦略



出典：生物多様性いなぎ戦略



第5章 施策の展開

第5章 施策の展開

1. 施策の体系

施策の体系として、5つの大きな「施策の柱」を定め、その柱のもとで、今後、取り組みを推進していく「施策」及び「取組項目」、さらには「貢献するSDGs」を整理します。

環境像	施策の柱	施策
水と緑に つまれ 地域循環共生圏を めざすまち 稲城	柱1 美しい自然環境の 保全と調和	1. 里山の保全と調和
		2. 水辺空間の保全
		3. 水と緑を活かした公園の整備改修
		4. 生物多様性の保全
	柱2 カーボン ニュートラルの実現	5. 温室効果ガスの排出抑制の推進
		6. 地域内における創エネルギーの推進
		7. 気候変動の影響への適応
	柱3 循環型社会の構築	8. ごみの発生抑制、資源化・再利用の促進
		9. 食品ロスの削減
	柱4 安全・安心で快適な くらしの確保	10. 大気・水質の保全
		11. 騒音・振動の防止
		12. その他の公害等への対応
	柱5 環境教育・環境保全 活動の推進	13. 環境教育・環境学習の推進
		14. 環境保全活動の拡大に向けた取り組み

取り組み項目	貢献する SDGs
1-1 里山の保全 1-2 里山とのふれあい 1-3 市街地と里山の調和	  
2-1 河川、用水路の環境保全 2-2 湧水の保全	  
3-1 公園の整備改修 3-2 農地の保全 3-3 市民の農とふれあう機会の創出 3-4 環境配慮型農業の推進	     
4-1 在来種の保護及び外来生物の駆除 4-2 生物多様性に関する周知啓発	    
5-1 公共施設における省エネ機器の導入 5-2 省エネ行動の促進 5-3 カーボンニュートラル実現に向けた検討と情報発信 5-4 自動車からの温室効果ガスの排出削減 5-5 二酸化炭素吸収量を増やす取り組みの推進	    
6-1 公共施設における再生可能エネルギーの導入 6-2 再生可能エネルギー導入の普及促進	    
7-1 健康被害対策の推進 7-2 自然災害対策の推進 7-3 気候変動の影響予測の情報収集と影響への対応の啓発	   
8-1 ごみの減量化・資源化 8-2 ごみの減量化・資源化に向けた指導・意識啓発 8-3 事業所におけるごみの減量化・資源化指導及び広報活動の実施 8-4 公共事業におけるごみの減量化・資源化の推進	     
9-1 食品ロス問題の普及啓発 9-2 フードドライブ・フードバンク等の実施	 
10-1 大気・水質の測定 10-2 工場、事業場等への公害規制指導 10-3 下水道整備等の推進 10-4 大気・水質保全に向けた意識啓発	    
11-1 騒音・振動の測定 11-2 関係機関との連携による対策の実施 11-3 騒音・振動等の抑制指導	 
12-1 公害に関する対応 12-2 有害物質の拡散の防止 12-3 野外焼却の防止や農業の適正な使用に関する指導	   
13-1 環境教育の推進 13-2 環境への意識を高める場や機会の提供	 
14-1 環境保全活動の拡大に向けた仕組みづくり 14-2 環境美化活動の推進	 

2. 施策の展開

施策の柱1

美しい自然環境の保全と調和

施策1 里山の保全と調和

本市の自然環境を特徴づける丘陵地の樹林を中心とした大切な緑と里山は、河川の水源を涵養し、豊かな生物相を育むとともに、美しい景観を形成し、様々な多面的な機能を有しています。

令和4（2022）年に実施した市民アンケート調査においては、回答者の9割が身近な環境を「快適な環境である」と回答し、その理由として、「自然に恵まれている」が一番多い回答となりました。

本市の緑と里山を市民とともに学びの場、憩いの場として活用を図り、まちなかにおいても積極的に緑化を推進することにより、次世代へと継承していきます。

■関連する SDGs



■環境指標

項 目	単位	現状値	目標値
市内のみどり率	%	54.6% (令和3年度値)	同水準を維持 (令和13年度値)
公共施設アダプト制度の登録団体数	団体	80 団体 (令和3年度値)	向上 (令和14年度値)

■具体的な取り組み

取り組み項目	取り組み内容
1-1 里山の保全	①自然環境保全地域の指定・拡充
	②重要な樹林地における特別緑地保全地区制度や市民緑地制度の適用の検討
1-2 里山とのふれあい	①市民団体の里山での保全活動に対する支援及び市民の参加促進
	②里山における環境教育、環境学習の場としての活用の推進
	③公共施設アダプト制度による緑地等の管理の推進

取り組み項目	取り組み内容
1-3 市街地と里山の調和	①保存樹木の指定の推進
	②公共施設における緑化の推進
	③緑のカーテンや生垣造成の推進、屋上・壁面緑化の推進等による街なかにおける緑の創出

施策2 水辺空間の保全

本市を流れる多摩川や三沢川、大丸用水などの河川や用水路は、市内に点在する湧水とともに、広く市民に親しまれており、自然環境の豊かさを身近に実感できる貴重な場となっています。

その水辺空間を、緑と一体的に保全・活用しながら生き物にもやさしく、人にも快適な水辺空間として、管理・保全を進めていきます。

■関連する SDGs



■環境指標

項目	単位	現状値	目標値
湧水の保全	回/年	2回/年（1箇所） （令和3年度）	2回/年（1箇所） （令和14年度値）

■具体的な取り組み

取り組み項目	取り組み内容
2-1 河川、用水路の環境保全	①多摩川・三沢川等における環境保全活動への支援
	②用水路の水辺環境の保全・管理
2-2 湧水の保全	①湧水地の環境の保全・調査

施策3 水と緑を活かした公園の整備改修

本市の公園の市民1人当たりの面積は11.0㎡/人であり、東京都の7.4㎡/人（全国は10.7㎡/人）より大幅に上回っています。一方、農地は年々減少傾向にあり、20年前と比べて57haの減少（約44%減）となっています。

令和4（2022）年に実施した市民アンケート調査においては、「身近な環境の気にかかる問題」として「農地の減少」を回答者の約26%が挙げており、3番目に多い回答でした。

市内の特色ある公園の魅力を引き出しつつ、より一層の活用を図り、市民と協働で管理・保全を進めていきます。また、食を支える大切な農地は、多面的機能も有していることを市民に広く周知を図り、市民が農とふれあう機会を創出しながら地産地消を推進するとともに、農地の保全を推進していきます。

■関連するSDGs



■環境指標

項目	単位	現状値	目標値
市民1人当たりの公園面積	㎡/人	11.0㎡/人 (令和4年度値)	12.2㎡/人 (令和13年度値)
援農ボランティアの人数	人	36人 (令和3年度値)	50人 (令和12年度値)

■具体的な取り組み

取り組み項目	取り組み内容
3-1 公園の整備改修	①土地区画整理事業により創出される公園の自然環境の活用と調和の図れた整備
	②協働によるストック効果の高い公園の整備改修
3-2 農地の保全	①生産緑地の保全や追加指定の推進
	②援農ボランティアの育成
3-3 市民の農とふれあう機会の創出	①市民農園の拡充
	②観光農園の充実や直売会の開催等による地産地消の推進
3-4 環境配慮型農業の推進	①減農薬・有機農業への取り組み・転換の推進とエコファーマーの認定促進
	②剪定枝や落ち葉、家畜の排泄物などにより生産した堆肥の農地への活用の推進

施策4 生物多様性の保全

近年、地球温暖化が原因とみられる気候変動の影響により、生態系への影響も生じることが懸念されています。

令和4（2022）年に実施した市民アンケート調査においては、「稲城市の環境行政施策の中で特に優先して取り組むべき施策」として「緑や生き物の保護を進める」を回答者の約29%が挙げており、最も多い回答でした。

そこで、生物多様性の確保に向けた取り組みを推進するため、平成27（2015）年3月に策定した「生物多様性いなぎ戦略」を基本にしながら、指標など一部更新が必要な部分については本計画に内包し、本地域に生育・生息する在来種に適した自然環境の保全を目指します。

■関連するSDGs



■環境指標

項 目	単位	現状値	目標値
生物多様性に関する情報発信回数	回/年	—	4回/年 (令和14年度値)
環境学習講座の満足度	%	—	100% (令和14年度値)

■具体的な取り組み

取り組み項目	取り組み内容
4-1 在来種の保護及び外来生物の駆除	①在来種を保護する環境（ビオトープなど）の維持
	②外来種の移入・生息防止対策の推進
4-2 生物多様性に関する周知啓発	①特定外来生物に関する情報発信
	②環境学習講座の実施とともに生物多様性に関する周知・啓発
	③市内に生息する生きものの調査実施の検討



コラム

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の一部改正

(令和4(2022)年5月)

アメリカザリガニとアカミミガメが「条件付特定外来生物」に指定され、令和5(2023)年6月1日から以下の規制がスタートします。

【手続きなしでできること】

- ・一般の方がペットとして飼育することができます。
- ・水族館や学校等での飼育については、逃げ出さないような施設で飼育する必要があります。
- ・飼えなくなった場合などに、責任をもって飼える人に無償で、譲ったり、譲り受けることができます。

【法律で禁止されていること】

- ・生きた個体を野外に逃がしたり、放したりすることは禁止されます。また、適切な飼育を行わずに逃げ出した場合でも違法となります。
- ・生きた個体の輸入、販売、購入、販売や頒布を目的とした飼育等が禁止されます。
- ・無償であっても、生きた個体を広く配ること(頒布)は禁止されます。
- ・冷凍や加工などをして販売するために商業的繁殖を行うことも禁止されます。



出典：環境省 HP

施策の柱2

カーボンニュートラルの実現

施策5

温室効果ガスの排出抑制の推進

近年、気候変動の影響が顕著となり、猛暑や豪雨災害が激甚化してきている中で、脱炭素社会に向けた取り組みが急速に進められています。本市においても地球温暖化の問題を私たち一人ひとりの問題と捉え、「2050 年カーボンニュートラル」の実現に向けて取り組んでいく必要があります。

令和4（2022）年に実施した市民アンケート調査においては、回答者の7割強が政府による「カーボンニュートラル宣言」を「知っている」と回答しており、市民の認知度は非常に高い結果でした。また、「稲城市の環境行政施策の中で特に優先して取り組むべき施策」として「温室効果ガスを出さない取り組みの普及・啓発」を回答者の約27%が挙げており、2番目に多い回答でした。

そこで、「2050 年カーボンニュートラル」を目指し、温室効果ガス排出量の多くを占める家庭部門及び業務部門からの温室効果ガス排出量の削減に向けて、市民・事業者・学校の省エネルギー行動の実践と拡大を図るとともに、行政自らが率先して省エネルギー行動の実践と公共施設における設備の省エネルギー化を推進していきます。

また、自動車からの排出削減に向けた取り組みとともに、二酸化炭素を吸収する緑を積極的に増やす取り組みを推進していきます。

■関連する SDGs



■環境指標

項 目	単位	現状値	目標値
稲城市全域から排出される温室効果ガス排出量 ＜基準年度（※1）からの削減割合＞	千 t-CO ₂ ＜％減＞	296 千 t-CO ₂ ＜11％減＞ （平成 31 年度値）	177 千 t-CO ₂ ＜46％減＞ （令和 12 年度値）
稲城市の事務事業から排出される温室効果ガス排出量 ＜基準年度（※1）からの削減割合＞	t-CO ₂ ＜％減＞	8,755t-CO ₂ ＜6％減＞ （令和 3 年度値）	5,047t-CO ₂ ＜46％減＞ （令和 12 年度値）
公用車の次世代自動車化（※2）	台	13 台 （令和 3 年度値）	39 台 （令和 14 年度値）

※1 基準年度：国の基準年度である平成 25（2013）年度

※2 次世代自動車とは、環境性能の高い電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）、クリーンディーゼル自動車（CVD）及びハイブリッド車（HV）のこと。

■具体的な取り組み

取り組み項目	取り組み内容
5-1 公共施設における省エネルギー機器の導入	①公共施設のＬＥＤ化の推進
	②公共施設のＺＥＢ化（ネット・ゼロ・エネルギー・ビルの略称で、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支ゼロを目指した建物）の推進
	③次世代自動車（環境性能の高い電気自動車（ＥＶ）、プラグインハイブリッド車（ＰＨＶ）、燃料電池自動車（ＦＣＶ）、クリーンディーゼル自動車（ＣＶＤ）及びハイブリッド車（ＨＶＦ）のこと）の推進
5-2 省エネ行動の促進	①市の事務事業における省資源・省エネルギー化の推進
	②節電、節水、グリーンカーテン、クールビズ等の省エネ行動の促進
	③市民や事業者のＺＥＨ化・ＺＥＢ化への情報発信
5-3 カーボンニュートラル実現に向けた検討と情報発信	①（仮称）稲城市カーボンニュートラル推進計画の策定
	②家庭や事業者向けのカーボンニュートラル実現に向けた取り組みや支援などの情報発信
	③公共施設における温室効果ガスの排出量の公表
5-4 自動車からの温室効果ガスの排出削減	①ＺＥＶ普及拡大に向けた情報発信及び支援の実施
	②公共交通機関・自転車を優先的に利用した移動の促進
	③シェアサイクルの普及促進
5-5 二酸化炭素吸収量を増やす取り組みの推進	①公共施設などの緑化の推進
	②二酸化炭素の吸収源である緑地・樹林等の適切な維持管理の実施



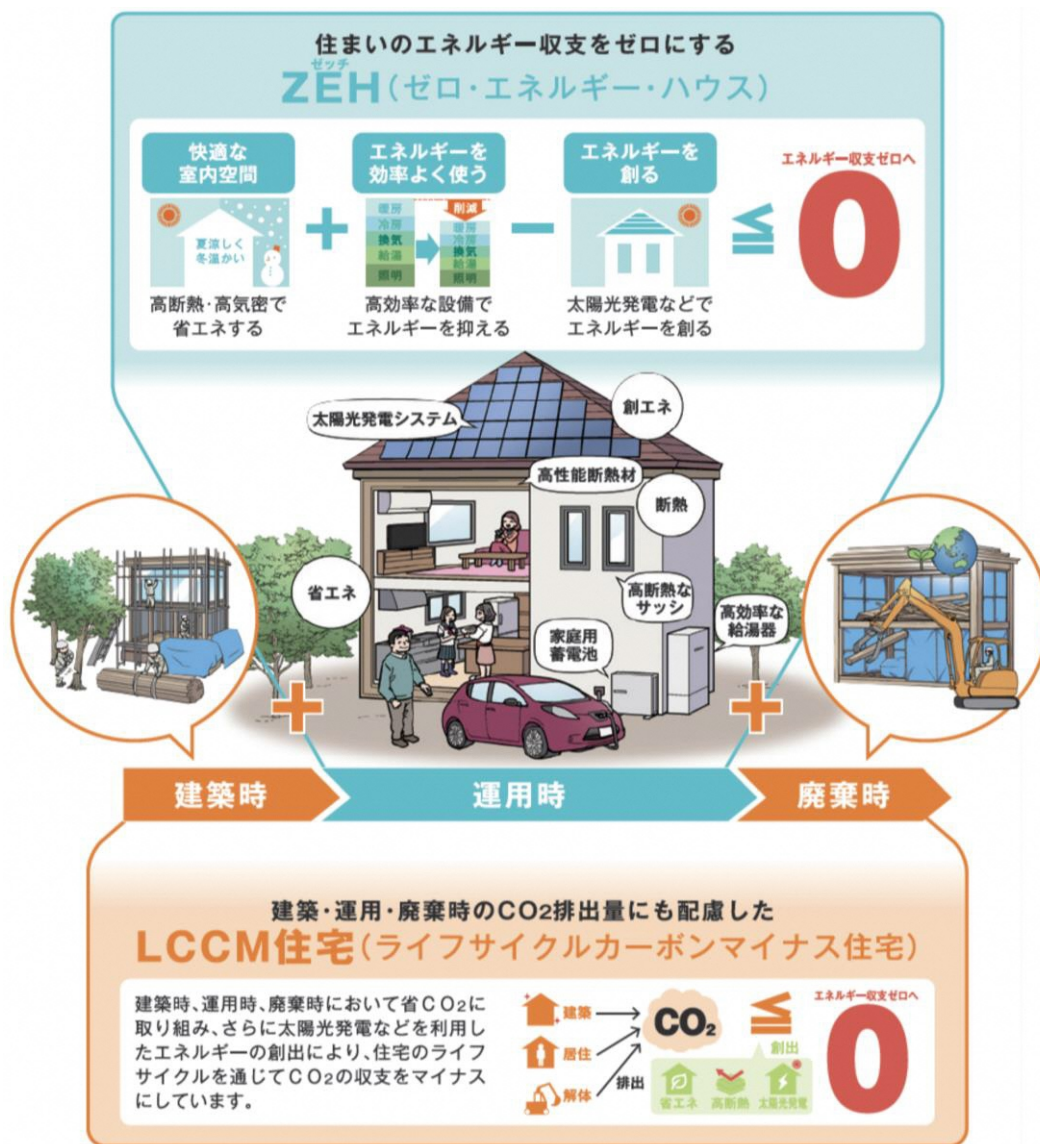
コラム

ZEH（ゼッチ）

（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）とは

ZEHとは、net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の略語で、「エネルギー収支をゼロ以下にする家」という意味です。つまり、家庭で使用するエネルギーと、太陽光発電などで創るエネルギーの年間の量を、実質的にゼロ以下にする家ということです。

これを実現するためには、使用するエネルギーの量を大幅に減らすことが必要となりますが、暑さや寒さをガマンするというわけではありません。ZEHは、家全体の断熱性や設備の効率化を高めることで、夏は涼しく冬は暖かいという快適な室内環境を保ちながら省エネルギーを目指すのです。



出典：国土交通省 HP

施策6 地域内における創エネルギーの推進

本市の公共施設で太陽光発電の設置が可能な施設においては、積極的に設置を進めてきており、これまで設置した施設の出力は合計で約 135kW となっています。また、市内の住宅等に設置する際の導入費補助件数は、年間 20 件から 30 件の申請に対する補助の実施を行っています。

令和 4（2022）年に実施した市民アンケート結果においては、「稲城市の環境行政施策の中で特に優先して取り組むべき施策」として「太陽光発電など自然エネルギー設備の普及推進」が回答者の約 24% が挙げており、回答割合が 3 番目に高い回答でした。

ただし、令和 32（2050）年カーボンニュートラルの実現に向けては、より一層の創エネルギーの推進が必要となってきます。東京都においては、電力を「④減らす・①創る・①蓄める」をキーワードとして、取り組みの強化・加速を進めているところですが、本市においても省エネの推進とともに、積極的にエネルギーの「創る」と「蓄える」の取り組みを進めていくこととします。

■関連する SDGs



■環境指標

項 目	単位	現状値	目標値
公共施設における太陽光発電の導入量	kW	135kW (令和 3 年度値)	向上 (※) (令和 14 年度値)
カーボンニュートラル推進住宅設備等導入費補助件数 (累計)	件	1,221 件 (令和 3 年度値)	2,700 件 (令和 14 年度値)

※具体的な目標値は、令和 5（2023）年度策定予定の「(仮称) 稲城市カーボンニュートラル推進計画」にて定めます。

■具体的な取り組み

取り組み項目	取り組み内容
6-1 公共施設における再生可能エネルギーの導入	①公共施設・防災拠点施設への再生可能エネルギー機器の導入
	②再生可能エネルギーの活用状況などを勘案した電力の調達
	③太陽光発電の利用に向けた調査・研究
	④クリーンセンター多摩川（ごみ焼却炉）の余剰電力の有効利用に関する検討

取り組み項目	取り組み内容
6-2 再生可能エネルギー導入の普及促進	①再生可能エネルギーの利用に向けた普及啓発
	②市民、事業者の太陽光発電設備や蓄電池などの再生可能エネルギー機器導入に対する支援の実施

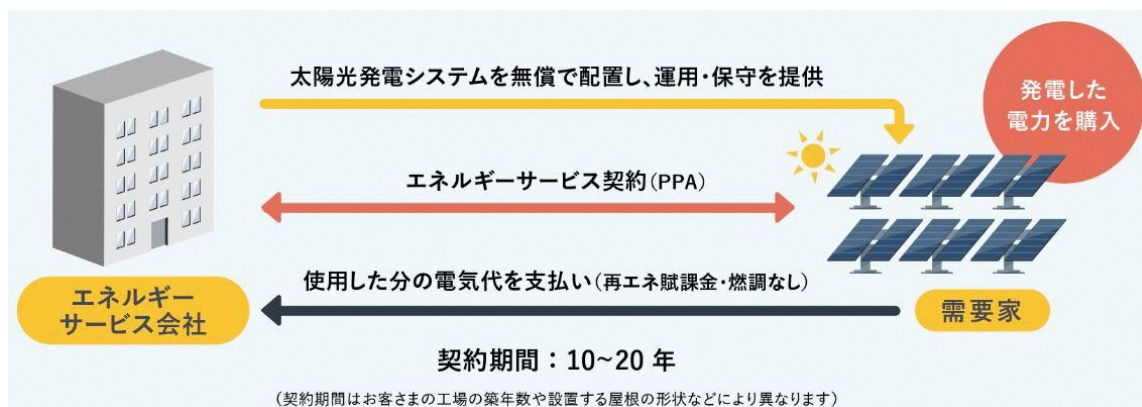


コラム

太陽光発電の PPA モデル

PPA（Power Purchase Agreement）とは電力販売契約という意味で、第三者モデルともよばれています。企業・自治体が保有する施設の屋根や遊休地を事業者が借り、無償で発電設備を設置し、発電した電気を企業・自治体が施設で使うことで、電気料金とCO₂排出量の削減ができます。設備の所有は第三者（事業者または別の出資者）が持つ形となりますので、資産保有をすることなく再エネ利用が実現できます。

なお、PPA モデルのメリットとしては、「初期費用・維持費用が必要ない」、「再エネ賦課金がかからず電気代を抑えられる」などがある一方で、「10年以上の長期契約中は交換・処分ができない」、「契約期間満了後のメンテナンスは自己負担になる（契約内容によって異なる）」等の注意点もあります。



出典：環境省 HP

施策7 気候変動の影響への適応

近年、気候変動の影響が顕著となり、猛暑や豪雨災害が激甚化してきています。東京では、過去 100 年間にヒートアイランド現象と相まって気温が約 3℃上昇したと言われています。

令和 4（2022）年に実施した市民アンケート調査においては、「地球温暖化による影響」として、回答者の 86%が「大型台風が増えたり、大雨による洪水や土砂災害が増えること」を特に大きな問題と回答しています。また、「環境問題の中で興味があり、知識をもっと得たいと思う分野」として、「地球温暖化」の回答が約 37%と最も多い結果でした。

このような中、気候変動の影響を最小限に抑えるために、緩和策と同時に適応策も同時に取り組むことが求められており、熱中症対策や自然災害への対策を推進し、市民に対する気候変動の影響予測等の情報と、その対応方法を周知・啓発していきます。

■関連する SDGs



■環境指標

項 目	単位	現状値	目標値
熱中症で搬送された患者数	人/年	38 人/年 (令和 3 年度値)	25 人/年 (令和 14 年度値)
いなぎ防災マップの配布	冊/年	1,942 冊/年 (令和 3 年度値)	新たに市内に転入した 方を対象に配布

■具体的な取り組み

取り組み項目	取り組み内容
7-1 健康被害対策の推進	①公共施設における熱中症対策や備えの充実
	②熱中症予防の周知を図る体制・仕組みづくり（熱中症警戒アラートに基づく SNS、メールなどによる情報発信等）の検討
	③屋外イベントの開催時期の検討
	④新たな感染症対策に対する備えの充実
	⑤熱中症防止シェルター（涼み処）等の設置と利用の促進
	⑥公共施設の緑化等のヒートアイランド対策の推進

取り組み項目	取り組み内容
7-2 自然災害対策の推進	①市民へのハザードマップの周知と避難行動の啓発の推進
	②災害時における情報発信手段の充実・強化
	③災害時の備蓄物資、救助用資材の充実
7-3 気候変動の影響予測の情報収集と影響への対応の啓発	①気候変動の影響への対応に関する啓発
	②地域気候変動適応センターと連携した気候変動影響に関する情報の収集・提供



コラム いなぎ防災マップ

いなぎ防災マップは、地震災害、豪雨災害及び土砂災害の備えとして、分かりやすく理解できるように冊子形式になっています。

以下のような防災に関する知識や情報を、日ごろからご家庭内や職場内で話し合い、万が一の災害時に自助・共助の行動がとれるようにしておきましょう。

- ・ 災害種別毎の避難所の情報
- ・ 災害時に市から発せられる情報の入手方法
- ・ 地震、風水害等への備え
- ・ マイ・タイムラインの作り方 など



出典：稲城市 HP

施策の柱3

循環型社会の構築

施策8

ごみの発生抑制、資源化・再利用の促進

市が収集した可燃・不燃ごみ量及び資源物回収量は、これまで横ばいまたは減少傾向で推移してきましたが、新型コロナウイルス感染症拡大を受け、市民の在宅時間が増えたことなどの影響により増加する傾向が見られました。

令和4（2022）年に実施した市民アンケート調査においては、「リサイクルや省エネを進める上で、どのような取り組みを重点的に行なうべきか」という設問に対し、「ごみの分別収集を強化し、資源の再利用を図る」が回答者の4割弱を占めており、最も多い回答でした。

温室効果ガス排出量を減らす上でも、ごみの減量および資源化は喫緊の課題であり、ごみの少ないクリーンなまちを目指して取り組みを推進していきます。そのために、ごみ処理・処分の実態についての理解の促進に努めるとともに、市民・事業者・学校及び市の連携による排出抑制、資源化に対する啓発を強化し、4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）＋1（協働）の取り組みをより一層推進していきます。

■関連する SDGs



■環境指標

項 目	単位	現状値	目標値
市民一人が1日に出す可燃・不燃ごみの量	g	435g (令和3年度値)	減少(※) (令和15年度値)
資源化率	%	30.9% (令和3年度値)	向上(※) (令和15年度値)

※具体的な目標値は、令和5（2023）年度策定の「第三次稲城市一般廃棄物処理基本計画」にて定めます。

■具体的な取り組み

取り組み項目	取り組み内容
8-1 ごみの減量化・資源化	① 4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）＋1（協働）の取り組みの推進
	② 地域団体による資源集団回収の促進
	③ エコ協力店との協力による発泡トレイや紙パック、資源物など店頭回収の拡大

取り組み項目	取り組み内容
	④分別の徹底による中間処理施設での処理量の低減
8-2 ごみの減量化・資源化に向けた指導・意識啓発	①分別収集及び分別方法等に関する周知徹底
	②生ごみ処理容器購入補助制度などのごみ減量化・資源化に向けた支援
	③プラスチックごみ削減に関する講座の実施
8-3 事業所におけるごみの減量化・資源化指導及び広報活動の実施	①事業所に対するごみ減量化と資源化の指導・周知啓発
	②事業者の搬入物検査の実施
8-4 公共事業におけるごみの減量化・資源化の推進	①公共工事や公共施設の改築などにおける廃棄物の再資源化の促進
	②剪定枝のチップ化事業の推進
	③エコセメントの利用の促進



コラム

ペットボトルの「ボトル to ボトル」リサイクル事業

ペットボトルの「ボトル to ボトル」リサイクル事業が令和 4（2022）年 4 月 1 日から始まりました。

各家庭から出されるペットボトルが、再びペットボトルに生まれ変わることによって、再利用率が約 100% となり、ペットボトルの「地産地消」やリサイクルの「見える化」を実現できます。ペットボトルを再生するには、きれいなペットボトルを集めることが不可欠なため、ペットボトルの適切な出し方にご協力をお願いします。



出典：稲城市 HP

施策 9

食品ロスの削減

日本で 1 年間に発生する食品ロス量は、国民 1 人当たりに換算すると、1 日お茶わん 1 杯分のごはんの量に相当すると言われており、世界的な貧困問題が叫ばれている中、私たち一人ひとりも食べ物を無駄にしない意識の醸成が求められます。

そのような情勢を受け、令和元（2019）年に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律」は、食品ロスの削減を目的とし、地方公共団体や事業者等の責務等を明らかにすることなどが定められました。

令和 4（2022）年に実施した市民アンケート調査においては、「環境問題の中で興味があり、知識を得たいと思う分野」として、「食品ロス」が回答者の約 21% を占めており、「地球温暖化」、「自然環境」に次いで 3 番目に多い回答でした。

本市においても、食品ロスの削減を施策として取り上げ、市民に対し、問題の周知・啓発を図りつつ、様々な団体と協働して、取り組みを推進していきます。

■関連する SDGs



■環境指標

項 目	単位	現状値	目標値
フードドライブ、フードバンクの取扱量	件/年	65 件/年 (令和 3 年度値)	向上 (令和 14 年度値)

■具体的な取り組み

取り組み項目	取り組み内容
9-1 食品ロス問題の普及啓発	①食品のロス削減に向けた実態把握の実施
	②食品ロス対策等の推進に向けた普及啓発
	③事業者やNPO等と連携した食品ロスに関する啓発の実施
9-2 フードドライブ・フードバンク等の実施	①様々な団体と連携したフードドライブの取り組みの推進
	②外食産業やNPO等と連携したフードバンクの活用の推進

施策の柱4

安全・安心で快適な暮らしの確保

施策 10 大気・水質の保全

本市内における大気環境調査は、年1回、市役所と大丸公園の2地点で、二酸化窒素（ NO_2 ）、一酸化炭素（ CO ）、浮遊粒子状物質（ SPM ）の3項目について測定を行っており（時間単位で48時間の平均値）、いずれの項目も環境基準を満たしています。

また、水質調査は市内の4河川及び1用水路の19地点において測定を行っており、生物化学的酸素要求量（ BOD ）の測定値は、ともに環境基準を満たしています。

引き続き、大気及び水質に係わる各種測定等を実施し、市内の大気及び河川の水質等の状況について把握するとともに、市民に公表します。

■関連するSDGs



■環境指標

項 目	単位	現状値	目標値
大気環境調査における環境基準の達成率 （ NO_2 、 CO 、 SPM ）	%	100% （令和3年度値）	100% （令和14年度値）
河川水質調査における環境基準の達成率（ BOD ）	%	100% （令和3年度値）	100% （令和14年度値）
下水道普及率（污水）	%	99.27% （令和3年度値）	100%（概成達成） （令和13年度値）

■具体的な取り組み

取り組み項目	取り組み内容
10-1 大気・水質の測定	①大気測定の実施
	②河川・用水路・工場排水などの水質の監視
10-2 工場、事業場等への公害規制指導	①法令に基づく規制・基準の順守の指導
	②小型焼却炉の使用及び建設廃材などの野焼きの監視
10-3 下水道整備等の推進	①污水排水整備区域の拡大
	②浄化槽管理者へ適切な管理の周知

取り組み項目	取り組み内容
10-4 大気・水質保全に向けた意識啓発	①汚染物質の排出抑制に向けた情報発信
	②大気・水質環境保全に向けた意識啓発（環境モニターの募集など）

施策 11 騒音・振動の防止

本市内における騒音・振動測定は、7地点で12時間調査を行っており、2地点で24時間調査を行っています。騒音に関しては、令和3（2021）年度は全ての地点で要請限度の値を達成しています。振動に関しても全地点で要請限度の値を下回っています。

引き続き、環境測定を実施し、騒音・振動の状況について把握・公表するとともに、工事等における騒音・振動の抑制に向けた指導を実施していきます。

■関連する SDGs



■環境指標

項 目	単位	現状値	目標値
騒音の要請限度の達成率	%	100% （令和3年度値）	100% （令和14年度値）
振動の要請限度の達成率	%	100% （令和3年度値）	100% （令和14年度値）

■具体的な取り組み

取り組み項目	取り組み内容
11-1 騒音・振動の測定	①騒音・振動・交通量調査の実施
11-2 関係機関との連携による対策の実施	①法令に基づく規制・基準の順守の指導
	②幹線道路における関係機関と連携した適切な維持管理の実施
11-3 騒音・振動等の抑制指導	①公共工事における近隣に配慮した作業時間・低騒音型機械による施工等の指導
	②道路整備の適切な維持管理の実施

施策 12 その他の公害等への対応

ダイオキシン類に関しては、大気やクリーンセンター多摩川焼却炉の排ガス、水質、地下水、土壌等において測定を行っています。令和3（2021）年度の測定結果は、全て環境基準を満たしています。

引き続き、環境測定を実施し、ダイオキシン類をはじめとするその他の公害等について、状況を把握するとともに、必要に応じて適切に対応していきます。

■関連する SDGs



■環境指標

項 目	単位	現状値	目標値
大気中のダイオキシン類濃度における環境基準の達成率	%	100% (令和3年度値)	100% (令和14年度値)

■具体的な取り組み

取り組み項目	取り組み内容
12-1 公害に関する対応	①ダイオキシン類等の有害化学物質に関する情報発信
	②光化学スモッグ注意報や警報などの情報発信または情報共有の実施
12-2 有害物質の拡散の防止	①アスベストの飛散防止の指導
	②事業所で取り扱う有害化学物質（P R T R法対象物質）の把握
12-3 野外焼却の防止や農薬の適正な使用に関する指導	①不法な野外焼却の防止
	②農薬の適正使用及び管理の指導

施策の柱5

環境教育・環境保全活動の推進

施策 13 環境教育・環境学習の推進

本市においては、全ての市立小・中学校で「持続可能な社会づくりの担い手を育む教育（E S D）」を推進しており、また、令和3（2021）年度時点で、小学校11校、中学校5校がユネスコスクールに加盟しています。

各学校では、「総合的な学習の時間」を中心に、教科横断的な学習で環境学習等を行っており、本市の豊かな自然といのちのつながりを感じながら、自然環境を将来に向けて守ろうとする活動を行い、将来を担う人材の育成を図っています。

次代を担う子どもたちの世代から、環境への意識を高めるため、引き続きE S Dの推進を、事業者とも連携を図り、学校教育での環境教育の充実を進めます。

また、環境保全に取り組む上で中心となる人材を育成するため、地域などにおける環境学習を推進し、子どもから大人まで環境について学べる機会の充実を図ります。

■関連する SDGs



■環境指標

項 目	単位	現状値	目標値
ユネスコスクールの加盟学校の割合	%	89% (令和3年度値)	100% (令和14年度値)
環境学習ツールの提供	件	5件 (令和3年度値)	向上 (令和14年度値)
環境学習講座の満足度 (再掲)	%	—	100% (令和14年度値)

■具体的な取り組み

取り組み項目	取り組み内容
13-1 環境教育の推進	①E S D（持続可能な社会づくりの担い手を育む教育）の推進
	②学校における環境教育・学習を実施
	③教員の環境意識・知識を高める研修の実施
13-2 環境への意識を高める場や機会の提供	①環境学習講座や環境パネル展などの実施
	②野沢温泉村との連携による自然環境学習事業の継続的な推進と充実

取り組み項目	取り組み内容
13-2 環境への意識を高める場 や機会の提供	③地域や団体、事業者などによる環境学習活動の支援
	④大学との連携による環境学習、環境保全活動の推進
	⑤生涯学習宅配便講座の促進により、「環境学習講座」の実施
	⑥環境学習などに関する情報の収集・発信、周知啓発

施策 14 環境保全活動の拡大に向けた取り組み

本市においては、「まちをきれいにする市民条例」を制定し、市民、事業者、土地所有者、市が協働で市内の環境美化に取り組んでいます。

令和 4（2022）年に実施した市民アンケート調査においては、「環境活動への参加」に対して、「時間や都合があれば参加してみたい」、「活動内容によっては参加してみたい」の回答者が約 67%を占めており、参加に比較的前向きな結果でした。また、同年に実施した事業者アンケート調査においては、「住民または行政等と協働した地域での環境保全活動」として、「地域の清掃・美化活動」については、約 46%もの事業者が「実施している」と回答し、約 35%の事業者が「今後実施したい」と回答しています。

このように、各主体が環境美化活動に積極的に取り組む姿勢を継続させて、引き続き環境美化活動の充実を進めていきます。

■関連する SDGs



■環境指標

項 目	単位	現状値	目標値
環境保全団体数	団体	89 団体 (令和 3 年度値)	向上 (令和 14 年度値)
環境美化活動の参加人数	人	1,540 人 (令和 3 年度値)	向上 (令和 14 年度値)

■具体的な取り組み

取り組み項目	取り組み内容
14-1 環境保全活動の拡大に向けた仕組みづくり	①環境に係わる市民・事業者等の意見の収集
	②国や東京都、各機関などが発表する環境情報の収集
	③地域の清掃活動等への参加を推進
14-2 環境美化活動の推進	①まちをきれいにする市民条例実践活動の清掃活動などの機会を通じ、地域と協働した不法投棄をさせないまちづくり
	②自治会、企業、学校などの各種団体による環境美化活動への支援
	③環境美化活動への周知啓発
	④日常的な身近なところでの市民の環境美化意識の醸成



第6章 市民・事業者・学校の環境配慮指針

第6章 市民・事業者・学校の環境配慮指針

第5章に示した施策体系に基づき、市民・事業者・学校の環境配慮指針を以下に示し、日常生活や事業活動等において実践することで、稲城市の目指す環境像『水と緑に囲まれ地域循環共生圏をめざすまち 稲城 ～カーボンニュートラルな未来のために～』の実現を目指すものとします。

施策の柱1

美しい自然環境の保全と調和

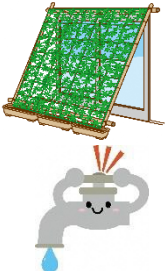
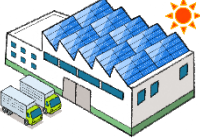
施策1 里山の保全と調和	
主体	環境配慮指針
市民	●本市の自然環境について学び、緑や里山を保全する活動に参加・協力し、自然環境を守っていきましょう。 ●保全制度を最大限に活用した取り組みを行い、緑を守っていきましょう。 ●自然観察や自然体験イベント等の参加に努め、里山の働きや恵みについて学習しましょう。 ●休日に里山に出かける等、自然とのふれあいを大切にしましょう。 
事業者	●樹林地を大切にする事業活動に努めましょう。 ●里山への影響に配慮した事業を行い、配慮しない事業に協力しないようにしましょう。 ●事業者として里山の保全等の活動に協力しましょう。 ●急傾斜地においては崩壊防止に特に務めた対策を行いましょう。 
学校	●身近な里山や樹林地の環境について、児童・生徒・先生とともに学び、話合ってみましょう。 ●先生や里山に詳しい人と一緒に、里山や樹林地に出かけてみましょう。
施策2 水辺空間の保全	
市民	●本市の自然環境について学び、河川や用水路を保全するNPO法人やアダプト制度参加団体等の活動に参加・協力し、自然環境を守っていきましょう。 ●雨水の浸透枡を設置することにより、雨水の地下への浸透を促し、水循環を保全しましょう。 
事業者	●河川や水路を大切にする事業活動に努めましょう。 ●水辺空間の保全と再生に努めましょう。 ●事業活動における地下水の適正利用に努め、水循環を保全しましょう。
学校	●身近な河川や水路の環境について、児童・生徒・先生とともに学び、話合ってみましょう。 ●先生や水辺環境に詳しい人と一緒に、河川や水路に出かけてみましょう。

施策3	水と緑を活かした公園の整備改修	
市民	●公園づくりに参加し、利用し易い公園の整備に協力しましょう。 ●家庭菜園や農業体験を通して、営農や農地・農業の多面的機能への理解を深めましょう。 ●援農ボランティアなどに積極的に参加していきましょう。 ●農地の所有者は、出来る限り営農を続けるとともに、農地の適正な維持管理に努めましょう。また、肥料や農薬、除草剤の適正使用とともに、堆肥などの有機肥料の使用に努めましょう。	
事業者	●公園づくりに参加し、利用し易い公園の整備に協力しましょう。 ●体験農園、市民農園の開設など、農への触れ合いと営農への理解の場を設けていきましょう。 ●減農薬栽培や有機栽培に取り組み、環境にやさしく安全で美味しい農産物を作りましょう。 ●農地の保全を目指して、生産緑地制度などを積極的に利用していきましょう。	
学校	●身近な公園や本市の農業について、児童・生徒・先生とともに学び、話し合ってみましょう。 ●大人と一緒に公園の清掃等に参加してみましょう。 ●学校の授業や家族と一緒に体験農園に出かけてみましょう。	
施策4	生物多様性の保全	
市民	●地域における自然観察会や勉強会に参加して、本市に生育・生息する多様な生き物について学びましょう。 ●身近な植物や昆虫、鳥などに興味・関心を持ちましょう。 ●生き物の生育・生息する自然環境の保全に協力するとともに、木や花を植えるなどして、生き物の生息空間づくりに努めましょう。 ●自然の生態系について正しい知識を学び、希少種の保全と外来種の駆除に協力し、在来生物に悪い影響のある外来種は、他の地域から持込まないようにしましょう。	
事業者	●事業等に当たっては、生き物の生育・生息空間に配慮しましょう。 ●地域における自然観察会や勉強会等の開催に協力しましょう。 ●動植物の保全活動に協力・支援・参加しましょう。	
学校	●本市に生育・生息する生き物や、その生育・生息する環境について、児童・生徒・先生とともに学び、話し合ってみましょう。 ●この地域にもともと生育・生息していなかった外来種が、もともと生育・生息していた在来種に与える影響等について、児童・生徒・先生とともに学び、話し合ってみましょう。 ●先生や大人と一緒に、自然観察会等に参加してみましょう。	

施策の柱2

カーボンニュートラルの実現

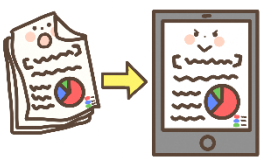
施策5	温室効果ガスの排出抑制の推進
主体	環境配慮指針
市 民	●電気やガスの使用量削減に努めましょう。 ●電車やバス等の公共交通機関の利用に努めましょう。 ●自家用車の運転は急発進等を避け、停車中はエンジンを止める等、エコドライブに努めましょう。 ●市広報紙や市ホームページ等から環境情報の収集に努め、地球温暖化問題などへの理解を深めましょう。 ●照明や給湯器の交換、冷蔵庫やエアコンなどの家電製品の更新時は、省エネルギー性能の高い製品への切り替えに努めましょう。 ●電気自動車や低燃費・低公害車などの購入・利用に努めましょう。 ●住宅を新築、改築する際は、窓やドアの断熱や高日射反射率塗装を導入するなど、住宅の省エネ化を進めましょう。  
事業者	●電気やガスの使用量削減に努めましょう。 ●出張等は、公共交通機関の利用を推奨しましょう。 ●業務用車両等の運転は急発進等を避け、停車中はエンジンを止めるなどエコドライブに努めましょう。 ●環境教育の実施や講演会などに参加し、環境問題への理解を深め、環境配慮意識の向上を図りましょう。 ●事業活動に関わる環境保全対策の情報を、積極的に収集・活用・発信しましょう。 ●市や市民団体が実施する環境に関する調査に協力しましょう。 ●市や市民団体が企画する環境イベントに積極的に参加しましょう。 ●照明の交換、空調や冷蔵設備等の更新時は、省エネルギー性能の高い機器を導入し、設備機器の効率的な運転に努めましょう。 ●フロン・代替フロンを使用している製品を廃棄する場合は、指定業者に委託し、適正に処理しましょう。 ●電気自動車や低燃費・低公害車などの導入促進に努めましょう。 ●事業所を新築、改築する際は、窓やドアの断熱や高日射反射率塗装を導入するなど、建物の省エネ化を進めましょう。 ●環境負荷が少ない製品の開発や販売に努めましょう。      
学 校	●地球温暖化の問題や省エネルギー行動などに関して、児童・生徒・先生とともに学び、話し合ってみましょう。 ●学校におけるエネルギー使用量、温室効果ガスの排出量について、児童・生徒・先生とともに学び、話し合ってみましょう。

	学 校	●だれもない教室や部屋の電気はこまめに消しましょう。 ●冷暖房の温度設定に気を配りましょう。 ●校舎の緑のカーテンの設置に参加しましょう。 ●コピー機、プリンターのトナーカートリッジの回収とリサイクルに取り組みましょう。 ●プール・グラウンド等での水を節約しましょう。 ●OA機器、照明機器等の購入にあたっては、省エネルギー型のものを選択しましょう。 ●校庭・駐車場の緑化など、エコスクール化をめざしましょう。	
施策6		地域内における創エネルギーの推進	
	市 民	●太陽光発電システムなどの情報収集に努め、支援制度を活用し、家庭に導入していきましょう。 ●電力の購入先を選ぶにあたっては、再生可能エネルギー由来の電力を利用するよう努めましょう。	
	事業者	●太陽光発電システムなどの情報収集に努め、支援制度を活用し、事業所に導入していきましょう。 ●事業所における電力の購入先を選ぶにあたっては、再生可能エネルギー由来の電力を利用するよう努めましょう。	
	学 校	●再生可能エネルギー等について、児童・生徒・先生とともに学び、話し合ってみましょう。 ●太陽光発電システムを積極的に導入していきましょう。	
施策7		気候変動の影響への適応	
	市 民	●熱中症予防、異常気象に関する情報収集に努めましょう。 ●熱中症警戒アラート等の情報を受け取れるようにしましょう。 ●屋外イベント等における熱中症に気をつけましょう。 ●普段からハザードマップなどを確認し、避難ルートの確認を行っておきましょう。 ●災害時の連絡の取り方、避難先、避難ルート、備蓄品等について、普段から家族と話し合っておきましょう。	
	事業者	●熱中症予防、異常気象に関する情報収集に努めましょう。 ●事業活動における社員の熱中症等の健康被害に気をつけましょう。 ●社員が熱中症警戒アラート等の情報を受け取れるようにしましょう。 ●普段からハザードマップなどを確認し、避難ルートの確認を行っておきましょう。 ●災害時の連絡の取り方、避難先、避難ルート、備蓄品等について、普段から社員と話し合いましょう。	

学 校	●熱中症等による健康被害について、児童・生徒・先生とともに学び、話し合ってみましょう。 ●屋外スポーツ等における熱中症に気をつけましょう。 ●自然災害時の行動等について、児童・生徒・先生とともに学び、話し合ってみましょう。
-----	---

施策の柱3

循環型社会の構築

施策 8	ごみの発生抑制、資源化・再利用の促進
主体	環境配慮指針
市 民	●焼却炉の負担を軽減し、処分場の延命を図るため、生ごみの水切りや紙類の分別など、ごみ全般の減量化に努めましょう。 ●生ごみ処理容器を使用し、生ごみの量を減らし、堆肥として利用しましょう。 ●チップ化事業を活用し、庭木などの剪定枝の再利用とごみの削減を行いましょう。 ●缶、びん、ペットボトル、牛乳パック、紙類など、資源物はリサイクルしやすいよう分別・洗浄して再資源化に努めましょう。 ●マイバッグを持参し、過剰包装を断る、パックよりばら売りのものを購入する、稲城市認定のエコ協力店を利用するなど、新たなごみを発生させないようにしましょう。 ●詰め替え可能な商品や環境に配慮した商品を買ひ、使い捨て商品は買わないようにしましょう。  
事業者	●使用済み用紙の裏紙の利用、再生紙の利用、両面印刷等を徹底しましょう。 ●会議資料や事務手続書類を簡素化しましょう。 ●使用済み封筒を再利用しましょう。 ●電子メディア等によるペーパーレス化に取り組みましょう。 ●物品を購入する際には、国のグリーン購入リスト、エコラベル、グリーンマークなどの表示製品から優先的に選定しましょう。 ●コピー機、プリンターのトナーカートリッジの回収とリサイクルに取り組みましょう。 ●容器・包装の少ない製品、リターナブル容器が使用できる製品、再利用可能な製品の製造・販売に努めましょう。 ●環境負荷が少ない製品の開発や販売に努めましょう。 ●製造過程で発生する廃棄物の減量化、再生利用や、製造したものの回収・リサイクルに努めましょう。 

	事業者	●エコ協力店に登録しましょう。 ●製品などの廃棄時における配慮事項など、適切な情報提供に努めましょう。 ●廃棄物のリサイクルや減量化に努め、自らの責任において廃棄物を適正に処理しましょう。 ●不法投棄などを行わないよう、関係法令を順守するとともに、廃棄物の不法処理抑止への活動に協力しましょう。
	学 校	●4R(リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル)について、児童・生徒・先生とともに学び、話し合ってみましょう。 ●ごみをできるだけ排出しないようにしましょう。 ●買い物袋を持参しましょう。 ●再生紙で作られたノートなど、環境のことを考えて作られたものを使用しましょう。 ●使用済み用紙の裏紙の利用、再生紙の利用、両面印刷等を徹底しましょう。 ●会議資料や事務手続書類を簡素化しましょう。 ●使用済み封筒を再利用しましょう。 ●電子メディア等の利用によるペーパーレス化に取り組みましょう。 ●物品を購入する際には、国のグリーン購入リスト、エコラベル、グリーンマークなどの表示製品から優先的に選定しましょう。 ●紙、空き缶、空きびん、プラスチック、電池等について、分別回収ボックスの配置などにより、ごみの分別を徹底しましょう。 ●職員室のごみ箱の配置数を減らしましょう。 ●ごみの発生が少ない行事を実施しましょう。 ●積極的に生ごみ処理容器を導入しましょう。   
施策9 食品ロスの削減		
	市 民	●調理するときは、適正な量の食材を最大限に利用しましょう。 ●商品を購入する際は、エコラベルが表示された製品を選びましょう。 ●フードドライブやフードシェアリングサービスを利用しましょう。 
	事業者	●食品廃棄物を削減しましょう。 ●商品を購入する際は、エコラベルが表示された製品を選びましょう。 ●フードドライブやフードシェアリングサービスに協力しましょう。 
	学 校	●食品ロスについて、児童・生徒・先生とともに学び、話し合ってみましょう。 ●フードドライブやフードシェアリングサービスについて、児童・生徒・先生とともに学び、話し合ってみましょう。 ●食べ物を残さないように食べましょう。 

施策の柱4

安全・安心で快適なくらしの確保

施策 10		大気・水質の保全
主体	環境配慮指針	
市 民	●エコドライブに努めると同時に、公共交通機関や自転車を利用し、排気ガスの削減に努めましょう。 ●環境にやさしい生活用品（石鹸・洗剤等）を使う、食べ残しを流しに捨てない等、家庭排水の処理に気をつけ、下水道・下水管への負荷を軽減しましょう。 ●雨水と同じく、河川や地下水へ流入する洗車などの屋外排水の水質に配慮し、河川の水質を守りましょう。 ●公共下水道への接続、もしくは合併浄化槽の設置と維持管理を行い、河川の水質を守りましょう。	
事業者	●大気汚染、水質汚濁等の公害に関する各種法令基準を順守するとともに、PRTR法に基づき、有害化学物質の排出量や移動量を、東京都を通じて国に届け出ましょう。	
学 校	●大気汚染、水質汚濁等の公害について、児童・生徒・先生とともに学び、話し合ってみましょう。 ●環境にやさしい生活用品（石鹸・洗剤等）を使う、食べ残しを流しに捨てない等、家庭排水の処理に気をつけ下水道・下水管への負荷を軽減しましょう。	
施策 11		騒音・振動の防止
市 民	●静かな生活環境を守り、近隣トラブルを避けるため、日常生活音や自動車などの生活騒音の発生防止に配慮しましょう。	
事業者	●近隣への騒音等に配慮しましょう。	
学 校	●大きな音を出さないように気をつけて、まわりに迷惑がかからないようにしましょう。	
施策 12		その他の公害等への対応
市 民	●ダイオキシン類による大気や土壌の汚染を防ぐため、不法な野外焼却はやめましょう。農作業のために行う場合は、周辺環境に配慮して行いましょう。	
事業者	●果樹栽培の防除など、特に多くの農薬を使用する場合は、のぼり旗の掲揚など周辺住民に周知を行いましょう。また防薬シャッターやスイングスプリンクレーを導入し、農薬飛散防止に努めましょう。	



施策の柱5

環境教育・環境保全活動の推進

施策 13 環境教育・環境学習の推進	
主体	環境配慮指針
市 民	●様々な機関により開催される環境学習講座や自然観察会などに積極的に参加しましょう。 ●家庭や地域、学校でお互いに情報交換・協力をしながら環境教育・学習に取り組みましょう。 ●環境情報に関心を持ち、環境情報に係わるホームページ・書物などで学びましょう。 ●環境学習指導者育成のための研修に参加し、環境学習を担う人材となり、貢献していきましょう。 
事業者	●従業員は、職場での事業活動による環境負荷やその対策について理解しましょう。 ●社内における環境教育の実施、社外セミナーや学習会への参加を促進し、従業員の環境問題に関する意識の向上に努めましょう。
学 校	●自然環境保全について、児童・生徒・先生とともに学び、話し合ってみましょう。 ●自然観察会や環境学習会に進んで参加しましょう。 ●普段からニュースや新聞などに目を向け、世界や地球の環境問題について理解を深めましょう。 ●図書室に環境に関する図書を豊富に揃えましょう。 ●教職員を対象とした環境教育を実施しましょう。 ●地域や市民・団体と連携した環境学習を展開しましょう。  
施策 14 環境保全活動の拡大に向けた取り組み	
市 民	●稲城市の環境情報やまちの魅力について発信・収集し、市民相互に情報を共有していきましょう。 ●得意分野を活かしながら、地域の環境学習・体験学習の指導者として活動しましょう。 ●イベントガイドや広報・ホームページより情報を入手し、環境NPOなどの市民団体活動等へ参加しましょう。 ●市民団体同士で情報を共有・ネットワーク化し、行政や学校などと連携し、より充実した環境保全活動を行っていきましょう。 
事業者	●地域の環境保全行動に従業員を参加させるなど、地域と連携した取り組みを進めましょう。 ●環境保全技術や活動等の情報を積極的に発信しましょう。 

事業者	●地域や学校などにおける環境教育・学習に係わる工場・企業見学などの受け入れに協力しましょう。 
学 校	●環境に配慮した会社やお店などに興味を持ちましょう。 ●環境活動に関するクラブやイベント、講座等に参加しましょう。 ●大人と一緒に公園の清掃等に参加してみましょう。 ●学校における環境保全の取り組みについて広く公表しましょう。 ●学校の授業や家族と一緒に体験農園に出かけてみましょう。 



第7章 計画の推進方策

第7章 計画の推進方策

1. 計画の推進体制

目指す環境像『水と緑につつまれ地域循環共生圏をめざすまち 稲城 ～カーボンニュートラルな未来のために～』の実現に向けて、本計画を総合的かつ計画的に推進するためには、各主体（市民・事業者・学校・市）の自主的・積極的な取り組みと、参加、協働、連携によるパートナーシップの形成が必要です。

また、本市でこれから推進していく必要があるカーボンニュートラルについては、新たに「稲城市カーボンニュートラル推進本部」を設置し、その下に部会を設け、分野ごとの詳細な検討を進めていく体制を作りました。これからは、「稲城市カーボンニュートラル推進本部」等で検討を進めながら、実効性のある取り組みを推進していくものとします。

本計画の進行状況を管理する推進体制は以下のとおりです。

（1）稲城市環境審議会

稲城市環境基本条例に基づき、環境施策を多面的・専門的に審議する機関として「稲城市環境審議会」を設置します。本計画の施策の推進及び本計画の見直し、市の環境の現況と施策について審議していきます。

（2）稲城市環境施策推進本部

全庁をあげて本計画に基づく施策を着実に推進するため、「稲城市環境施策推進本部」において、関係各課の連携及び取り組みの調整を図ります。また、環境施策の進捗状況を取りまとめ、意見聴取や意見交換を行い、総合的かつ計画的な取り組みの推進と進行管理を行います。

（3）カーボンニュートラル推進本部

本市においてカーボンニュートラルを推進するため、市長を本部長とする「稲城市カーボンニュートラル推進本部」を令和4（2022）年に設置しました。推進本部の下に部会を分野別に設置し、詳細な検討を進めていきます。

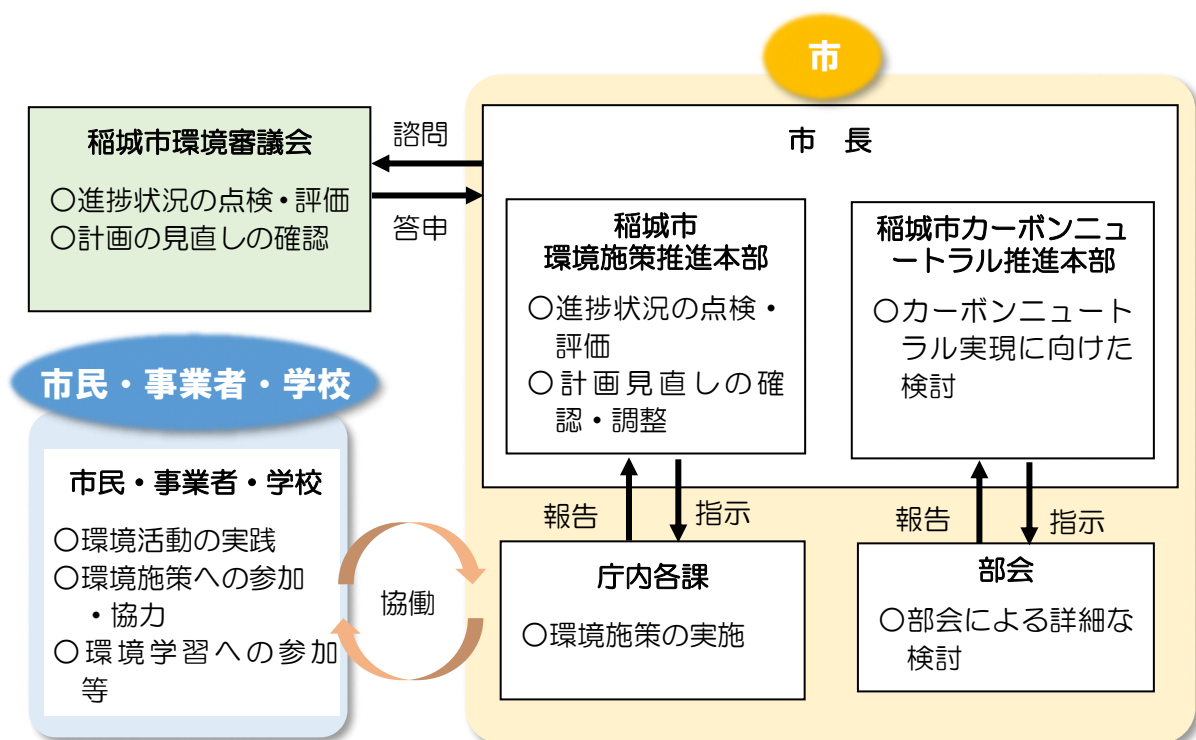


図 計画の推進体制

2. 進行管理の仕組み

本計画の進行管理は、計画（Plan）、実行（Do）、点検・評価（Check）、見直し（Action）のサイクルにより、取り組みの進捗状況や成果を点検・評価しながら、随時、取り組みの見直しを行っていきます。その結果を踏まえ、必要に応じて本計画の見直しを行うものとします。

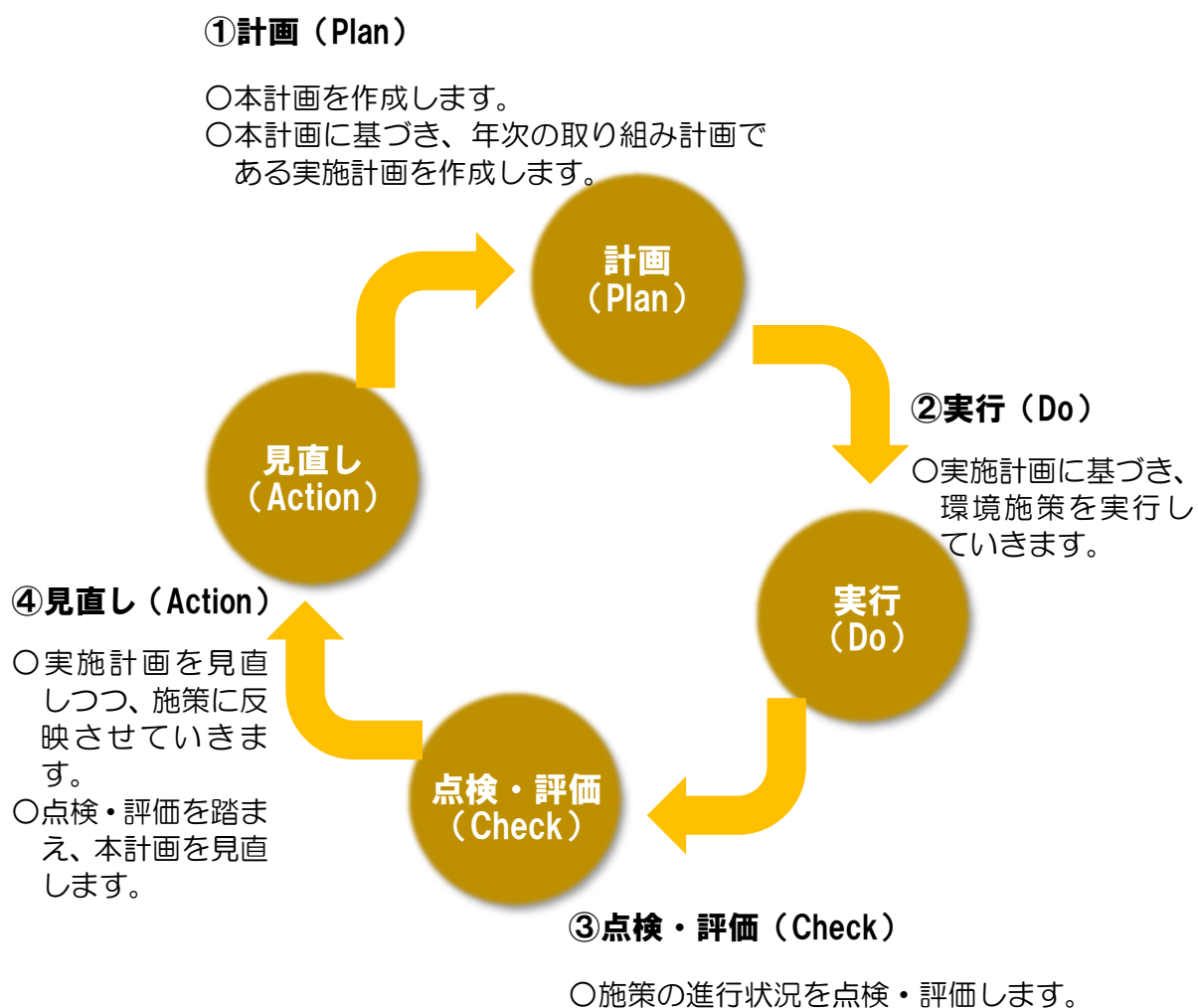


図 計画の進行管理の仕組み



資料編

資料 1. 稲城市環境基本条例

稲城市環境基本条例

平成 15 年 3 月 31 日

平成 15 年稲城市条例第 5 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条－第 3 条）

第 2 章 各主体の責務（第 4 条－第 7 条）

第 3 章 環境の保全等に関する基本的施策（第 8 条－第 17 条）

第 4 章 環境管理（第 18 条）

第 5 章 環境パートナーシップによる環境の保全等の推進（第 19 条－第 21 条）

第 6 章 環境審議会（第 22 条）

第 7 章 雑則（第 23 条）

付則

前文

稲城市は、古来、多摩丘陵や多摩川、三沢川、大丸用水などの「緑」と「水」に代表される豊かな自然環境に恵まれている。人々はその恩恵を受けて、生命をはぐくみ、文化を伝承しながら活力ある今日の稲城市を築いてきた。私たちは、この良好な環境を享受するとともに、これを将来の世代に継承していく責務を担っている。

私たちの暮らしは、高度経済成長により確かに豊かになった。しかし、大量消費、大量廃棄による環境の悪化は、私たちの身近な所から地球規模に至るまで、一層の広がりを見せている。このような問題を解決するためには、今こそ、これまでの社会経済システムやライフスタイルを見直し、稲城市にとってふさわしい持続的発展が可能な循環型のまちを築かなければならない。同時に、一人ひとりが地球規模の観点から身近な環境問題を自覚し、一歩ずつ着実に行動する必要がある。

稲城市では、このような考え方に立って、人と自然、人と人とが共生できる環境のまち稲城を将来の世代に伝えるために、ここにこの条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、環境の保全、回復及び創造（以下「環境の保全等」という。）について基本理念を定め、市、事業者、市民及び学校の責務を明らかにするとともに、市域の特性に即した環境の保全等に関する施策の基本的な事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で安全かつ暮らしやすい生活を営む上で必要とする良好な環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 循環型社会 資源採取、生産、流通、消費、廃棄その他の社会経済活動の全段階を通じて、資源及びエネルギーの一層の循環及び効率的利用並びに廃棄物の発生抑制、循環的な利用及び適正な処分を図る等、社会経済システムにおける物質の循環を確保することにより、環境への負荷が低減された社会をいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に起因する生活環境の侵害であつて、大気汚染、水質汚濁（雨水及び地下水の汚染を含む。）、土壌汚染、地盤沈下、騒音、振動、悪臭等によって、人の生命若しくは健康が損なわれ又は生活が阻害されることをいう。
- (4) 環境パートナーシップ すべての者が、環境の保全等を目的として、相互に促し、励まし、支え合う関係をいう。
- (5) 環境マネジメントシステム 自主的に環境の保全等の取組を進めていくために、環境目標を設定し、計画、実行、評価、改善する体制その他これらに関する手続をいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全等は、市民が健康で安全かつ暮らしやすい生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

- 2 環境の保全等は、循環型社会を基調とした持続的な発展が可能なまちを構築することを目的として、環境パートナーシップを背景とした自主的かつ積極的な行動により推進されなければならない。
- 3 環境の保全等は、市域における事業活動及び日常生活において、十分に配慮されなければならない。

第2章 各主体の責務

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、市域の自然的社会的条件に応じ、次に掲げる事項に関し施策を策定し、及びこれを推進する責務を有する。

- (1) 公害の防止に関すること。
- (2) 自然環境の保全等に関すること。
- (3) 自然環境と調和した都市環境の確保に関すること。
- (4) 良好な景観及び歴史的文化的環境の保全に関すること。
- (5) 資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量及び再資源化の促進に関すること。
- (6) 環境への負荷の少ない役務、資源、製品等の利用の促進に関すること。
- (7) 環境への負荷を低減するための環境パートナーシップによる行動の促進に関すること。
- (8) 地球温暖化防止などの地球環境の保全等に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に関すること。

2 市は、基本理念にのっとり、市が行う事業に関し、環境への負荷の低減に自ら取り組む責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、次に掲げる責務を有する。

- (1) 事業活動に伴う環境への負荷を低減し、及び公害その他環境汚染を予防するため、必要な措置を講ずること。
- (2) 事業活動に係る製品の製造、販売、使用又は廃棄による環境への負荷を低減するため、必要な措置を講ずること。
- (3) 事業活動に係る役務の提供及び利用による環境への負荷を低減するため、必要な措置を講ずること。
- (4) 市が推進する環境の保全等に関する施策に協力するとともに、地域の環境の保全等に関する取組に積極的に参加し、又は協力すること。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、次に掲げる責務を有する。

- (1) 日常生活に伴う環境への負荷の低減に努め、環境の保全等に自ら取り組むこと。
- (2) 市が推進する環境の保全等に関する施策に協力するとともに、地域の環境の保全等に関する取組に積極的に参加し、又は協力すること。

(学校の責務)

第7条 学校は、基本理念にのっとり、次に掲げる責務を有する。

- (1) 家庭や地域社会と協力して、環境の保全等に関する活動に積極的に取り組むこと。
- (2) 市が推進する環境の保全等に関する施策に協力すること。

第3章 環境の保全等に関する基本的施策

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、稲城市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 稲城市が目指す目標
- (2) 前号の目標を達成するために、重点的に取り組むべき施策
- (3) 前号の施策を推進するための点検体制
- (4) 前3号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画の策定に当たっては、あらかじめ市民、事業者及び学校の意見を反映させるための必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画の尊重)

第9条 市は、環境に関する施策を策定し、及び推進するに当たっては、環境基本計画を尊重しなければならない。

(環境配慮指針)

第10条 市長は、事業者、市民及び学校が、環境への負荷の低減に寄与する行動を取るための規範となる環境配慮指針を策定しなければならない。

2 市長は、環境配慮指針の策定に当たっては、あらかじめ事業者、市民及び学校の意見を反映させるための必要な措置を講じなければならない。

3 市長は、環境配慮指針を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、環境配慮指針の変更について準用する。

(指導、助言等)

第11条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業について、環境の保全等に適正な配慮がなされるように、指導、助言等を行うことができる。

(規制措置)

第12条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずることができる。

2 市は、自然環境の保全等を図るため、自然環境の適正な保全等に支障を及ぼす行為に関し、必要な規制の措置を講ずることができる。

3 市は、資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量及び再資源化を促進するためこれらを阻害する行為に関し、必要な規制の措置を講ずることができる。

4 前3項に規定するもののほか、市は、環境への負荷を低減するため、特に必要があるときは、必要な規制の措置を講ずることができる。

(誘導的措置)

第13条 市は、率先して環境への負荷を低減することを促進するため、適正な優遇、助成その他の必要な誘導的措置を講ずることができる。

2 市は、環境への負荷を低減させるため、特に必要があるときは、経済的負担を課する措置を講ずることができる。

(調査、監視及び測定の実施)

第14条 市は、環境の状況の把握及び環境の変化の予測並びに環境の保全等に関する施策の策定及び推進のために必要な調査、監視及び測定を実施するものとする。

(環境報告書の作成及び公表)

第15条 市長は、環境の状況及び環境の保全等に関する施策の評価を明らかにするため、環境報告書を定期的に作成し、これを公表するものとする。

(市民意見の反映)

第16条 市は、第8条第3項及び第10条第2項（これらの規定を準用するものを含む。）に定めるもののほか、環境の保全等に関する施策の策定及び推進に当たっては、あらかじめ市民の意見を反映させるための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国、東京都等との連携)

第17条 市は、環境の保全等に関する施策のうち、広域的な取組を必要とするものについて、国及び東京都その他の地方公共団体と連携して推進するものとする。

第4章 環境管理

(環境管理の実施)

第18条 市は、自らの行為に係る環境への負荷の低減を図るため、環境マネジメントシステムを確立して環境管理を行うよう努めるものとする。

第5章 環境パートナーシップによる環境の保全等の推進

(環境学習の推進)

第19条 市、事業者、市民及び学校は、環境の保全等についての理解を深め、環境の保全等に関する意識の向上を図るとともに、環境への取組が推進されるよう、互いに環境学習の機会の提供及び情報の交換に努めるものとする。

(相互協力)

第20条 市、事業者、市民及び学校は、自発的に行う環境の保全等に関する活動を推進するため、互いに協力するよう努めるものとする。

(広域的協力)

第21条 事業者、市民及び学校は、基本理念にのっとり、環境の保全等に関する活動を行うに当たっては、他の地域の人々及び他の地方公共団体とも協力するよう努めるものとする。

第6章 環境審議会

(環境審議会)

第22条 環境の保全等に関する必要な事項を調査審議させるため、稲城市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

3 審議会は、次に掲げる事項に関し、市長の諮問に応じて調査審議し答申するほか、必要があるときは市長に意見を述べることができる。

(1) 環境基本計画の進行管理及び変更に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する基本的事項（稲城市における自然環境の保護と緑の回復に関する条例（昭和49年稲城市条例第23号）第23条第2項及び稲城市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成4年稲城市条例第32号）第7条第2項及び第3項に規定された事項を除く。）

4 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 雑則

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

資料2. 策定経緯

日 付	会議名	検討内容
令和4年 5月31日	第1回 庁内検討委員会	○（仮称）第三次稲城市環境基本計画 策定の流れ ○ 市民・事業者アンケートについて
6月22日	第1回 環境審議会	○（仮称）第三次稲城市環境基本計画の策定について ○ 市民・事業者アンケート調査（案）について
9月12日	第2回 庁内検討委員会	○ 市民・事業者アンケート 調査 結果の速報 について ○ 施策実施状況調査結果の報告について ○（仮称）第三次稲城市環境基本計画（第1章～第3章）について
9月26日	第2回 環境審議会	○ 市民・事業者アンケート調査結果の速報について ○（仮称）第三次稲城市環境基本計画（第1章～第3章）について
11月10日	第3回 庁内検討委員会	○（仮称）第三次稲城市環境基本計画の素案について
11月30日	第3回 環境審議会	○（仮称）第三次稲城市環境基本計画の素案について
令和5年 2月28日	第4回 庁内検討委員会	○ 意見公募の結果について（報告） ○ 第三次稲城市環境基本計画（案）について
3月7日	第4回 環境審議会	○ 意見公募の結果について（報告） ○ 第三次稲城市環境基本計画（案）について

資料3. 稲城市環境審議会名簿

条例区分	氏 名	所属団体など
学識経験者【会長】	半 智史	東京農工大学大学院農学研究院
市民【副会長】	松本 裕一	稲城市廃棄物減量等推進審議会
市民	井川 眞知子	稲城市まちをきれいにする市民協議会
市民	石橋 みや子	稲城市自然環境保全審議会
市民	増田 幸雄	稲城市自治会連合会
事業者	阿部 浩宣	稲城市商工会
事業者	桂田 良子	稲城市商工会
学識経験者	安藤 恵介	東京農工大学大学院農学研究院
関係行政機関	跡邊 昭枝	稲城市立中学校 校長会
関係行政機関	高橋 裕之	稲城市立小学校 校長会

資料 4. 諮問・答申

●諮問

稲環緑第 449 号
令和 4 年 6 月 22 日

稲城市環境審議会
会長 殿

稲城市長 高橋 勝浩



(仮称)第三次稲城市環境基本計画について(諮問)

このことについて、稲城市環境基本条例第 22 条の規定に基づき、下記の事項について諮問いたします。

記

1 諮問事項

(仮称)第三次稲城市環境基本計画の策定について

2 諮問理由

本市では、稲城市環境基本条例に示される基本理念の実現に向け、平成 15 年 3 月に策定いたしました「稲城市環境基本計画」をはじめ、平成 25 年 3 月には、「第二次稲城市環境基本計画」を策定し、環境施策に取り組んでまいりました。

この間、2015 年(平成 27 年)9 月には、国連総会において持続可能な開発目標 SDGs が採択され、地球環境の保全と利用のバランス、自然が共存する「持続可能な世界」の実現に向けた動きが世界的に広がってまいりました。

他方ではプラスチックごみの廃棄量増大に伴う海洋汚染といった環境破壊の深刻化や、近年の急激な気温上昇により、異常気象の発生を招き、災害や豪雨、猛暑が世界規模で発生しています。

こうした状況から、2018 年(平成 30 年)に ICPP では「1.5℃特別報告書」が公表され、2050 年(令和 32 年)カーボンニュートラル実現への機運が高まり、我が国においても 2020 年(令和 2 年)10 月に、「2050 年(令和 32 年)までの脱炭素社会の実現(カーボンニュートラル)」を目指すと表明しており、国を挙げての取り組みが推進されることとなりました。

こうした状況を踏まえ、第二次稲城市環境基本計画の計画期間が令和 4 年度末に終了することから、続く令和 5 年度からの 10 年間を計画期間とする「(仮称)第三次稲城市環境基本計画」の策定にあたり、貴審議会の意見を求めます。

令和4年3月7日

稲城市長 高橋 勝浩 殿

稲城市環境審議会

会長 半 智史

(仮称)第三次稲城市環境基本計画について(答申)

令和4年6月 22 日付、稲環緑第 449 号にて諮問のありました「(仮称)第三次稲城市環境基本計画」の策定について、当審議会において審議を重ね結論に至りましたので、下記及び別添「第三次稲城市環境基本計画(案)」のとおり答申いたします。

記

1. 計画名称

市民・事業者・学校・市の協働で策定されてきた「稲城市環境基本計画」の認識を引き継ぎ、継続性のある計画としての位置付けから、「第三次稲城市環境基本計画」が適当と考えます。

2. 計画内容

計画の推進にあたっては、下記の事項に留意してください。

- (1) 稲城市が目指す環境像「水と緑につつまれ 地域循環共生圏をめざすまち 稲城 ～カーボンニュートラルな未来のために～」の実現のため、「自然環境の保全と調和」、「安心安全なくらしの確保」、「循環型社会の構築」、「カーボンニュートラルの実現」、「環境教育・環境保全」について、市民・事業者・学校・市の連携、協働により取り組むこと。
- (2) 温室効果ガスの排出量増加に伴う地球温暖化により、世界的な気候変動が進み、異常気象や災害が発生していることから、特に「カーボンニュートラルの実現」については、社会情勢の変化に注視しながら、率先して柔軟に取り組むこと。
- (3) 市はこの 10 年間の計画期間において本計画を尊重し、積極的な推進体制により PDCA サイクルに基づく管理を行い、「稲城市環境白書 稲城市の環境」の作成等を通じ、環境審議会の審議内容を踏まえつつ施策の計画的な推進に努めること。

資料 5. 庁内検討委員会名簿

役名	委 員
委員長	緑と環境課長
副委員長	生活環境課長
委員	企画政策課長
委員	経済課長
委員	財産管理課長
委員	まちづくり計画課長
委員	教育総務課長

資料6. 環境に関する市民・事業者アンケート調査結果

1. 市民アンケート調査

(1) アンケート調査の概要

○調査対象：年齢・地区等で偏りが出ないように条件付与の上で住民基本台帳よりランダム抽出した18歳以上の2,000名の市民

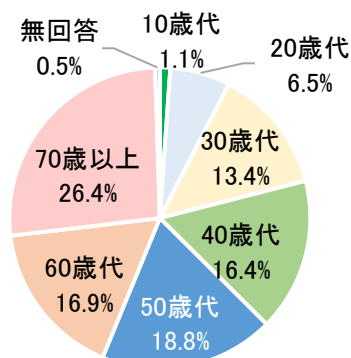
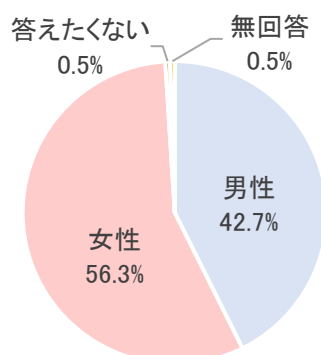
○調査方法：調査票を対象者に郵送し、郵送による回収

○回答数：804通（回収率：40.2%）

※回答欄に無記入のものは無回答として集計しました。また、単一回答箇所に複数の回答を記入した場合などの無効回答についても、無回答に含めて集計しました。

(2) 回答者の属性

■性別・年齢

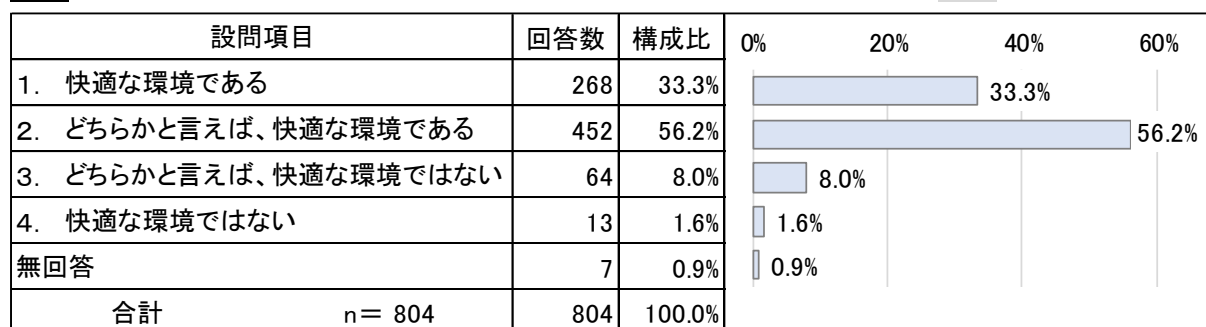


■お住まいの地区

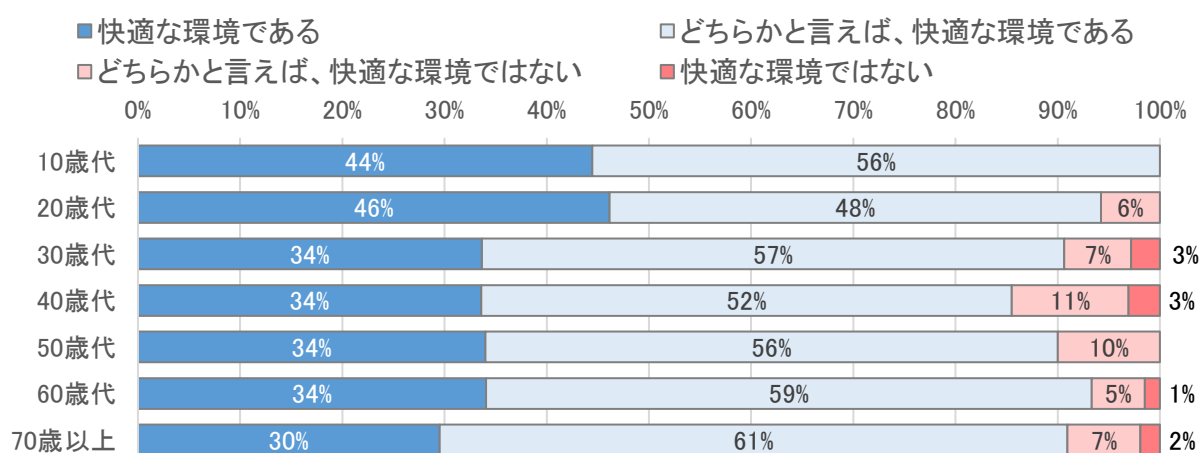
設問項目	回答数	構成比	(参考) 人口割合	
1. 矢野口	139	17.3%	19%	17.3%
2. 東長沼	121	15.0%	16%	15.0%
3. 大丸	76	9.5%	10%	9.5%
4. 百村	40	5.0%	6%	5.0%
5. 坂浜	27	3.4%	4%	3.4%
6. 平尾	108	13.4%	13%	13.4%
7. 押立	51	6.3%	5%	6.3%
8. 向陽台	96	11.9%	10%	11.9%
9. 長峰	37	4.6%	5%	4.6%
10. 若葉台	106	13.2%	13%	13.2%
無回答	3	0.4%	—	0.4%
合計 n= 804	804	100.0%	100%	

(3) 身近な環境のことについて

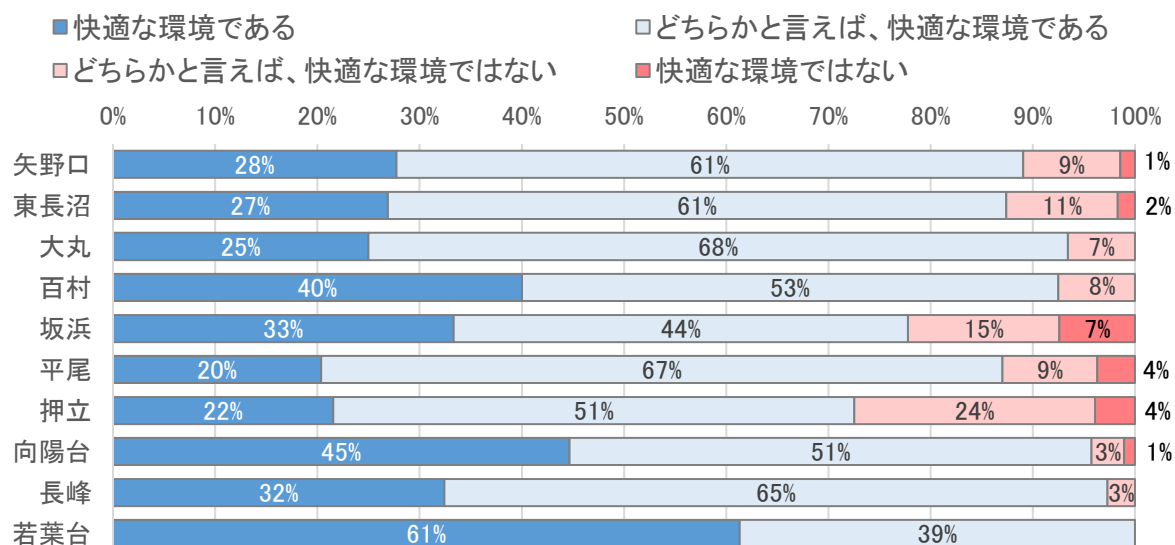
問1 あなたは現在の身近な環境をどのように感じておられますか。(1つ選択)



【年代別回答割合】

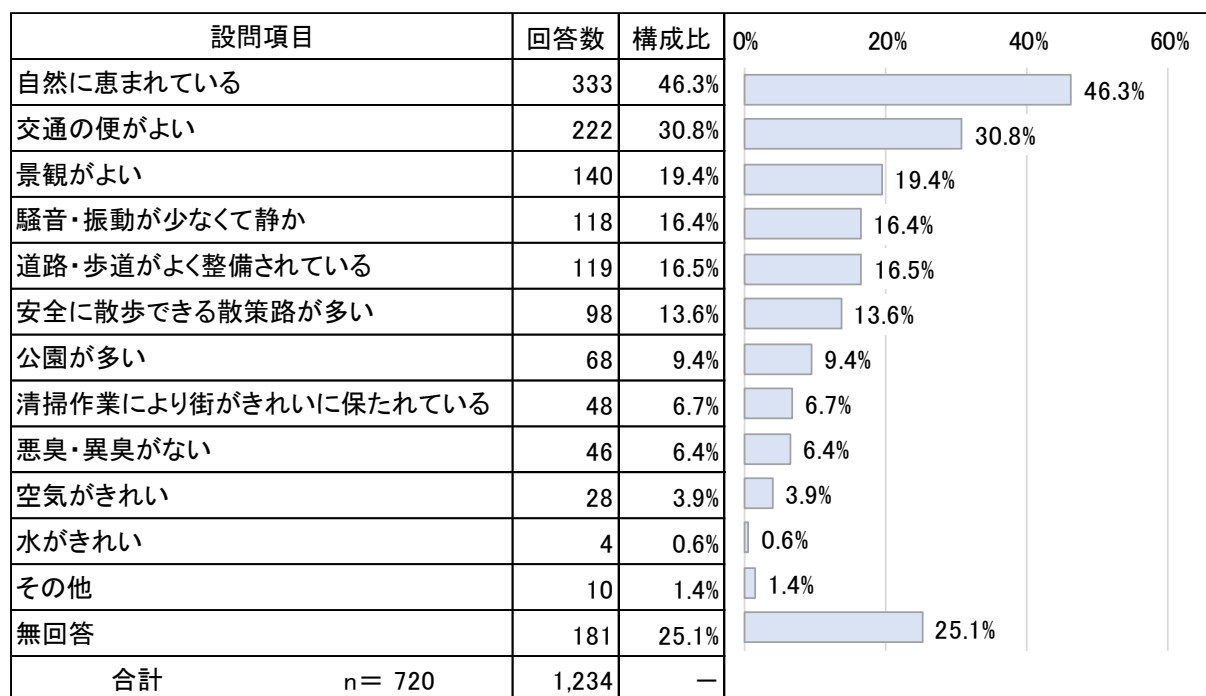


【地区別回答割合】



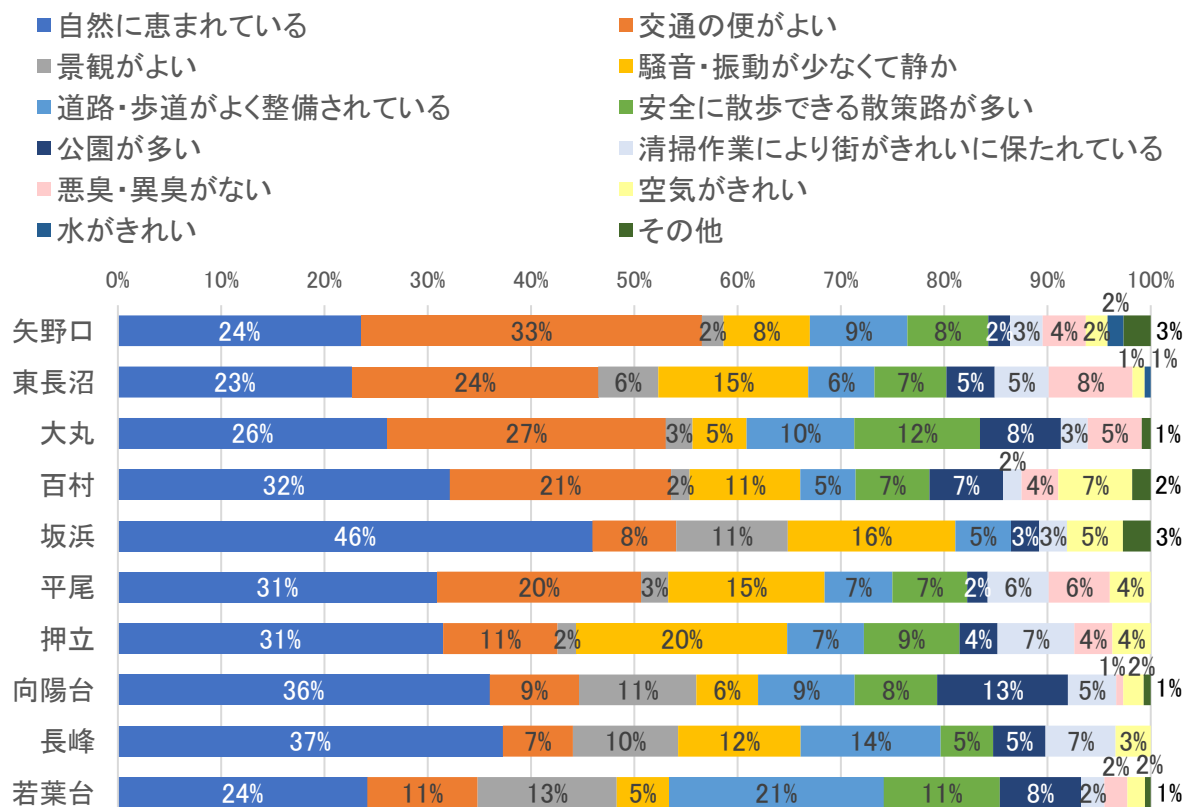
問2 問1で「快適だと思う理由」について（「1」・「2」を選択した方）、「快適な環境ではないと思う理由について（「3」・「4」を選択した方）、それぞれお答えください。

■快適だと思う理由（2つまで選択）

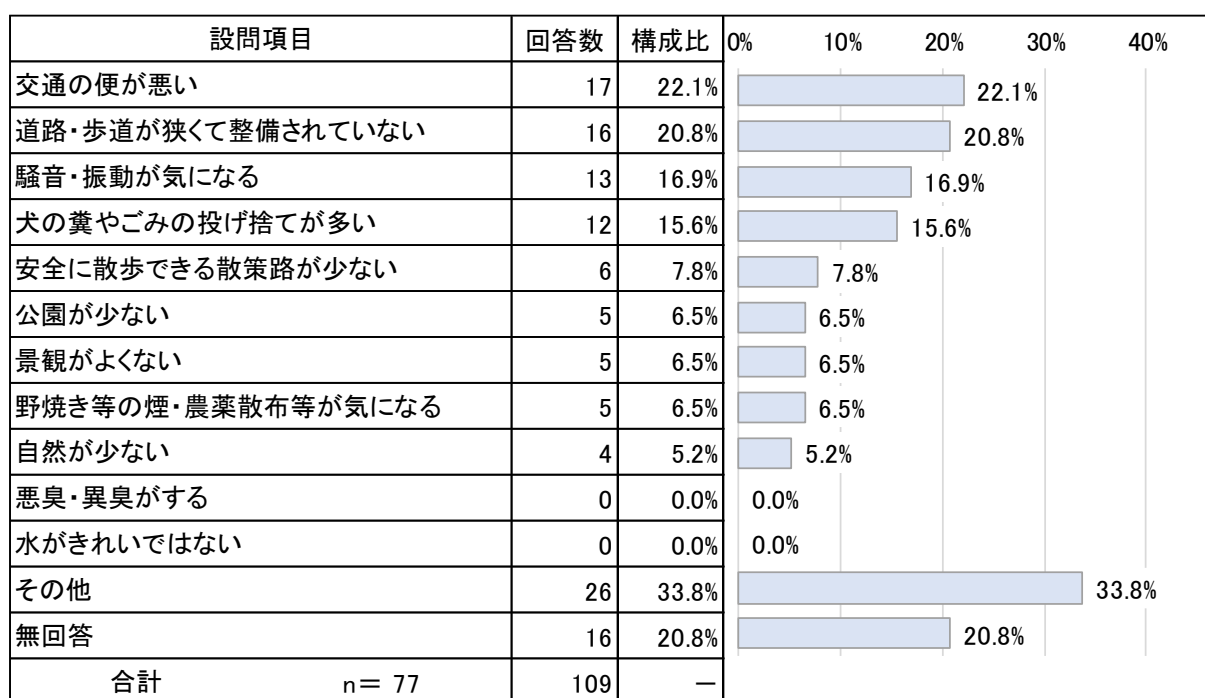


※構成比はnを分母として計算（n:問1で「1」または「2」を選択した方）

【地区別回答割合】

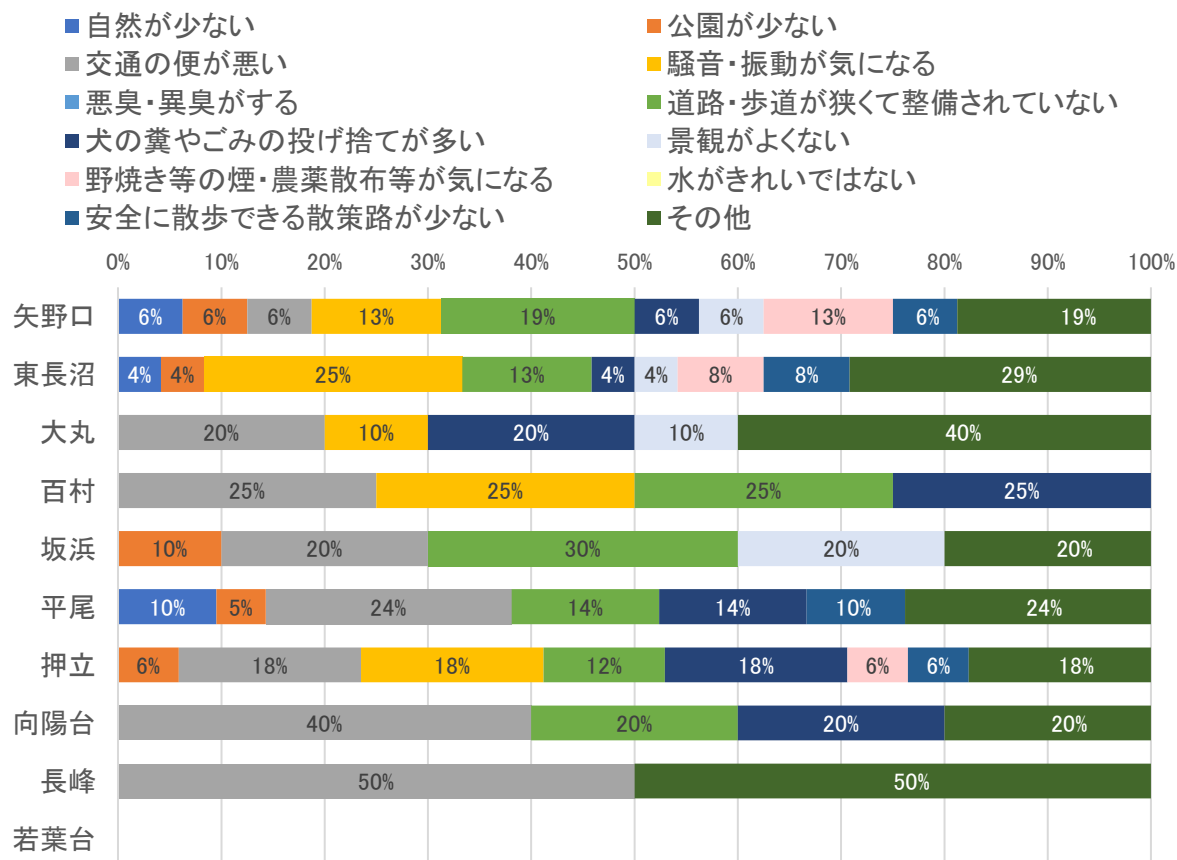


■快適な環境ではないと思う理由（2つまで選択）



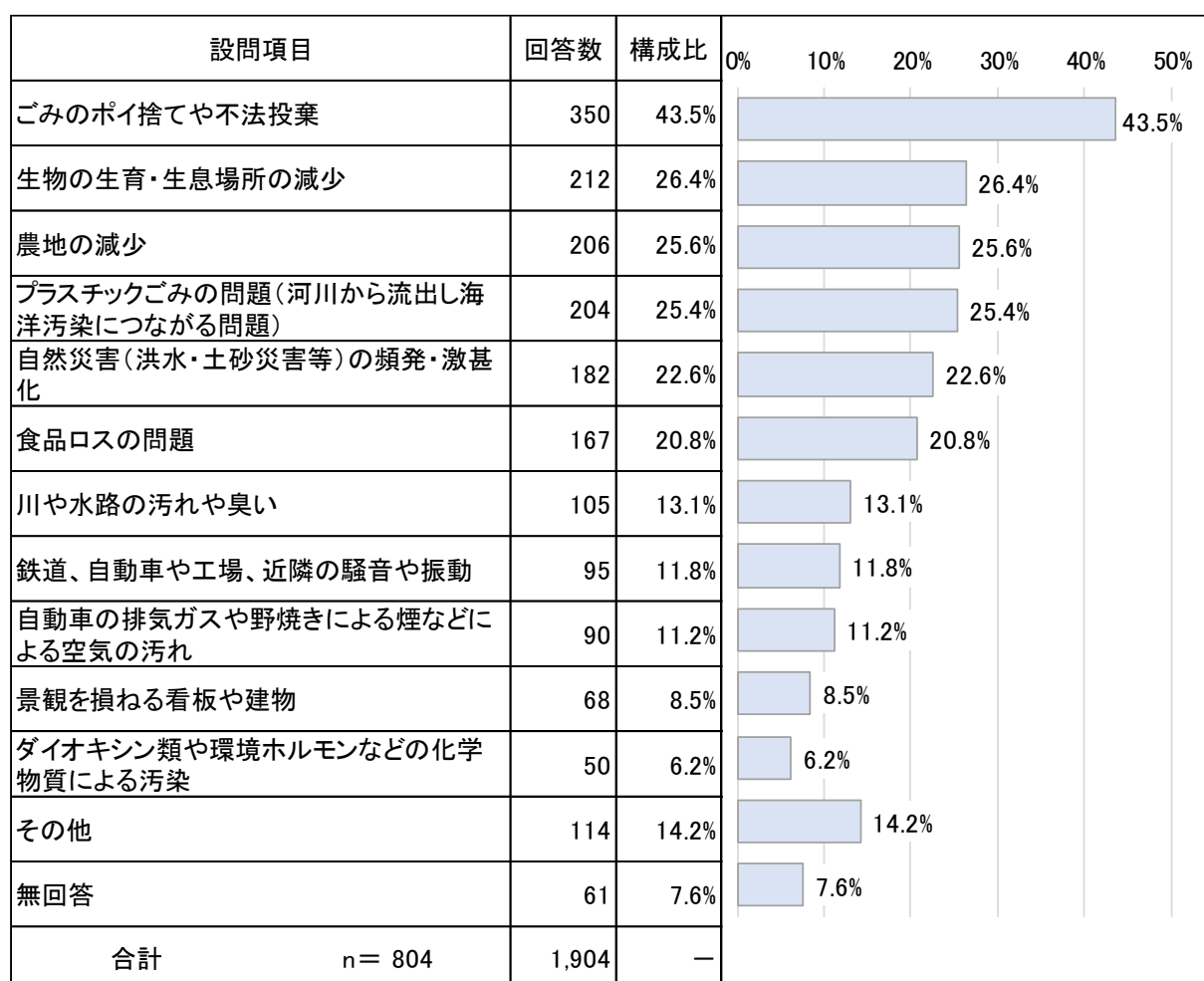
※構成比はnを分母として計算（n:問1で「3」または「4」を選択した方）

【地区別回答割合】



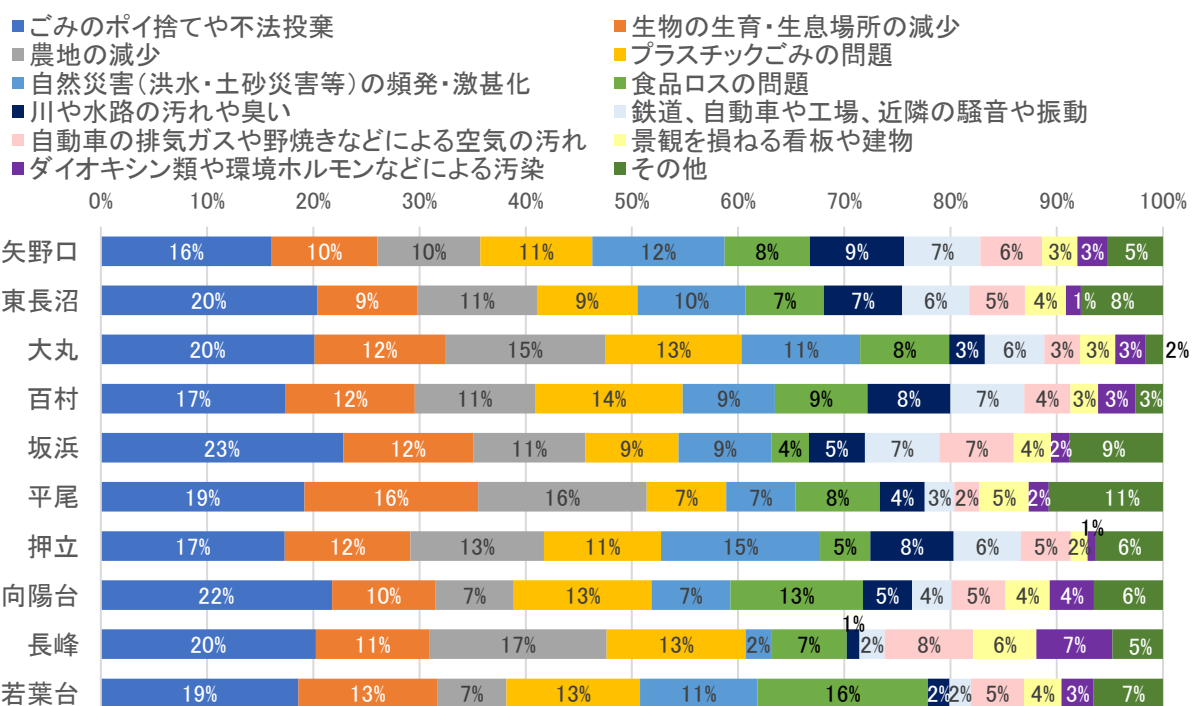
※若葉台は「快適な環境ではないと思う」の回答者なし

問3 あなたの身近な環境において、気にかかる問題がありますか。(いくつでも選択)

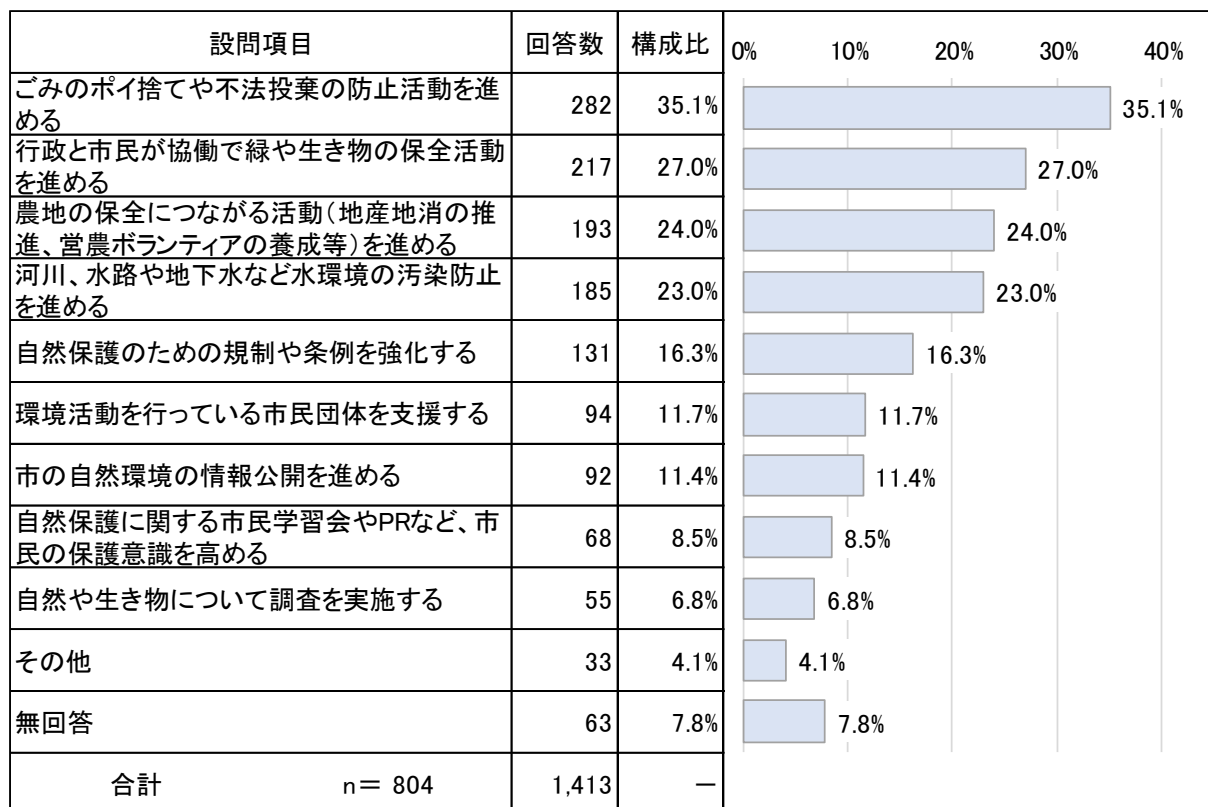


※構成比はnを分母として計算 (n: アンケートの回答者数)

【地区別回答割合】

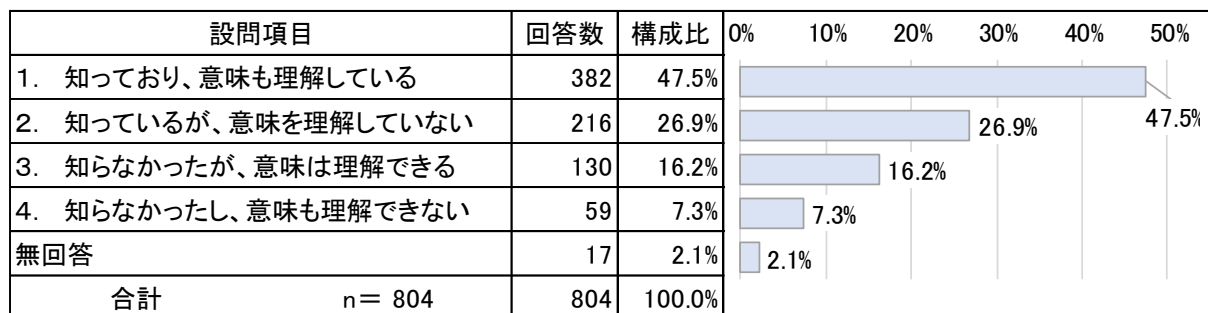


問4 稲城市の環境を守るために、どのような取り組みを進めるべきとお考えですか。
(2つまで選択)

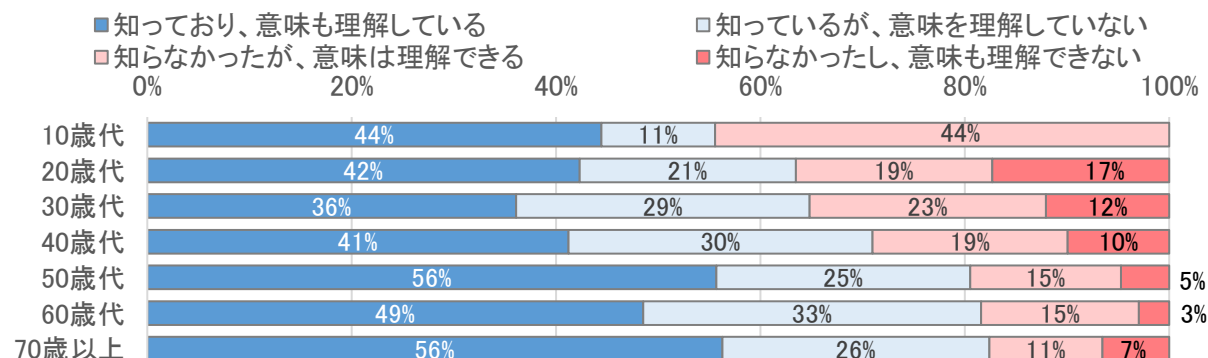


(4) 地球温暖化の問題について

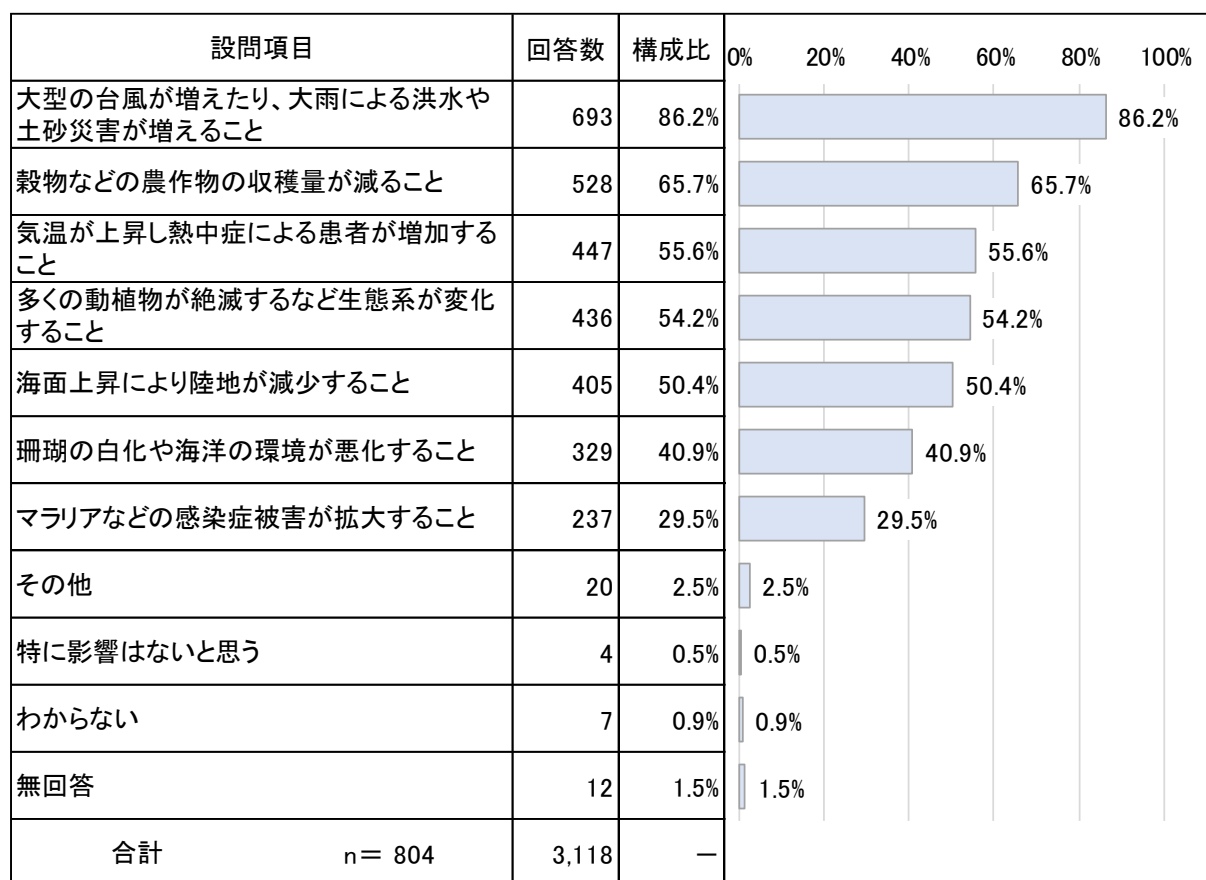
問5 「2020年10月、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。」あなたは、このことについてご存知ですか。(1つ選択)



【年代別回答割合】

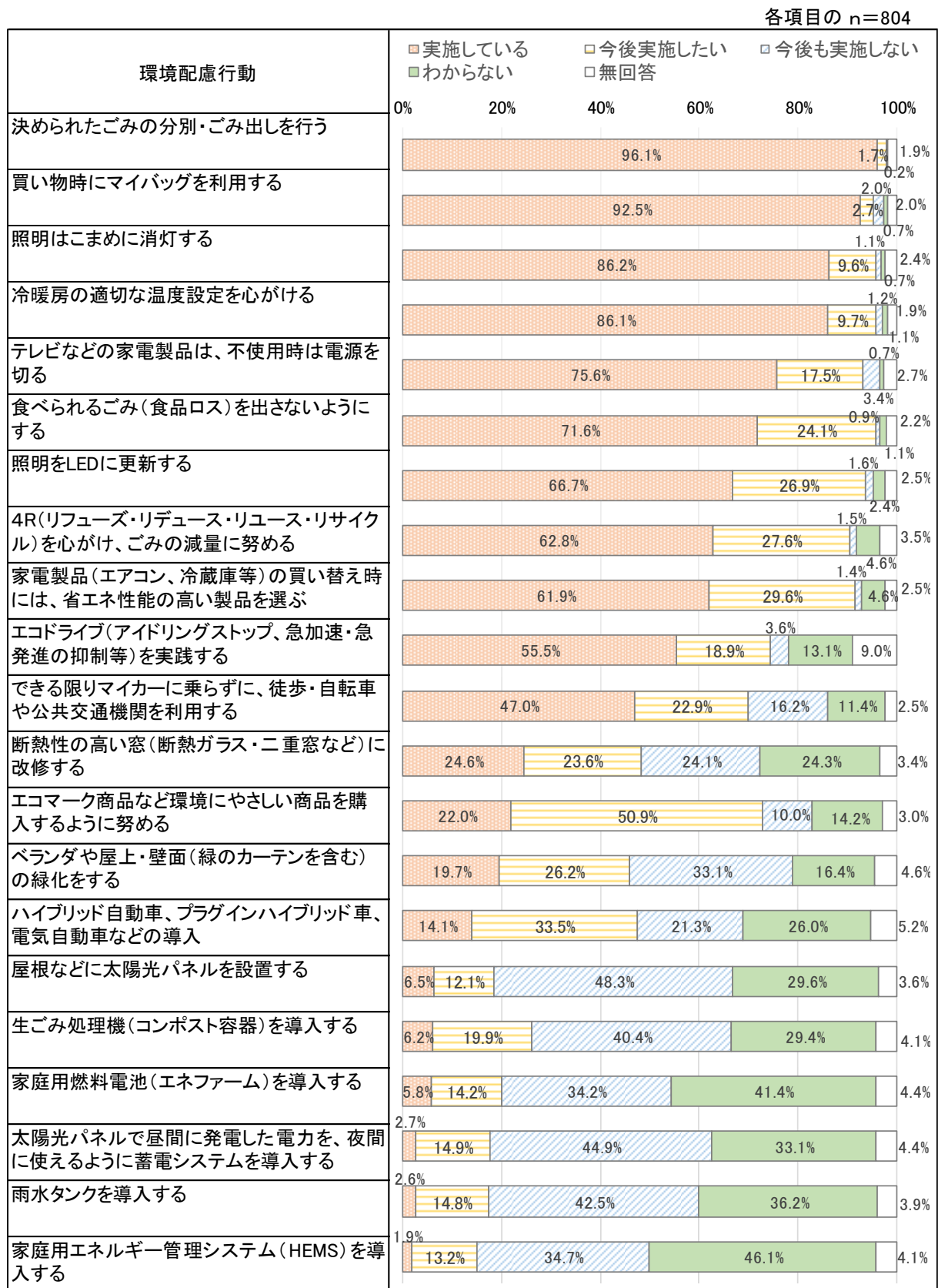


問6 地球温暖化によって、自然界や人間生活に様々な影響が出ることが予測されています。あなたは、どのようなことが特に問題であると考えますか。（いくつでも選択）



※構成比はnを分母として計算（n: アンケートの回答者数）

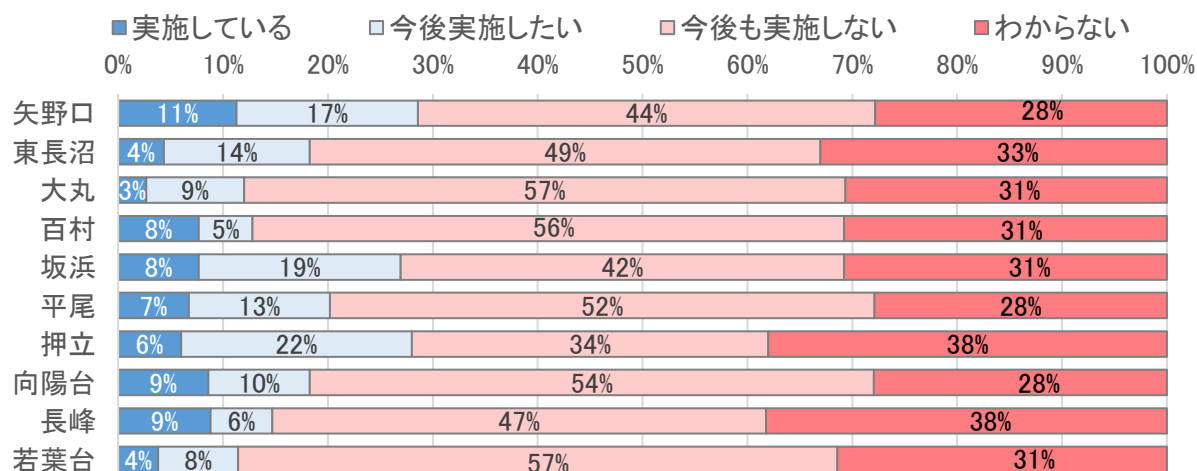
問7 あなたは、地球温暖化を防止することにつながる環境に配慮した行動として、次のア～ナの取り組みを行っていますか、または行う予定がありますか。
(それぞれ1つ選択)



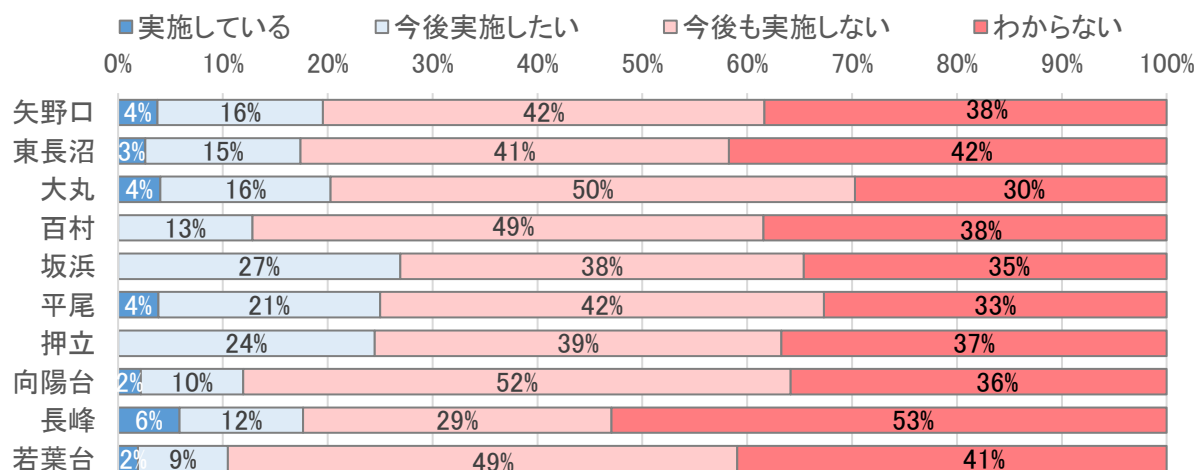
※構成比はnを分母として計算 (n: アンケートの回答者数)

【地区別回答割合】

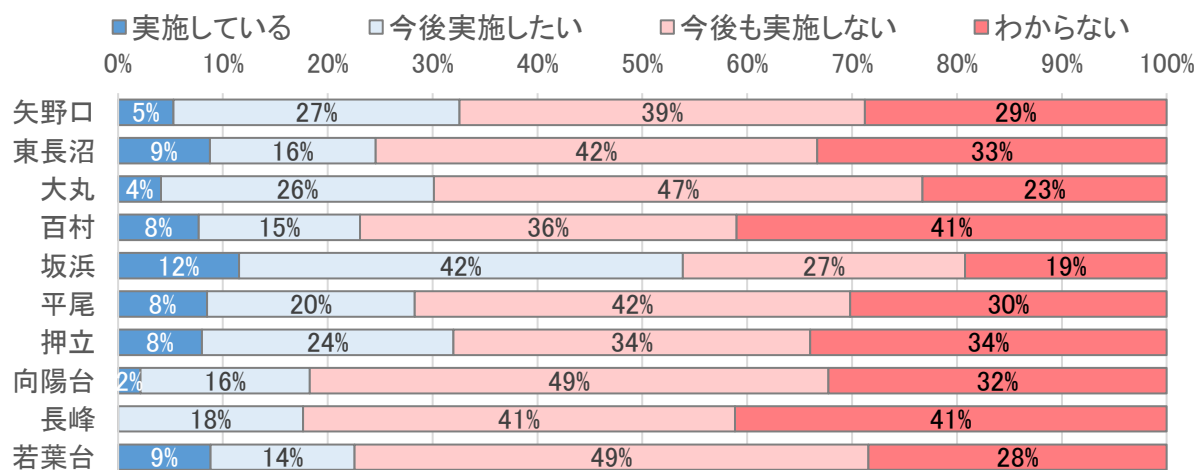
■太陽光パネルの設置



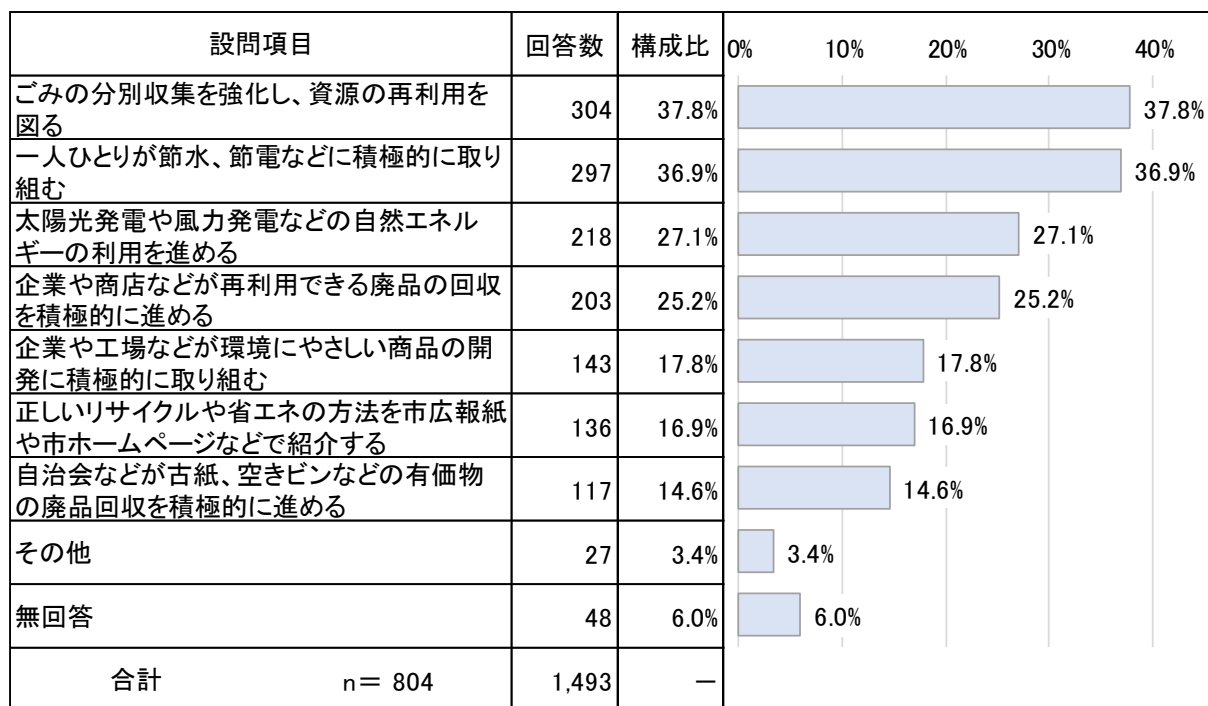
■雨水タンクの導入



■生ごみ処理機の導入



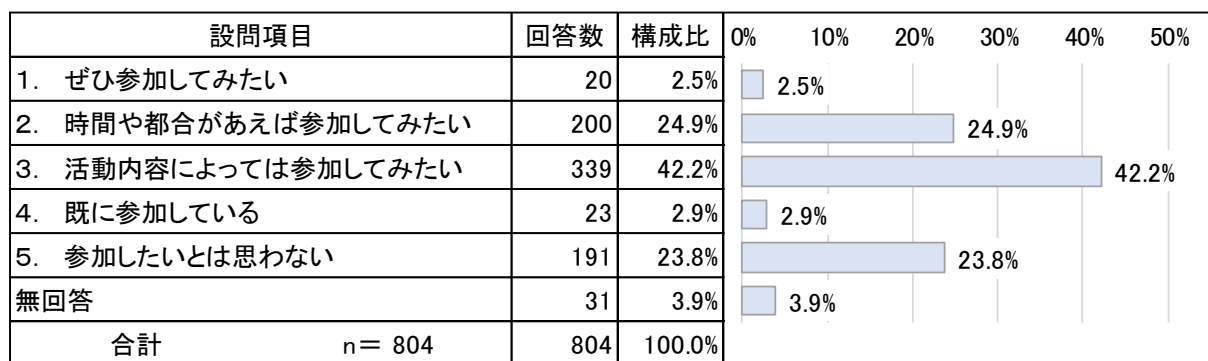
問8 あなたは、「リサイクル」や「省エネ」を進める上で、地域や市全体においてどんな取り組みを重点的に行なうべきだと思いますか。（2つまで選択）



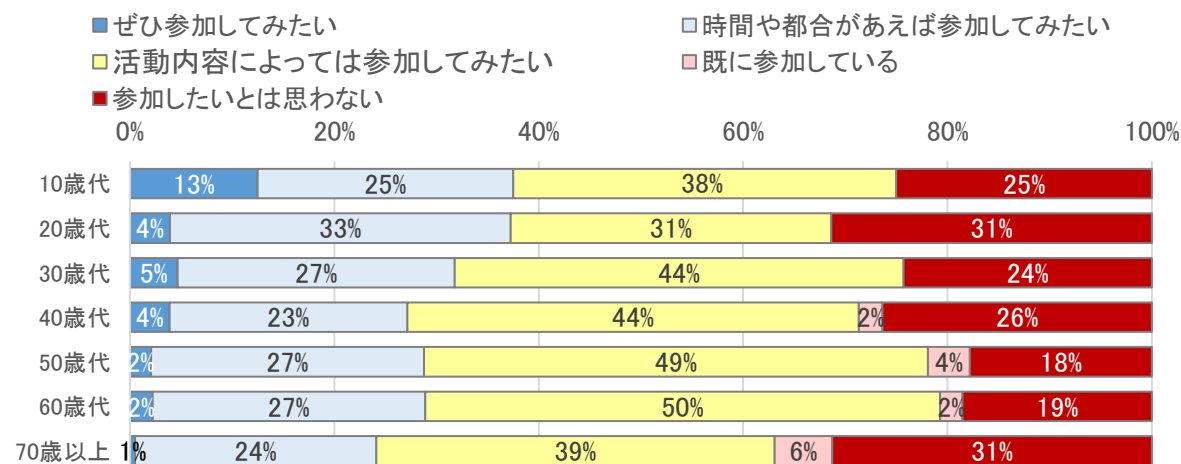
※構成比はnを分母として計算（n: アンケートの回答者数）

（5）環境活動への参加について

問9 環境活動へ参加してみたいと思いますか。（1つ選択）

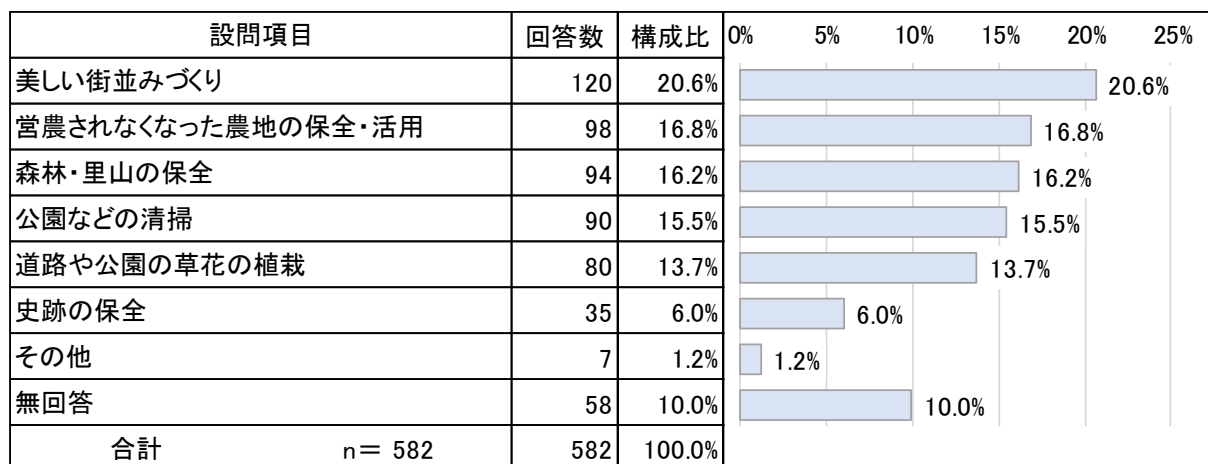


【年代別回答割合】



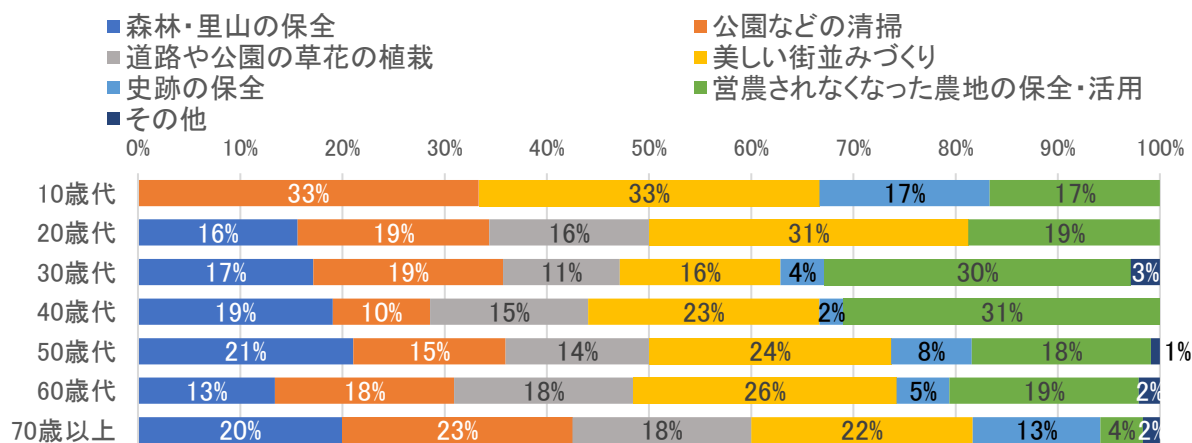
問10 問9で「参加してみたい・参加している活動」の分野について（「1」・「2」・「3」・「4」を選択した方）、「参加したくない」その理由について（「5」を選択した方）、それぞれお答えください。

■参加してみたい・参加している活動の分野（1つ選択）

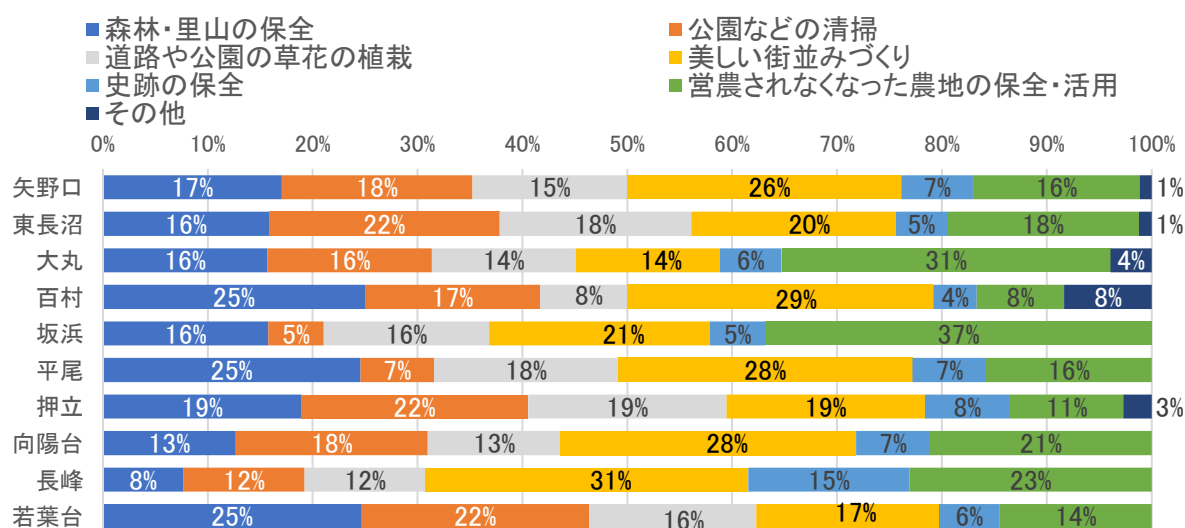


※構成比はnを分母として計算（n:問9で「1」「2」「3」「4」を選択した方）

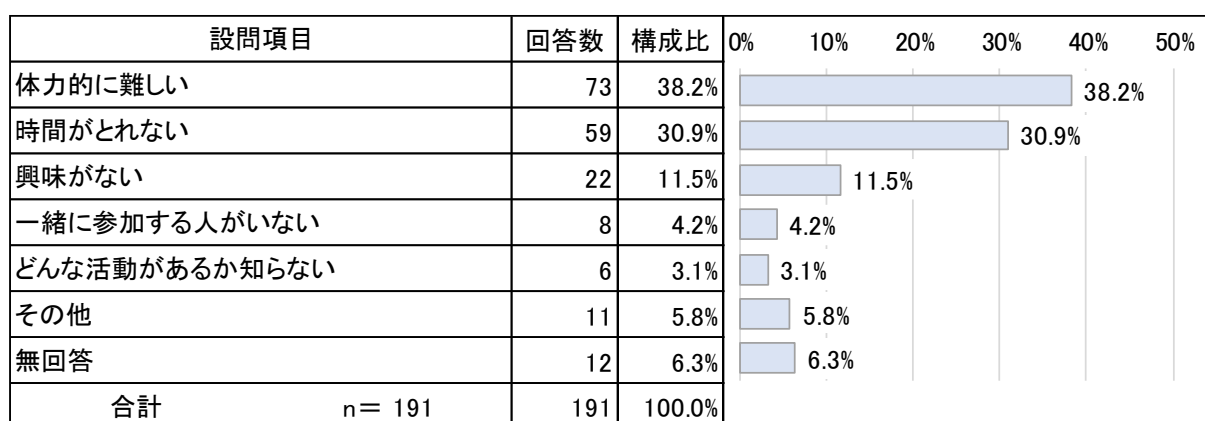
【年代別回答割合】



【地区別回答割合】

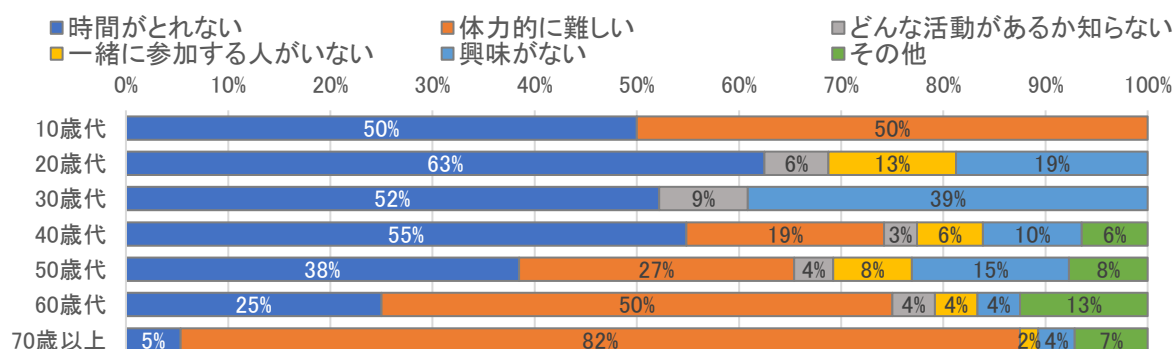


■参加したくない理由（1つ選択）

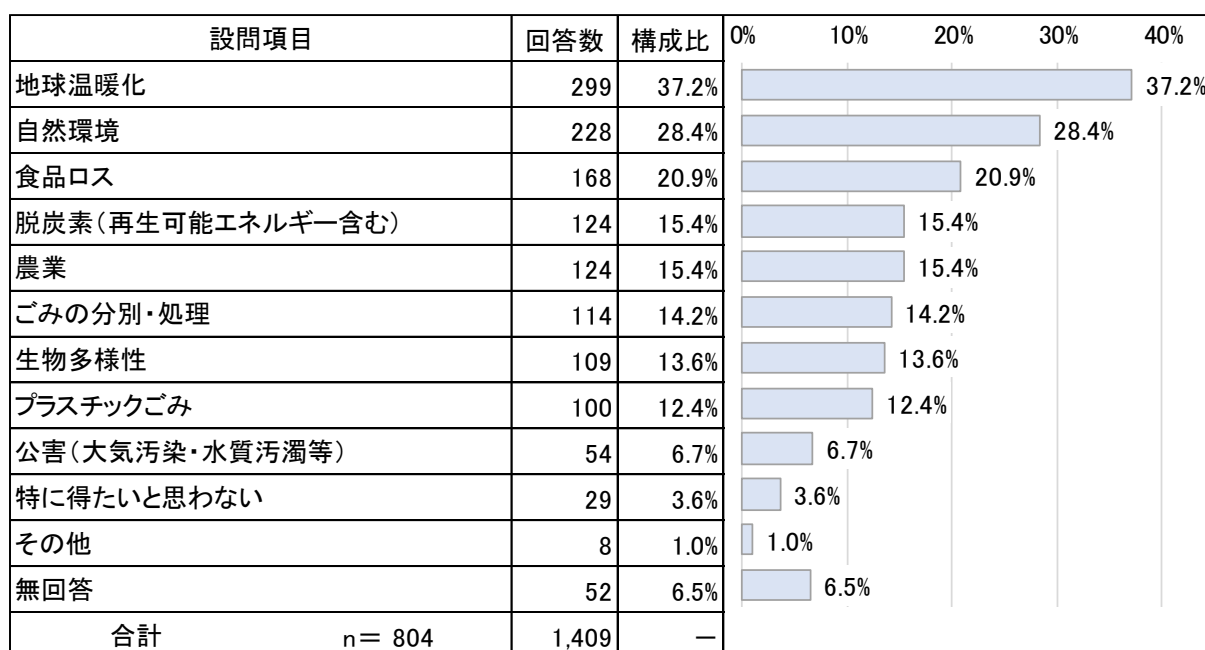


※構成比はnを分母として計算（n: 問9で「5」を選択した方）

【年代別回答割合】

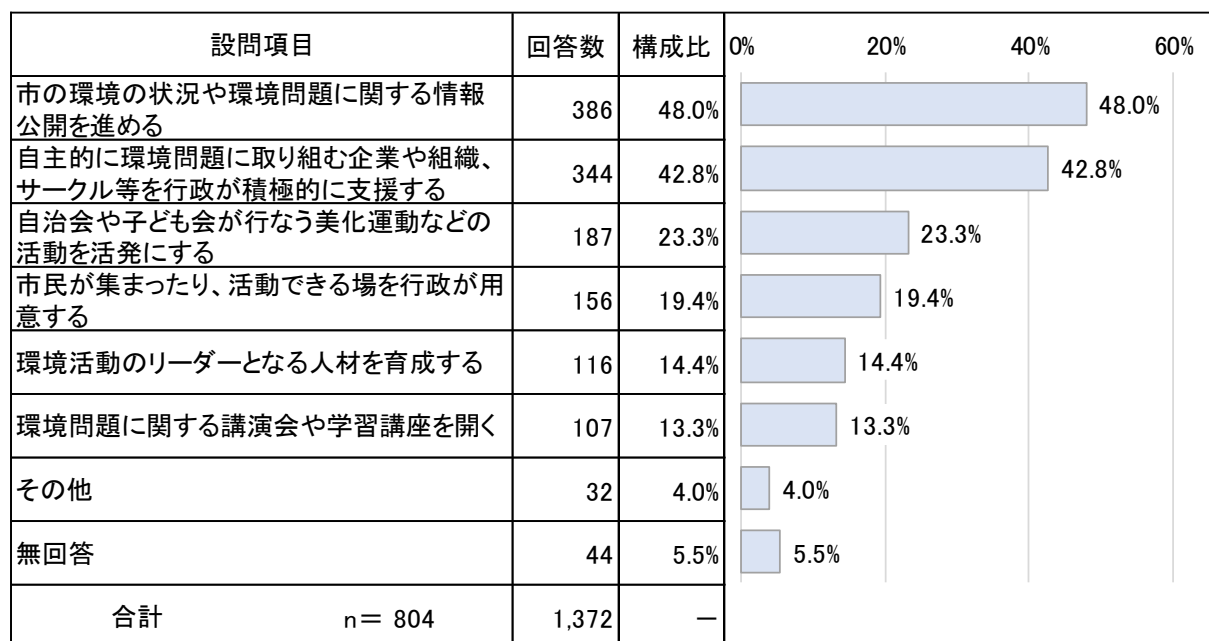


問 11 環境問題の中で興味があり、知識をもっと得たいと思う分野はありますか。（2つまで選択）



※構成比はnを分母として計算（n: アンケートの回答者数）

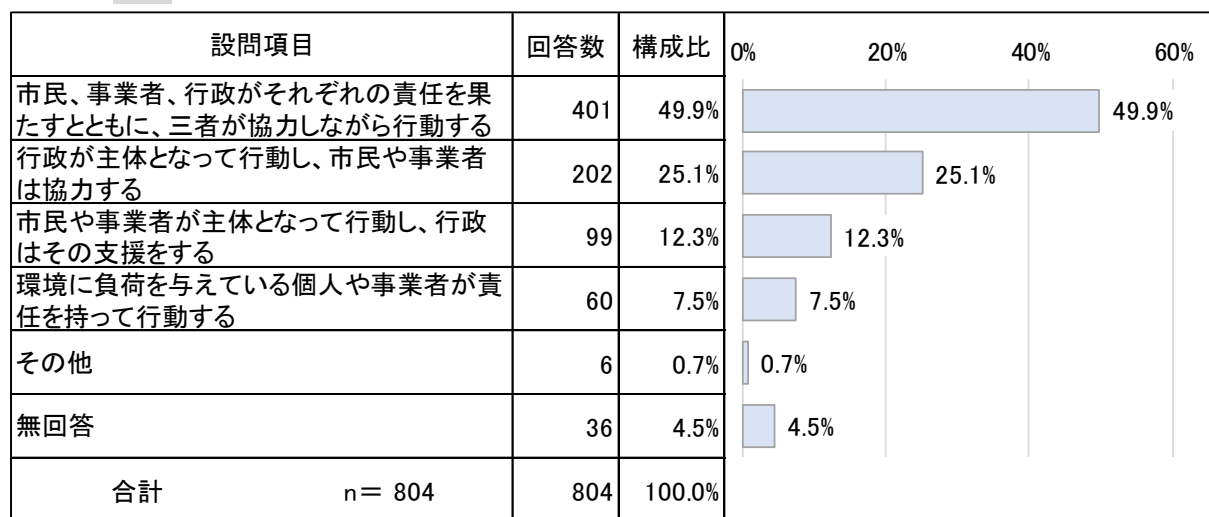
問 12 あなたを含め、様々な市民が環境づくりに参加するためには、行政はどのようなことを重点的に取り組むべきだと思いますか。（2つまで選択）



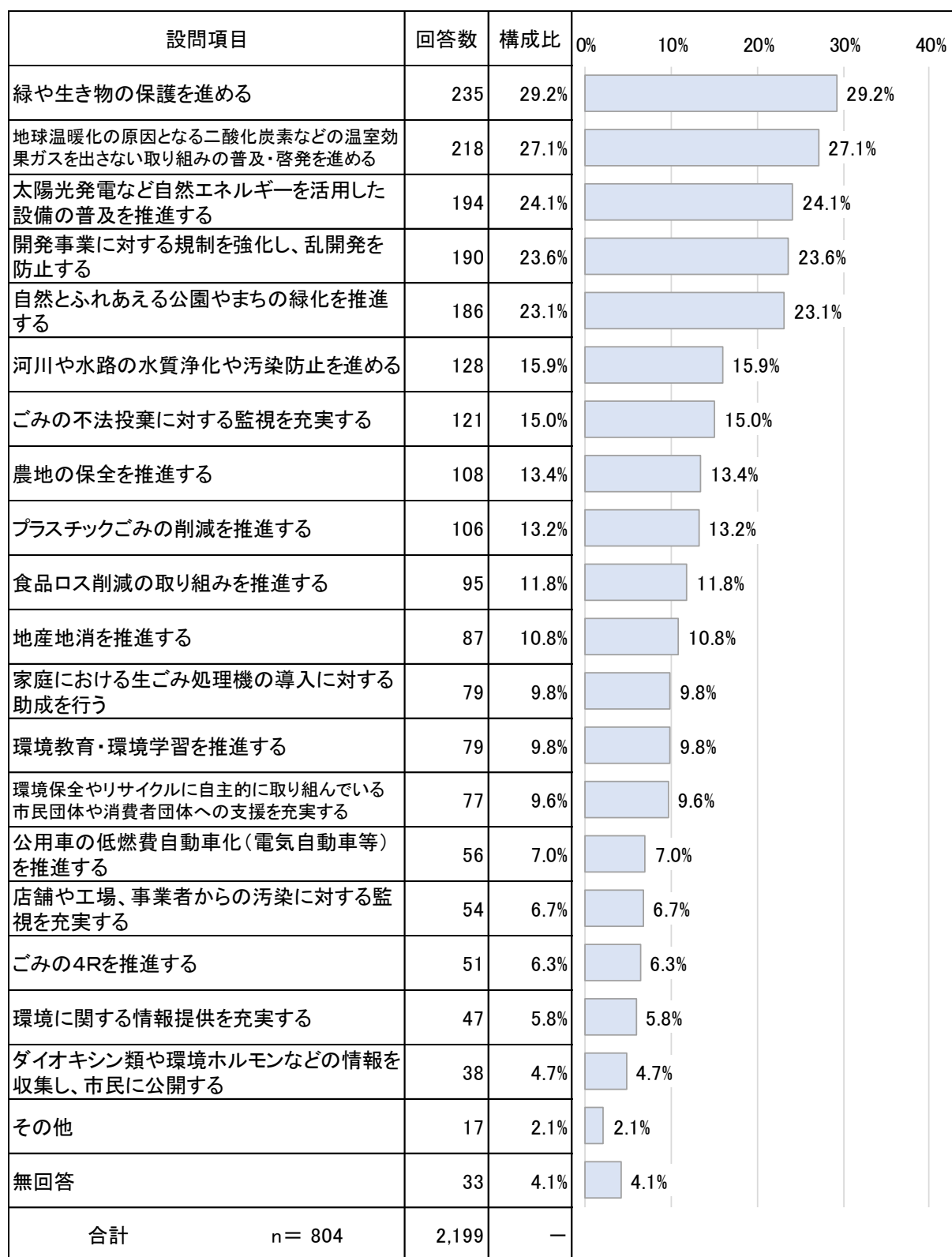
※構成比はnを分母として計算（n: アンケートの回答者数）

（6）今後の稲城市の環境行政のあり方について

問 13 稲城市の環境を守り、改善していくための役割分担についてお伺いします。（1つ選択）



問 14 稲城市が行なう様々な環境行政施策の中で、特に優先して取り組むべき施策は、何だ
とお考えですか。（3つまで選択）



※構成比はnを分母として計算（n: アンケートの回答者数）

2. 事業者アンケート調査

(1) アンケート調査の概要

○調査対象：商工会名簿の中から無作為に抽出した 200 社の事業者

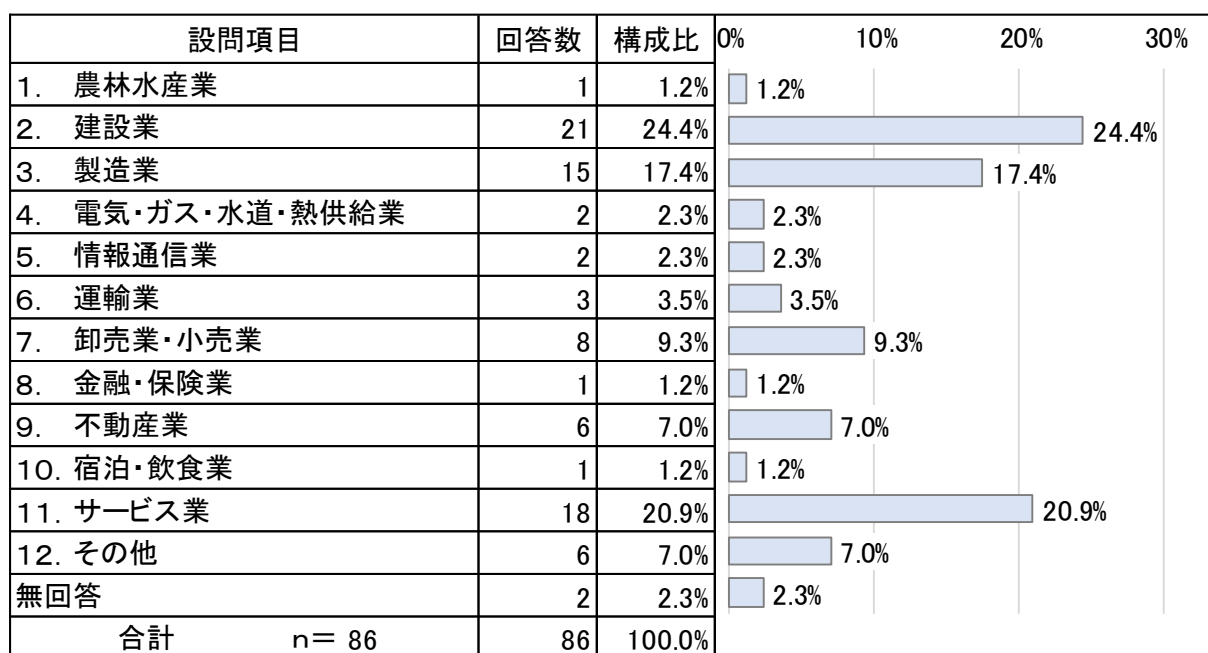
○調査方法：調査票を対象事業者に郵送し、郵送による回収

○回答数：86 通（43.0%）

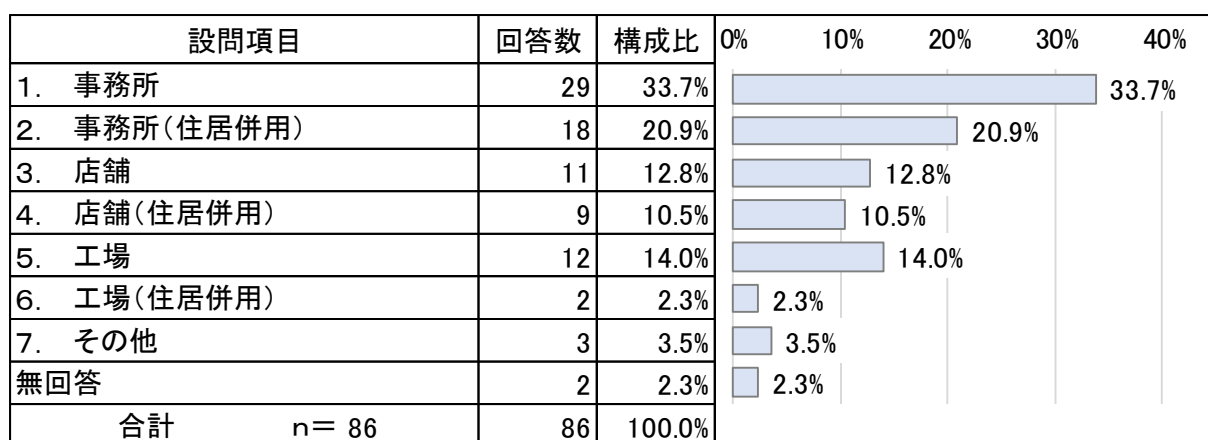
※回答欄に無記入のものは無回答として集計した。また、単一回答カ所に複数の回答を記入した場合などの無効回答についても、無回答に含めて集計した。

(2) 事業者の属性

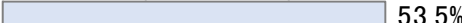
■業種



■事業形態

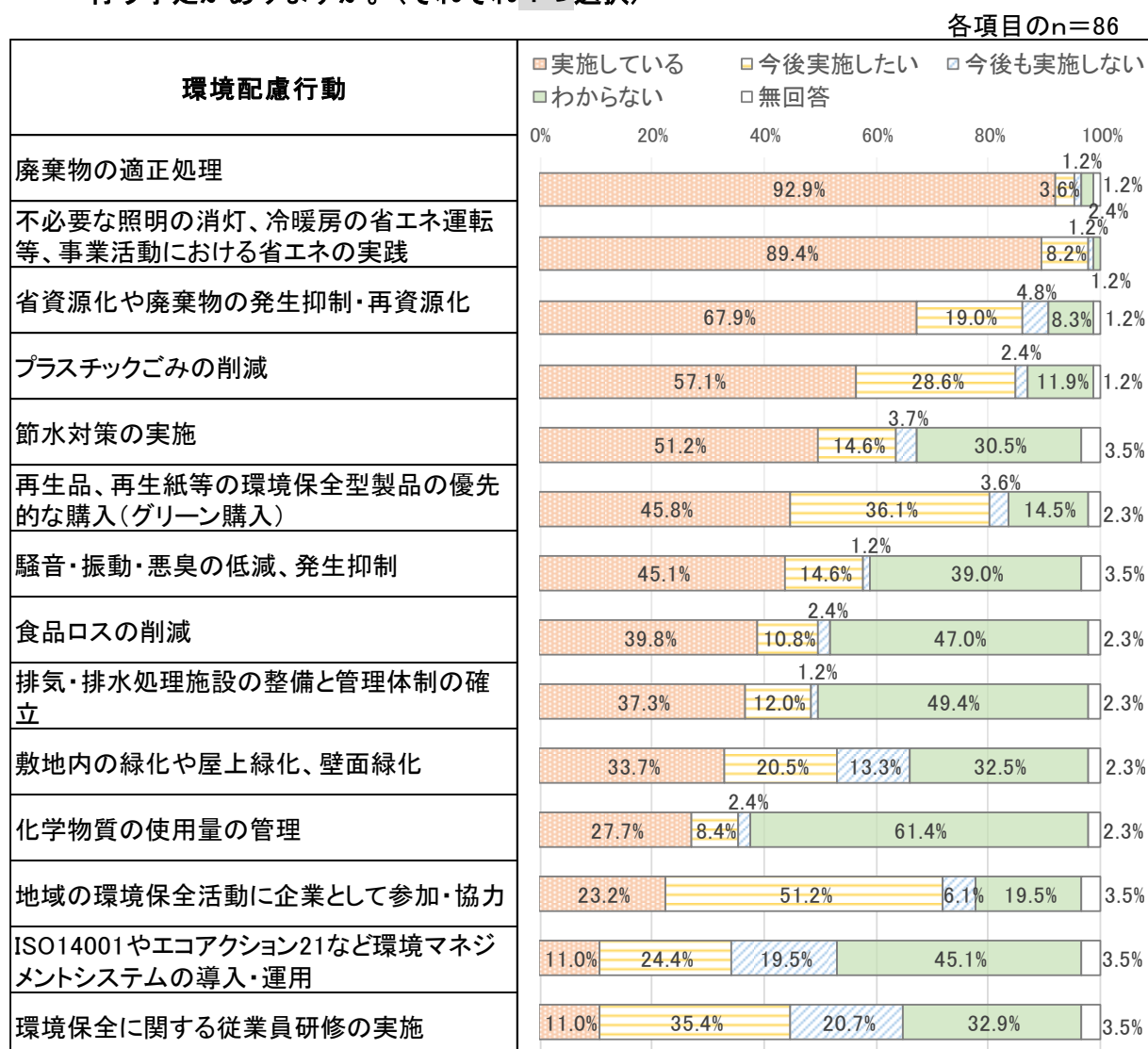


■事業所全体の従業員数

設問項目	回答数	構成比	0%	20%	40%	60%
1. 1～4人	46	53.5%				
2. 5～9人	11	12.8%				
3. 10～19人	8	9.3%				
4. 20～29人	6	7.0%				
5. 30～49人	8	9.3%				
6. 50～99人	1	1.2%				
7. 100～199人	4	4.7%				
8. 200～299人	1	1.2%				
9. 300人以上	1	1.2%				
無回答	0	0.0%				
合計	n= 86	86	100.0%			

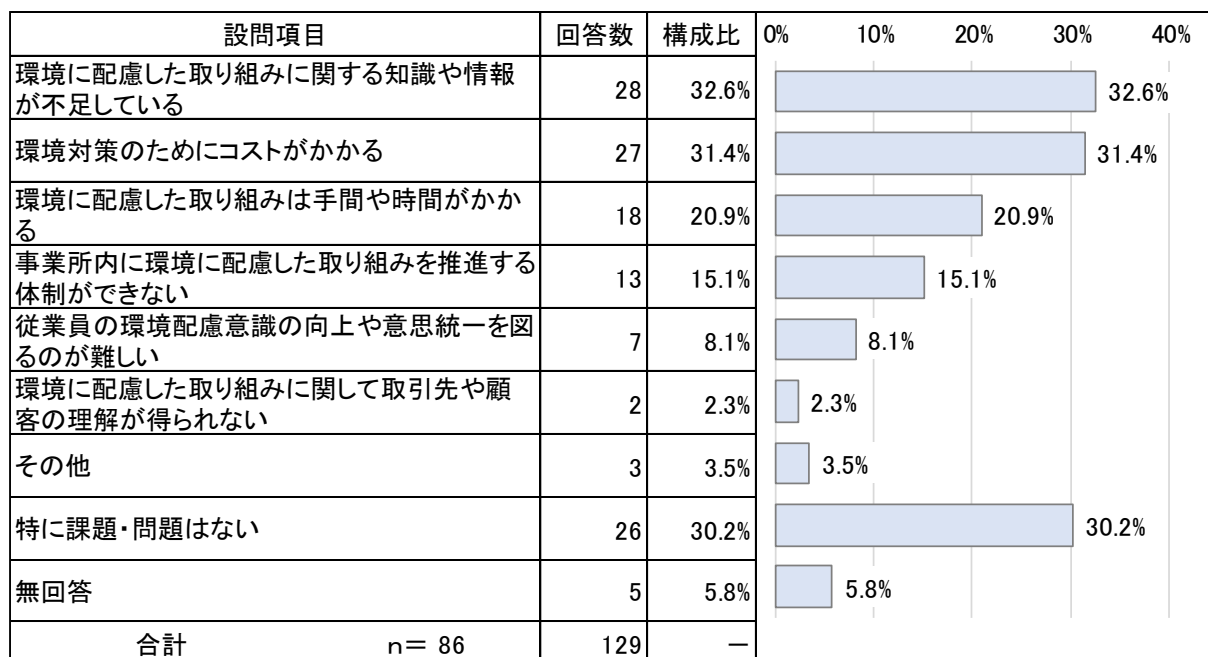
(3) 環境に配慮した取り組みについて

問1 貴事業所内での環境に配慮した行動として、次の取り組みを行っていますか、または行う予定がありますか。(それぞれ1つ選択)



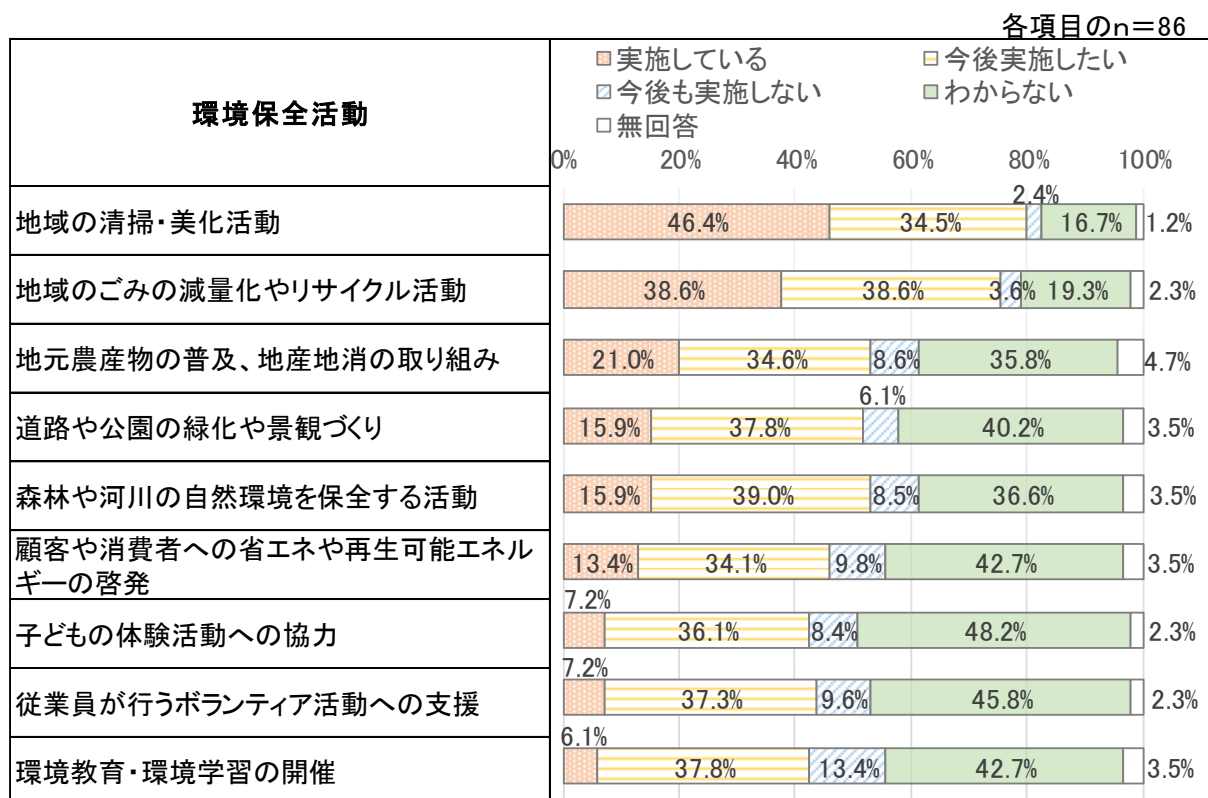
※構成比はnを分母として計算 (n: アンケートの回答者数)

問2 問1の環境に配慮した取り組みを実施する上での課題・問題点は何でしょうか。
(2つまで選択)



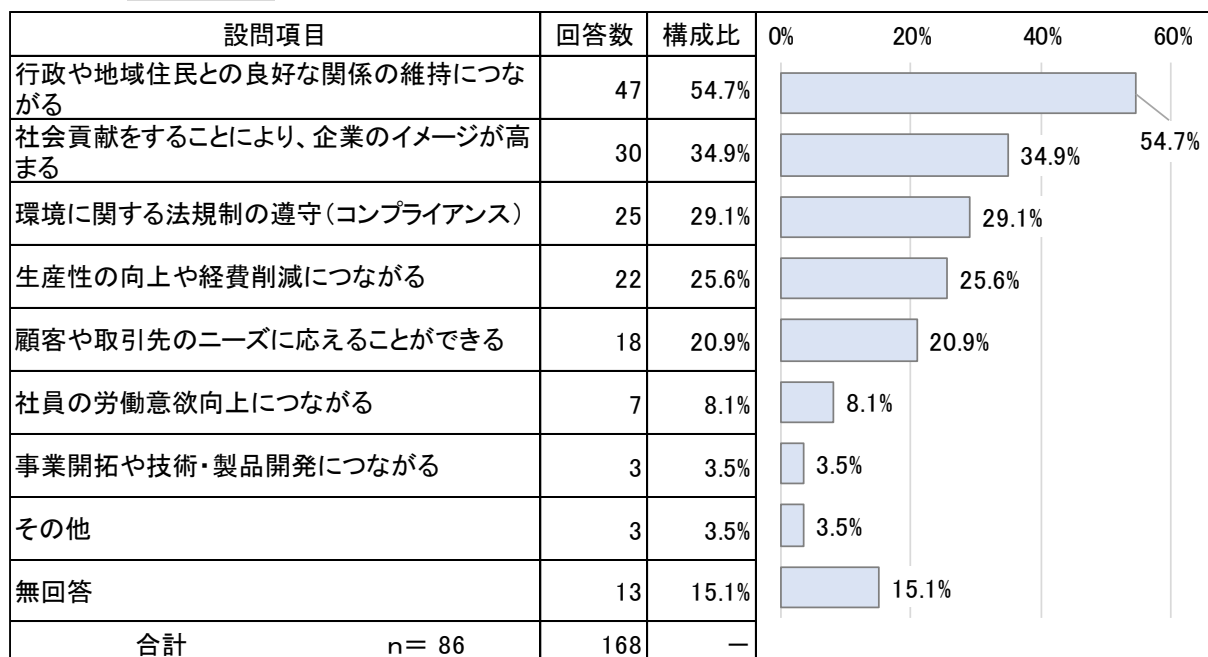
※構成比はnを分母として計算 (n: アンケートの回答者数)

問3 住民または行政等と協働した地域での環境保全活動として、次のア～コの取り組みを行っていますか、または行う予定がありますか。(それぞれ1つ選択)



※構成比はnを分母として計算 (n: アンケートの回答者数)

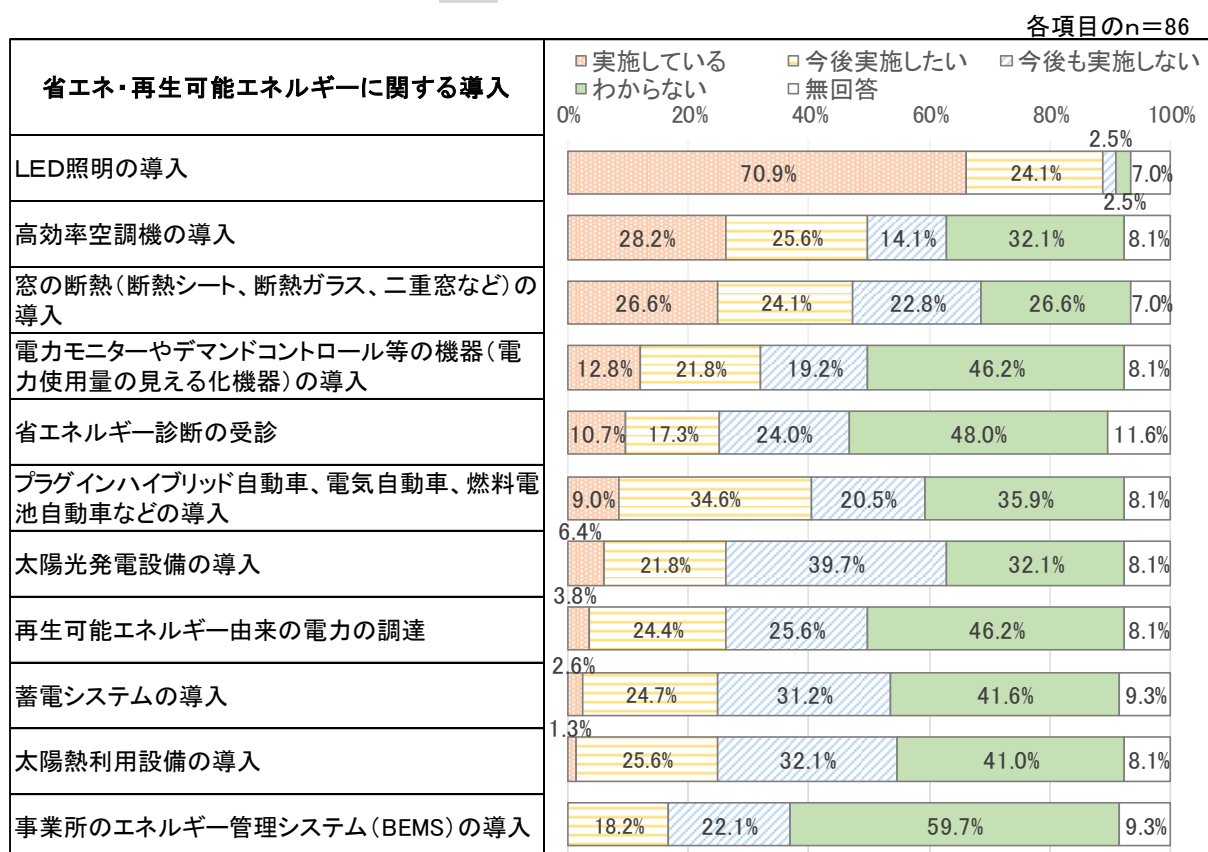
問4 仮に貴事業所が、問1の環境配慮や問3の保全活動に取り組んでいる、または今後取り組むとした場合、事業所におけるメリット（利点）として、何を期待しますか。（いくつでも選択）



※構成比はnを分母として計算（n: アンケートの回答者数）

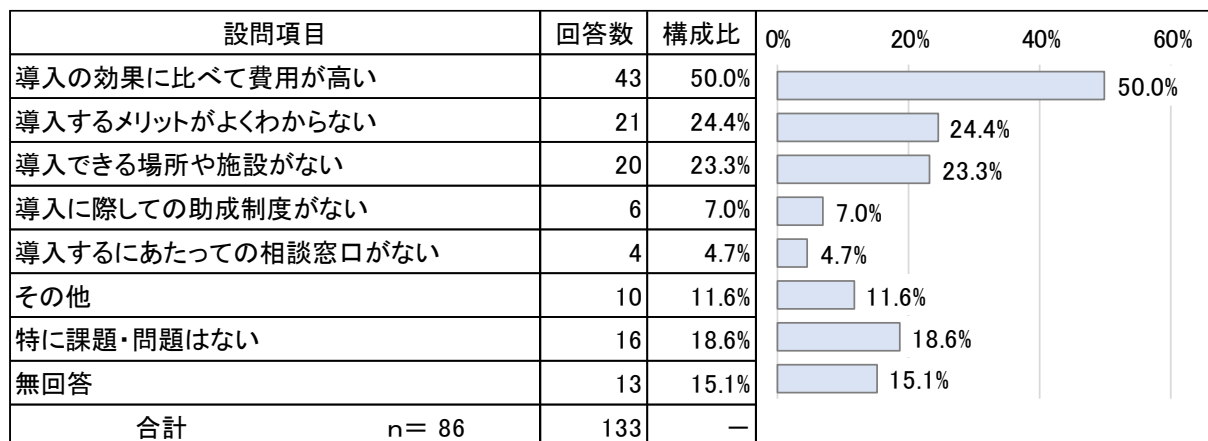
（4）省エネ・再生可能エネルギーに関する導入について

問5 貴事業所では、次のア～シのような省エネ・再生可能エネルギーに関する導入等を行っていますか。（それぞれ1つ選択）



※構成比はnを分母として計算（n: アンケートの回答者数）

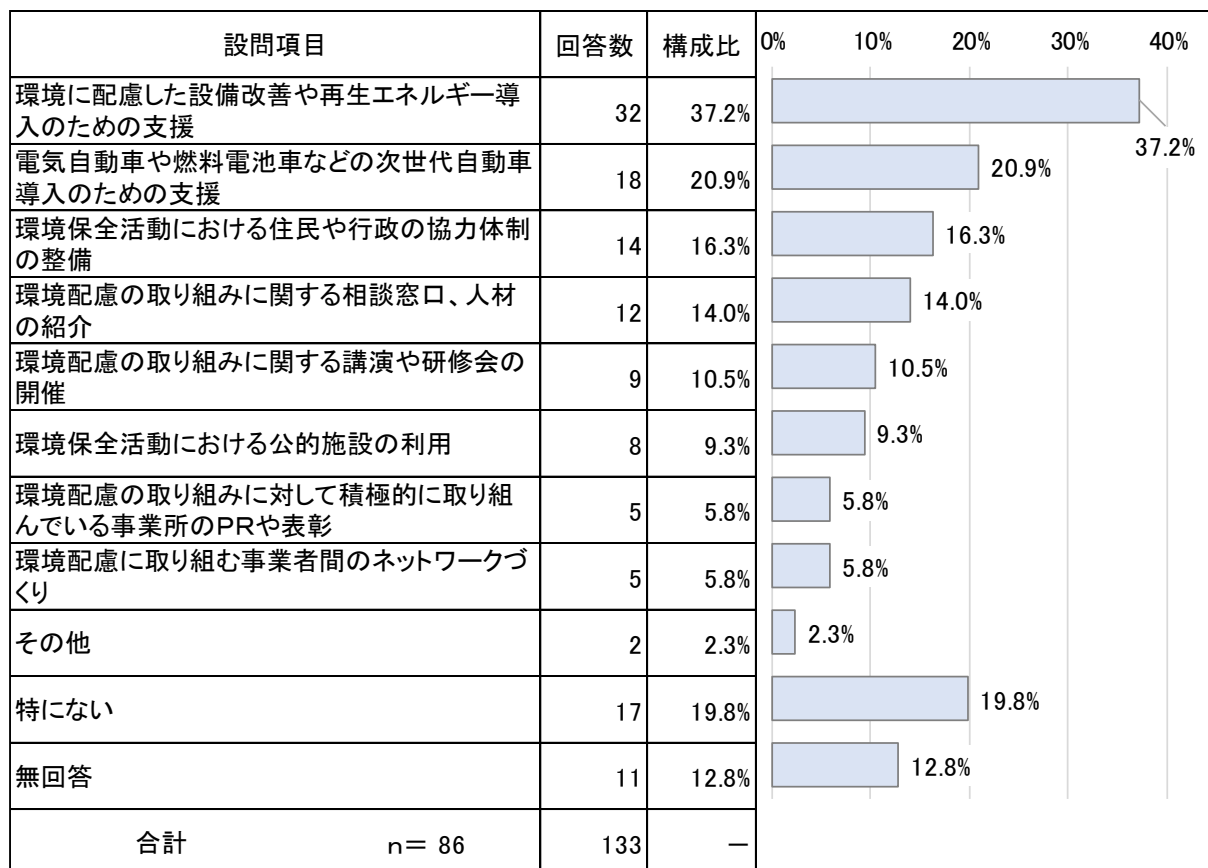
問6 問5のア～シのような、省エネ・再生可能エネルギーに関する導入をする上での課題・問題点は何でしょうか。（2つまで選択）



※構成比はnを分母として計算（n:アンケートの回答者数）

（5）環境行政に対する期待（要望）について

問7 貴事業所が環境配慮に取り組むにあたって、行政に対してどのようなことを期待（要望）しますか。（2つまで選択）



※構成比はnを分母として計算（n:アンケートの回答者数）

資料 7. 用語解説

ア 行

アスベスト（石綿）

天然に存在する繊維状の鉱物で、「せきめん」、「いしわた」と呼ばれている。軟らかく、耐熱・耐摩耗性に優れているため、ボイラー配管の被覆、自動車のブレーキパッド、建築材などに広く利用されたが、繊維が飛び散り、人が吸い込むことで肺がんや悪性中皮腫の原因になることが明らかになり、現在は原則として石綿を含む製品の輸入・製造・使用等が禁止されており、労働安全衛生法や大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などで予防や飛散防止等が図られている。

アダプト制度・アダプト団体

市が管理する道路・水路・公園・緑地などの公共施設を、市民の皆さんが義務的活動ではなく自らの活動と責任で、市と協働で管理する制度。稲城市では、平成 14 年 8 月にアダプト制度（稲城市公共施設アダプト制度）がスタートした。

アダプト制度による緑化・美化・清掃活動などを通じて、公共施設への愛護心、地域環境の向上、地域コミュニティの形成が図れると考えており、従来、公共施設は行政が管理するというシステムであったが、市民の皆さんが主体となった管理を行うことにより、地域の特性にあった管理や公共施設の有効活用などが可能となる。

生垣造成補助

市では、街並み景観の向上や地震時のブロック塀などの倒壊による災害の発生を防止するため、道路に接する部分の緑化を推進しており、その一環として、生垣を造ったり、

生垣を造るために既存ブロック塀を撤去したりする場合、造成費の一部を補助している。

一般廃棄物

産業廃棄物以外の全ての廃棄物であり、具体的には家庭から排出される生ごみや粗大ごみ、オフィスから排出される紙くずなどが挙げられる。

稲城市一般廃棄物処理基本計画

一般廃棄物について計画的かつ適正な処理を行うために市町村により策定される計画。

循環型社会の形成を目的に、一般廃棄物の処理・処分の分野における諸施策を長期的な展望にたって体系化し、現状と課題・基本目標・施策及び計画事業を明らかにし、一般廃棄物処理行政の長期的・総合的な運営の指針としている。

エコスクール

環境に配慮した学校施設や、環境に配慮した活動に取り組む学校などを指す。

エコドライブ

急発進や急加速、空ぶかしを避けるなど燃料の無駄の少ない運転を心がけることや、相乗りの習慣など、省エネルギーと排気ガス削減に役立つ運転のこと。

エコファーマー認定

「エコファーマー」とは、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」にもとづき、たい肥等を使った土づくりと化学肥料・化学農薬の使用の低減を一体的に行う農業者の愛称。環境保全型農業に取り組む農業者を支援するため、持続性の高い生産方式を導入する計画を立てた農業者を、都知事がエコファーマーとして認定する。

温室効果ガス

大気中に含まれる二酸化炭素やメタンなどのガスの総称のことであり、太陽から放出される熱を地球に閉じ込めて、地表を温める働きがある。「地球温暖化対策の推進に関する法律」で定められている温室効果ガスは、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄、三フッ化窒素の7つである。

カ行

海洋プラスチックごみ問題

プラスチックごみが海洋に行き着くことで発生する問題のこと。プラスチックが持つ分解されずに長持ちする性質から、海に流れると、海洋生物の生態系に悪い影響を与えることとなる。

外来種・外来生物

外来種とは、国境にかかわらず、導入（直接・間接を問わず人為的に、過去あるいは現在の自然分布域外へ移動させること）によりその自然分布域（その生物が本来有する能力で移動できる範囲により定まる地域）の外に生育又は生息する生物種（分類学的に異なる集団とされる、亜種、変種を含む）のことであり、在来の野生生物などの減少や絶滅を引き起こす恐れがあり、生物多様性への影響が生じている。

また、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」により、問題を引き起こす海外起源の外来生物を「特定外来生物」として指定し、その飼養、栽培、保管、運搬、輸入といった取り扱いを規制し、防除等を行うこととしている。

合併浄化槽

し尿と台所や風呂からでる雑排水を合わせて処理する浄化槽。し尿だけを処理する単

独処理浄化槽に比べると、河川の水質に与える影響をおよそ1/9に減らすことができる。

環境基準

環境基本法により、国が定める「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい」とする基準のこと。

環境教育

人間活動による自然破壊や環境への負荷が問題となっている現代において、環境の重要性を認識するとともに、環境を保全するための行動が必要であるという意識を広げていくことを目的として、学校、家庭、企業等を通じて行う教育のこと。

環境配慮指針

環境の保全や創造に取り組む上で、配慮すべき基本的な内容や方向のこと。

環境パートナーシップ

住民や民間の団体が主体となって、相互の環境コミュニケーションを深めつつ、事業者や行政と密接な連携を図りながら、連携・協働して地域の環境を改善・創造していくこと。

環境への負荷

人が環境に与える負担のこと。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。環境基本法では、環境への負荷を「人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。」としている。

工場からの排水・排煙、家庭からの排水、ごみの排出、自動車の排出ガスなど、通常の事業活動や日常生活のあらゆる場面で環境への負荷が生じている。

環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を活かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した農業。

環境マネジメントシステム（EMS）

環境に関する経営方針・計画を立て、実施し、点検し、是正するというサイクルを体系的・継続的に実行していくことにより、企業等の組織が環境に与える影響を改善するための仕組みのこと。環境マネジメントシステムの代表的なものとして、国際標準化機構(International Organization for Standardization) が定めた国際規格 ISO14001 がある。

カーボンニュートラル

炭素の意味である「カーボン」を「ニュートラル（中立）」の状態にするという表現であるが、「温室効果ガスの排出を実質ゼロにする」ことを意味する。温室効果ガスの排出量を完全にゼロにすることは現実的に難しいため、排出量から吸収または除去した量を差し引いて、全体としてプラスマイナスでゼロにするという考え方である。

クールビズ

地球温暖化防止の一環として、夏のオフィスの冷房設定温度を省エネ温度の28℃にし、それに応じて軽装化するビジネススタイルのこと。

グリーン成長戦略

「環境に配慮することが経済成長へ繋がる」ことを実現するための政策。

グリーンマーク

古紙を原料に再生利用した製品のための目印。環境ラベリング制度の一つ。古紙の利

用を拡大し、紙のリサイクルの促進を図ることを目的としている。

公害

環境保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下および悪臭によって、人の健康または生活環境に係る被害が生ずることをいう。なお、環境基本法で公害として定義されている大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭は典型七公害と呼ばれる。

光化学オキシダント、光化学スモッグ

光化学オキシダントとは、工場や自動車から排出される窒素酸化物及び揮発性有機化合物(VOC)を主体とする一次汚染物質が、太陽光線の照射を受けて光化学反応を起こすことにより発生する二次的な汚染物質のこと。また、光化学オキシダントや視程の低下を招く粒子状物質(エアロゾル)を生成する現象、あるいはこれらの物質からできたスモッグ状態のことを光化学スモッグという。

大気汚染防止法では、「大気の汚染が著しくなり、人の健康または生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合、政令で定める場合」について、光化学オキシダントの注意報・警報の発令を規定している。

公共下水道

快適な生活環境の確保と川や海などの水質の保全を図るため、生活排水や産業活動などにより生じた汚水を受け入れ、処理した後再び川や海へ戻したり、まちに降った雨などを雨水管により川や海にすばやく排水するなど水循環システムを健全に保つ施設。

再生可能エネルギー

太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱などのエネルギーで、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないもの。

里山

人の働きかけを通じて維持管理されてきた集落を取り巻く二次林のこと。人と自然が共生することで、雑木林特有の生態系を形成しており、生物多様性の高さが評価されている。

自然環境保全地域

自然環境保全法及び都道府県条例に基づき、自然環境の保全や生物の多様性の確保のために指定された地域。ほとんど人の手の加わっていない原生の状態が保たれている地域や優れた自然環境を維持している地域が指定される。

持続可能な社会

健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域まで保全されるとともに、それらを通じて人々が幸せを実感できる生活を享受でき、将来世代にも継承することができる社会。

循環型社会

従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会」に代わり、生産から流通、消費、廃棄に至るまで物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会のこと。

省エネルギー

石油・ガス・電力など、産業や生活におけ

る資源・エネルギーを効率的に利用すること。

食品ロス

本来食べられるのに捨てられてしまう食品のこと。

水質汚濁

人間の生活様式の変化や産業の発達により、有機物や有害物質が河川、湖沼、海洋等に排出され水質が汚濁すること。発生源は、生活排水、工場排水の他、農業や牧畜排水、大気汚染の降雨による水質汚染などがある。

スイングスプリンクラー

樹下から農薬や水を散布するスプリンクラー。風の影響が少なく、樹冠各部、葉の裏表にまんべんなく農薬を付着させ、高い防除効果を発揮し、農地周辺への影響を最小限に食い止めることも期待できる。

生産緑地

市街化区域内の農地で、良好な生活環境の確保に効用があり、一定の要件を満たした農地を指定する。生産緑地に指定されると、一定期間、農地として管理する義務を負う一方、税の軽減措置が受けられる。

生態系

食物連鎖などの生物間の相互関係と、ある空間に生きている生物とそれを取り巻く無機的環境の間の相互関係を総合的に捉えた生物社会のまとまりを示す概念。

生態系は、野生生物及び人類の生存を支える基盤であり、生命循環をつくりだしており、その捉え方は、森林、草原、湿原、湖、河川などのひとまとまりから、地球という巨大な空間まで様々である。

生物相

特定の地域に生育・生息する生物の種類組

成。「植物相」（特定の地域に生育する植物の種類組成）と「動物相」（特定の地域に生息する動物の種類組成）を合わせた概念。より広義には、「微生物相」（特定の地域にいる微生物の種類組成）を加えることもある。

生物多様性

地球上の生物とその生育・生息環境の多様さを表す概念。生物の豊かさ（多様性）を、生物の種、生物が生活する環境（生態系）、生物の遺伝子の3つの段階からとらえている。

生物多様性国家戦略

生物多様性国家戦略は、生物多様性基本法第11条の規定に基づき、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画として、政府が策定する計画。

ゼロエミッション

産業活動が廃棄物、排水、排気などの排出物を出すことを当たり前とする産業構造を、全ての物が利用される資源循環型に転換すること。

ゼロカーボン

企業や家庭などから排出される二酸化炭素（カーボン）などの温室効果ガスを削減し、削減しきれない排出量を森林の吸収分と相殺して、実質的に排出量をゼロにすること。

ゼロカーボンシティ

令和32（2050）年に二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを表明した自治体のこと。

タ行

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンとポリ塩化ジベンゾフランの総称。PCBと同じく塩素のつく位置や数により、多くの種類が

あり、種類によって毒性が異なる。化学物質の製造や燃焼、ごみの焼却などに伴って発生し、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準などが設定されている。

大気汚染

人間の経済・社会活動に伴う化石燃料の燃焼、金属冶金、化学工業品製造工程などから排出される汚染物質及び火山の爆発などの自然現象に伴って排出される汚染物質により大気が汚染されること。

太陽光発電

シリコンなどの半導体で作られた太陽電池を使い、太陽の光エネルギーを吸収して直接電気に変換する発電方式。枯渇の心配がなく、発電の際の二酸化炭素の排出がない。

脱炭素社会

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量の実質ゼロを目指す社会のこと。

地域循環共生圏

各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方。

地球温暖化

物の燃焼に伴ってできる二酸化炭素などは、赤外線を吸収して空気中の熱を保つ効果があるため、温室効果ガスと呼ばれている。このような温室効果ガスの大気中の濃度が高くなることにより、地表面の気温が地球規模で上昇すること。

地産地消

地域で生産された物（食品、農産物）を地域で消費すること。また、地域で必要とする

物は地域で生産すること。物を遠方から輸送する際のエネルギー（フード・マイレージ）の削減につながるという視点からも注目されている。

低燃費・低公害車

窒素酸化物（ NO_x ）や粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境性能に優れた自動車。

電気自動車（EV）

電気エネルギーで走行する自動車のことで、動力装置は電気モーター、バッテリー、パワーコントロールユニット（動力制御装置）から構成される。走行中にまったく排気ガスを出さず騒音も少ない。

都市計画マスタープラン

都市計画法により規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことであり、地域社会共有の身近な都市空間を重視したまちづくりに向けて、都市計画の観点からまちづくりの基本的な方針をあらわすもの。

土壌汚染

土壌が人間にとって有害な物質によって汚染された状態。原因としては、工場の操業に伴い、原料として用いる有害な物質を不適切に取り扱ったり、有害な物質を含む液体を地下にしみ込ませてしまったりすることなどが考えられる。また、土壌汚染の中には、人間の活動に伴って生じた汚染だけではなく、自然由来で汚染されているものも含まれる。

ナ行

二酸化炭素（ CO_2 ）

炭素化合物の燃焼や生物の呼吸により生

成される無色無臭の気体であり、炭酸ガスとも呼ばれる。現在の大気中には約 0.03%含まれているが、化石燃料の大量消費などエネルギー起源による二酸化炭素の大量排出により、ここ数十年の間に大気中濃度が急速に高まっており、数ある環境問題の中でももっとも根深く、かつ解決が困難な地球温暖化問題の原因となっている。

二酸化窒素（ NO_2 ）

窒素の酸化物で赤褐色の気体。代表的な大気汚染物質である。発生源はボイラーなどの「固定発生源」や自動車などの「移動発生源」のような燃焼過程、硝酸製造等の工程などがある。燃焼過程からはほとんどが一酸化窒素として排出され、大気中で二酸化窒素に酸化される。

日平均値の年間 98%値

1年間のうちで濃度が高かった日に着目したとき、これらの日の濃度レベルがどの程度であったかを表す統計指標の一つ。1年間に測定された全ての日平均値を、1年間での最低値を第1番目として、値の低い方から高い方に順に並べたとき、低い方から数えて98%目に該当する日平均値。

燃料電池自動車（FCV）

燃料電池で水素と酸素の化学反応によって発電した電気エネルギーを使って、モーターを回して走る自動車のこと。燃料電池自動車は水素ステーションで燃料となる水素を補給する。

ハ行

廃棄物

物を占有している者が自ら利用し、または他人に有償で売却することができないため不要となったものをいい、ごみ、燃え殻、汚

泥、ふん尿、廃油などの固形状または液状のものをいう。廃棄物は、主として家庭から排出される生ごみや粗大ごみなどの一般廃棄物と、主として事業活動に伴って生じた汚泥などの産業廃棄物に区別される。一般廃棄物には、一般家庭から排出されるいわゆる家庭ごみ（生活系廃棄物）の他、事業所などから排出される産業廃棄物以外の不要物（いわゆるオフィスごみなど）も事業系一般廃棄物として含まれており、発生源別に、生活系と事業系の2つに区分される。

ハイブリッド車

エンジンとモーターの2つの動力源をもち、それぞれの利点を組合わせて駆動することにより、省エネと低公害を実現する自動車。

ビオトープ

生物を意味する bio と、場所を意味する top を合成したドイツの造語（biotop）で、野生生物の生息空間を意味する。最近では、池を設けたり草木を植えたりして、野生生物が住みやすい空間を再現したものを指すことが多い。

ヒートアイランド現象

都市部において、高密度にエネルギーが消費され、また、地面の大部分がコンクリートやアスファルトで覆われているために水分の蒸発による気温の低下が妨げられて、郊外部よりも気温が高くなっている現象。等温線を描くと、都市中心部を中心にして島のように見えるためにヒートアイランドという名称が付けられている。

フードシェアリングサービス

売れ残りを防ぎたい小売店・飲食店や生産者と、食べものを求める人や団体を、スマートフォンのアプリ等を通じてマッチングする（組み合わせる）サービスのこと。

フードドライブ

家庭で余っている食品を既定の場所に持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄付する活動のこと。

フードバンク

日常的に主に企業などから余っている食品を集めて、定期的に福祉施設等に無償分配する活動・団体のこと。

浮遊粒子状物質（SPM）

浮遊粉じんのうち粒径が10ミクロン（1mmの100分の1）以下のもので、大気中に長時間滞留し、肺や気管等に沈着して呼吸器に影響を及ぼす。工場・事業場やディーゼル自動車等から排出される人為的なもののほか、土壌粒子、海塩粒子などの自然界に由来するものがある。浮遊粒子状物質のうち粒径が2.5ミクロン以下のもの（PM_{2.5}）については、特に健康への影響が指摘されている。

プラグインハイブリッド自動車（PHV）

外部から電源をつないで充電できるハイブリッド車のことで、電気自動車とは違いエンジンも搭載しているため、ガソリンエンジンで自走することもできる。ハイブリッド車に比べるとバッテリー容量も大きいものが多く、電気のみでの航続距離もハイブリッド車より長くなる。

防薬シャッター

薬剤散布時の近隣への飛散防止設備。

マ行

緑のカーテン

アサガオやヘチマ、ゴーヤなどツル性の植物で作る自然のカーテンのこと。ベランダや軒下に生育させることで、真夏の暑い日差し

を避け、エアコンなどの冷房費削減につながる事が期待される。

みどり率

緑が地表を覆う部分に公園や水面などのオープンスペースを加えた面積が、地域全体の面積に占める割合のこと。

ヤ行

有害化学物質

フロンや有機塩素系化合物、ダイオキシン等、環境中での分解性が著しく低く、人体に悪影響を及ぼす物質（化学成分）を指す。

要請限度

騒音規制法、振動規制法に基づき、市町村長が、都道府県公安委員会や道路管理者に対して、交通規制や道路の改善など、道路交通法の規定による措置を要請することができる騒音及び振動レベルのこと。

ラ行

リサイクル

ごみを原料（資源）として再利用すること。回収されたものを原材料として利用するマテリアルリサイクルと、廃棄物の焼却の際に発生する熱をエネルギーとして利用するサーマルリサイクルの2つに分けられる。

リターナブル容器

中身を消費した後の容器を、販売店を通じて回収し、製造メーカーが洗浄して再び使用する容器。

リデュース

廃棄物の発生抑制のことであり、再使用や修理、廃棄物の発生の少ない商品の購入、コンポストによる生ごみの減量化などがある。

リフューズ

不要なものやごみになるものを受け取らない、拒否することでそもそも廃棄物を発生させないこと。

リユース

いったん使用された製品や部品、容器などを再使用すること。回収された使用済み機器などをそのまま、もしくは修理などを施した上で再び利用する「製品リユース」や製品を提供するための容器などを繰り返し使用する「リターナブル」、回収された機器などから再使用可能な部品を選別し、そのまま、もしくは修理などを施した上で再度使用する「部品リユース」などがある。

数字・アルファベット

30 by 30（サーティ・バイ・サーティ）

令和12（2030）年までに生物多様性の損失を食い止め、陸域及び海域の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標のこと。

3R（スリーアール）

Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の3つの英語の頭文字を表したもの。Reduce（リデュース）は、使用済みになったものが、なるべくごみとして廃棄されることが少なくなるように、ものを製造・加工・販売すること。Reuse（リユース）は、使用済みになっても、その中でもう一度使えるものはごみとして廃棄しないで再使用すること。Recycle（リサイクル）は、再使用ができずにまたは再使用された後に廃棄されたものでも、再生資源として再生利用すること。

3R活動とは、3つのRに取り組むことで、ごみを限りなく少なくし、ごみの焼却や埋立処分による環境への悪い影響を極力減らす

ことと、限りある地球の資源を有効に繰り返し使う社会（＝循環型社会）をつくろうとするもの。

4 R + 1（フォーアールプラスワン）

3 Rに Refuse（リフューズ＝ごみの元になるものを買ったり貰ったりしないこと）を加え、4 Rとしたうえで、さらに市民・自治会、事業者、教育機関、関連団体と行政の「協働（Cooperation）」により、それぞれの立場で知恵を出し合い、着実に進めていくことをあらわした考え方（「第二次稲城市一般廃棄物処理基本計画」の基本理念となっている）。

BOD（生物化学的酸素要求量）

河川水や工場排水、下水などに含まれる有機物による汚濁の程度を示すもので、水質汚濁に関する代表的な指標。一定条件のもとで、微生物により有機物が酸化分解される際に消費される酸素の量をいう。数値が大きいほど汚濁の程度が高い。

ESD（持続可能な開発のための教育）

持続可能な開発を進めていくために、あらゆる領域から、学校教育、学校外教育を問わず、国際機関、各国政府、NGO、企業等あらゆる主体間で連携を図りながら、教育・啓発活動を推進していくもの。この教育の範囲とは、環境、福祉、平和、開発、ジェンダー、子どもの人権教育、国際理解教育、貧困撲滅、識字、エイズ、紛争防止教育など多岐にわたる。

HTT（エイチ・ティー・ティー）

東京都が進めている取り組みで、Hは「減らす」、Tは「創る」、T「蓄める」の三つの切り口で、中長期的なエネルギーの安全確保を推進している。

i バス

市が運行しているコミュニティバス（稲城市循環バス）である。全路線ともに、小田急バスに運行が委託されている。

OECM（オー・イー・シー・エム）

Other Effective area-based

Conservation Measure（その他の効果的な地域をベースとする手段）の頭文字をとったもので、国立公園などの保護地区ではない地域のうち、生物多様性を効果的にかつ長期的に保全しうる地域のことをいう。

pH（水素イオン濃度指数）

水溶液の酸性、アルカリ性の度合いを表す指標。一般に「水素イオン濃度」といわれることもあるが、正確には、水素イオン濃度の逆数の常用対数を示す値。pH試験紙やpH計などで簡易に測定できる。pHが7のときに中性、7を超えるとアルカリ性、7未満では酸性を示す。

ppm（ピー・ピー・エム）

英語で百万分の1を意味する言葉（parts per million）の頭文字をとって作られた単位。％（百分率）と同じように、百万分の1を単位とする比率の概念（百万分率）。大気中における気体の大気汚染物質の濃度の単位として用いられる。

PRT法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）

人の健康や生態系に有害なおそれがある化学物質について、環境中への排出量及び廃棄物に含まれての移動量を、事業者が自ら把握して東京都を經由して国に届け出るとともに、国は、事業者からの届出や統計資料を用いた統計に基づいて排出量・移動量を集計・公表する法制度。

SDGs (エス・ディー・ジーズ)

「持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals」の略称で、「エス・ディー・ジーズ」と呼ぶ。平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、令和 12 (2030) 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。

Society 5.0 (ソサイエティ 5.0)

「第 5 期科学技術基本計画」において、日本が目指すべき未来社会として提唱されたもので、その一例としては「サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合したシステムにより、経済発展と社会課題の解決を両立する人間中心の社会」と挙げられる。狩猟社会(社会 1.0)、農業社会(社会 2.0)、産業社会(社会 3.0)、情報社会(社会 4.0)に続く社会を目指すものとしている。

SS (浮遊物質)

水中に浮遊または懸濁している直径 2 mm 以下の粒子状物質のことで、沈降性の少ない粘土鉱物による微粒子、動植物プランクトンやその死骸・分解物・付着する微生物、下水、工場排水などに由来する有機物や金属の沈殿物が含まれる。浮遊物質が多いと透明度などの外観が悪くなるほか、魚類のえらがつまって死んだり、光の透過が妨げられて水中の植物の光合成に影響し発育を阻害することがある。排水の排水基準、公共用水域の環境基準、下水道への放流基準で規制されている。

ZEB (ゼブ)

Net Zero Energy Building (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル) の略称で、「ゼブ」と呼ぶ。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物。

ZEH (ゼッチ)

Net Zero Energy House (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス) の略称で、「ゼッチ」と呼ぶ。快適な室内環境を実現しながら、住宅で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した住宅。

ZEV (ゼブ)

Zero Emission Vehicle (ゼロ・エミッション・ビークル) の略称で、「ゼブ」と呼ぶ。走行時に二酸化炭素等の排出ガスを出さない電気自動車(EV)や燃料電池自動車(FCV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)のこと。



第三次稲城市環境基本計画

令和5年3月

発行：稲城市

編集・製作：稲城市都市環境整備部緑と環境課

東京都稲城市東長沼2111番地

TEL 042-378-2111